

平成22年度

経済観光部 施策の概要

旭川市

	【社団法人 旭川物産協会】	
5	観 光	48
	【観光入込客数の推移】	
	【平成 21 年度観光入込客数】	
(1)	誘致宣伝活動	48
	観光客誘致宣伝事業費	48
	国際観光プロモーション事業費	49
	冬季観光誘致促進事業費	49
	教育旅行誘致促進事業費	49
	旭川観光巡り推進事業費	50
	観光情報ネットワーク事業費	50
	外国人観光客おもてなし事業費	50
	旭川地域観光客滞在促進事業費	50
	観光いきいき情報発信事業費	51
	観光客等中心市街地誘導促進事業費	51
	中国・上海観光客誘致事業費	51
	旭山動物園多言語 FM 放送	
	配信システム構築事業費	51
(2)	イベント・コンベンション	52
	【イベント・コンベンションの開催実績】	
	イベント推進事業費	53
	旭川夏・冬まつり開催事業費	53
	氷彫刻振興補助金	56
	コンベンション開催誘致促進事業費	56
	フィルムコミッション推進事業費	56
(3)	観光関連団体	57
6	雇用・労働福祉	59
	【有効求人倍率の推移】	
(1)	就労の促進	59
	職業相談推進事業費	59
	高齢者就業機会確保事業推進費	60
	【社団法人 旭川市シルバー人材センター】	
	高齢者活用生活援助サービス	
	事業費補助金	60
	若年者就職支援事業費	61
	季節労働者通年雇用促進事業費	61
	障害者就業支援 IT セミナー事業費	62
	中小企業障害者雇用支援助成事業費	62

	季節労働者冬期雇用対策事業費	62
	新規学卒者等スキルアップ支援事業費	62
	民間提案型雇用創造推進事業費	62
	民間提案型重点分野雇用創出事業費	63
	臨時職員緊急雇用事業費	63
(2)	勤労者の福祉の向上	63
	中小企業福祉事業費補助金	63
	【財団法人 旭川市勤労者共済センター】	
	勤労者資金貸付事業費	64
(3)	人材の確保と育成	65
	労働行政費（経常費）	65
	技能のまちづくり推進事業費	66
V	関係施設	67
1	旭川市工芸センター	69
2	旭川市工業技術センター	72
3	旭川市旭山動物園	75
4	（財）道北地域旭川地場産業振興センター	80
5	観光案内所	82
	【旭川観光情報センター】	
	【旭川空港観光案内所】	
	【旭山動物園観光情報センター】	
	【まちなか交流館観光情報センター】	
VI	条例・規則	85
	旭川市中小企業等振興条例	87
	旭川市中小企業等振興条例施行規則	91
	旭川市工業等振興促進条例	96
	旭川市工業等振興促進条例施行規則	100
	旭川市工芸センター条例	103
	旭川市工芸センター条例施行規則	107
	旭川市工業技術センター条例	110
	旭川市工業技術センター条例施行規則	114
	旭川市旭山動物園条例	118
	旭川市旭山動物園規則	120
VII	附属機関	123
1	旭川市中小企業等審議会	125
2	旭川市工芸センター運営委員会	126
3	旭川市工業技術センター運営委員会	127

VIII	統計資料	129
1	産業別就業者数	131
2	事業所統計	132
3	商業統計	137
4	工業統計	147
5	大規模小売店舗	157
6	観光客入込数	161
IX	関係団体	163
	商工指導機関関係	165
	商業関係	165
	商店街振興組合関係	165
	工業関係	166
	観光関係	167
	技能・労働関係	167
	金融関係	168

I 施策の方向

1 平成 22 年度経済観光部施策の方向

我が国を含めた世界経済は、金融危機に起因する急激な落ち込みから脱出し、昨年後半以降は回復基調にあるが、新興国や資源国の世界経済に占めるウエイトの拡大等世界経済の大きな構造変化や新たな課題も明確になってきており、日本経済・産業の行き詰まりは深刻化している。

このような状況の中、20年に及ぶデフレ傾向が続き、昨年は本市の中心市街地の顔である老舗百貨店の閉店など中心市街地の衰退が進行するなど、本市経済にも厳しい時代の波が押し寄せてきており、持ち直しの動きはあるものの依然として景気の低迷が続いている。

こうした地域経済の状況を踏まえ、平成 22 年度は次の施策を中心に、関係機関との十分な連携を図りながら、雇用対策を含めた本市経済の活性化と力強い地域産業の振興に努める。

第 1 には、地域経済の基盤となっている製造業の競争力を強化し、生産性の向上を図るとともに、地場産品（製品）の販売を市外市場に拡大し、域外からの資金流入を促進する。

そのため、製品の安全性やブランド力の向上、産学官連携による企業の技術力の向上、技術者・技能者の育成と確保などにより、地域産業の競争力強化に向けたものづくりを支援する。

また、地場製品の展示会・物産展等への出展支援や国内外マーケット情報の調査・研究・提供などにより、地域企業のビジネスチャンス拡大を図り、販路開拓を推進する。

第 2 には、個性や魅力ある商店街活動やイベントを支援し、中心市街地の集客機能を高めるとともに、国内外の観光客やコンベンションの誘致を推進し、集客力をアップする。

そのため、中心市街地でのイベント開催等や地域商店街の活動を支援するとともに、商業者の育成や空き店舗活用に取り組み、まちなか交流館の開設など中心市街地等の賑わいを創出し活性化を図る。

観光面では、外国人観光客誘致や冬季観光を重点に展開し、地域資源を生かした通年型・滞在型観光の振興を図るとともに、コンベンションの誘致やフィルムコミッション事業を推進する。

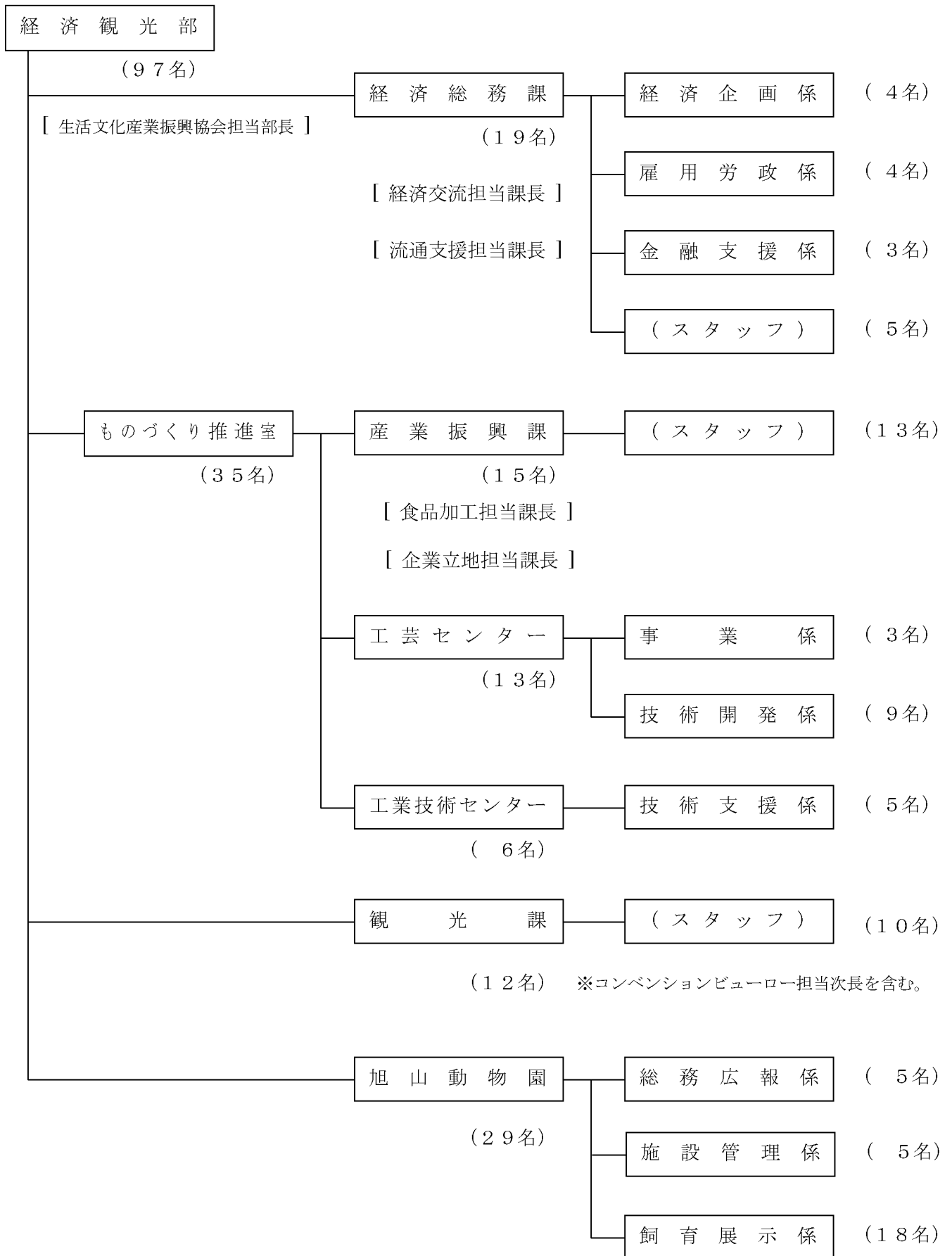
旭山動物園については、動物園の使命であるレクリエーション、自然・環境・種の保存、動物学研究的機能を高め、行動展示施設や園内環境の充実を図り、魅力ある動物園づくりを推進する。

第 3 には、新たな事業活動の芽を伸ばすなど、事業活動の活性化を促し、地域経済の活性化と雇用の創出を目指す。

そのため、新規学卒者等のスキルアップなど若年者、障害者、季節労働者等の雇用促進を図るとともに、新規事業化や起業者・経営者育成の促進を図る。また、企業経営の安定と活性化を支える経済団体の組織強化や融資制度の充実、企業誘致を促進する産業用地等の確保を図る。

Ⅱ 機構及び事務分掌

1 機 構 (平成 22 年 4 月 1 日現在)



2 事務分掌

経済総務課

- 【経済企画係】
 - ・ 商工業振興のための企画及び総合調整に関すること
 - ・ 商工業育成のための情報収集及び調査分析に関すること
 - ・ 商工業指導団体に関すること
 - ・ 中小企業等審議会に関すること

- 【雇用労政係】
 - ・ 雇用の推進に関すること
 - ・ 雇用及び労働の情報収集・調査に関すること
 - ・ 労働者の福祉に関すること
 - ・ 労働相談に関すること
 - ・ 技能者の育成に関すること
 - ・ 労働関係機関との連絡調整に関すること

- 【金融支援係】
 - ・ 中小企業者等の金融相談に関すること
 - ・ 中小企業融資制度に関すること
 - ・ 金融関係機関との連絡調整に関すること

- (経済交流担当)
 - ・ 経済交流に関すること
 - ・ 地場製品の販路拡大に関すること
 - ・ 貿易の振興に関すること

- (流通支援担当)
 - ・ 商業及びサービス業の振興に関すること
 - ・ 流通に関すること

ものづくり推進室

産業振興課

- ・ 製造業，情報産業等の振興に関すること
 - ・ 産業関連情報の収集及び提供に関すること

- (食品加工担当)
 - ・ 食品加工に関すること
 - ・ 食品の分析，試験研究に関すること
 - ・ 食品製造業の振興に関すること

- (企業立地担当)
 - ・ 企業誘致及び既存企業の適地誘導等に関すること
 - ・ 産業用地及び周辺環境の整備に関すること

工芸センター

- 【事業係】
 - ・ 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集，提供及び相談に関すること
 - ・ 展示会，講習会等の開催に関すること
 - ・ 施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関すること
 - ・ 各種事業の企画及び実施に関すること
 - ・ デザインの振興に関すること

- 【技術開発係】
 - ・ 木製品，木工芸品，窯業製品及び金属部品の設計，意匠，試作，特殊加工技術及び生産加工技術に係る調査，研究及び指導に関すること
 - ・ 関連業界の技術者の養成指導に関すること
 - ・ 展示会，講習会等の開催に係る技術指導に関すること
 - ・ 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること
 - ・ 新技術の普及指導に関すること
 - ・ 製品開発及び共同研究に関すること

工業技術センター

- 【技術支援係】
 - ・ 機械金属工業に係る生産加工技術の指導及び相談並びに製品開発支援に関すること
 - ・ 機械金属工業に係る技術者の育成指導並びに技術研修の企画及び実施に関すること
 - ・ 機械金属工業に係る先端技術の調査研究及び普及並びに技術情報の収集及び提供に関すること
 - ・ 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること
 - ・ 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること

観 光 課

- ・ 観光事業の振興，企画及び調査統計に関すること
- ・ 観光資源及び施設に関すること
- ・ 観光関係業者の育成に関すること
- ・ 旭川観光情報センターに関すること
- ・ 観光客の誘致，宣伝及び相談に関すること
- ・ 観光団体に関すること
- ・ 観光イベントに関すること
- ・ コンベンションの誘致に関すること
- ・ フィルムコミッションに関すること

旭 山 動 物 園

- 【総務広報係】
 - ・ 総合的運営計画に関すること
 - ・ 入園料，使用料その他収入に関すること
 - ・ 広報に関すること
 - ・ 文書，物品等の管理に関すること
 - ・ 関係団体に関すること
 - ・ その他他係に属さないこと
- 【施設管理係】
 - ・ 施設の維持管理及び整備に関すること
 - ・ 施設の一時的な使用に関すること
- 【飼育展示係】
 - ・ 動物の飼育及び展示に関すること
 - ・ 動物の健康管理に関すること
 - ・ 動物舎の管理に関すること
 - ・ 野生動物の保護，調査，研究及び教育活動に関すること

Ⅲ 平成 22 年度予算

1 旭川市一般会計当初予算

【歳入】

(単位：千円・%)

		平成 22 年度	平成 21 年度	増減額	前年比
1	市税	39,500,000	40,800,000	△1,100,000	△2.6
2	ゴルフ場利用税交付金	23,000	28,000	0	0
3	自動車取得税交付金	224,000	264,000	△102,000	△27.9
4	国有提供施設等所在市町村助成交付金	126,000	118,000	0	0
5	地方特例交付金	451,388	419,000	68,000	19.4
6	地方交付税	34,346,000	32,130,000	210,000	0.7
7	交通安全対策特別交付金	88,600	92,000	12,000	15.0
8	地方譲与税	1,369,000	1,430,000	△124,000	△8.0
9	利子割交付金	185,000	281,000	△10,000	△3.4
10	配当割交付金	21,000	72,000	△50,000	△41.0
11	株式等譲渡所得割交付金	17,000	11,000	△62,000	△84.9
12	地方消費税交付金	3,522,000	3,792,000	46,000	1.2
13	分担金及び負担金	1,114,671	1,070,689	21,456	2.0
14	使用料及び手数料	3,650,407	4,009,529	△60,322	△1.5
15	国庫支出金	30,584,758	25,065,042	1,202,572	5.0
16	道支出金	6,863,647	5,670,262	38,828	0.7
17	財産収入	281,082	250,373	100,882	67.5
18	寄附金	1,124,677	30,105	2,624	9.5
19	繰入金	499,933	424,543	△714,761	△62.7
20	繰越金	1	1	0	0
21	諸収入	13,316,864	13,779,611	△1,942,935	△12.4
22	市債	16,190,972	14,572,845	373,656	2.6
	歳入合計	153,500,000	144,310,000	△2,090,000	△1.4

【歳出】

(単位：千円・%)

	科 目	平成 22 年度	平成 21 年度	増減額	前年比
1	議会費	438,558	459,523	6,259	1.4
2	総務費	4,745,777	4,158,659	△325,918	△7.3
3	民生費	58,167,578	51,772,679	1,700,389	3.4
4	衛生費	10,433,370	10,617,674	△570,097	△5.1
5	労働費	640,912	185,754	65,628	54.6
6	農林水産業費	1,095,579	1,087,571	△10,145	△0.9
7	商工費	10,150,238	8,578,475	△1,101,187	△11.4
8	土木費	19,181,372	18,561,321	373,500	2.1
9	消防費	698,433	713,563	△1,177,085	△62.3
10	教育費	8,882,901	7,199,600	△356,457	△4.7
11	災害復旧費	1,200	1,200	0	0
12	公債費	19,424,082	20,123,981	△624,887	△3.0
13	職員費	19,590,000	20,800,000	△70,000	△0.3
14	予備費	50,000	50,000	0	0
	歳出合計	153,500,000	144,310,000	△2,090,000	△1.4

2 経済観光部当初予算総括

(単位：千円・%)

款・項・目	H22 年度予算	H21 年度予算	比較	前年比
5 労働費	334,528	145,132	189,396	130.5%
1 労働費	334,528	145,132	189,396	130.5%
1 労政費	89,677	109,725	△20,048	△18.3%
2 緊急地域雇用対策費	244,851	35,407	209,444	591.5%
7 商工費	10,150,238	8,578,475	1,571,763	18.3%
1 商工費	10,150,238	8,578,475	1,571,763	18.3%
1 商業振興費	8,018,297	8,269,407	△251,110	△3.0%
2 工業振興費	1,879,176	56,068	1,823,108	3251.6%
3 企業誘致費	7,022	5,899	1,123	19.0%
4 観光費	136,984	139,209	△2,225	△1.6%
5 工芸センター費	80,170	78,520	1,650	2.1%
6 工業技術センター費	28,589	29,372	△783	△2.7%
7 動物園費	0	0	0	0.0%
経済観光部 歳出合計	10,484,766	8,723,607	1,761,159	20.2%
動物園事業特別会計	1,455,054	2,040,402	△585,348	△28.7%

市予算(一般会計)	153,500,000	144,310,000	9,190,000	6.7%
-----------	-------------	-------------	-----------	------

3 事業費一覧

(単位:千円)

区分	事業名	事業費	ページ
労政費	労働行政費 【経常費】	2,920	65
	職業相談推進事業費	3,816	59
	高年齢者就業機会確保事業推進費	10,700	60
	高齢者活用生活援助サービス事業費補助金	1,000	60
	若年者就職支援事業費	555	61
	季節労働者通年雇用促進事業費	1,300	61
	中小企業福祉事業費補助金	8,911	63
	勤労者資金貸付事業費	59,498	64
	技能のまちづくり推進事業費	977	66
緊急地域 雇用対策費	障害者就業支援ITセミナー事業費	1,200	62
	中小企業障害者雇用支援助成事業費	1,600	62
	季節労働者冬期雇用対策事業費	2,800	62
	(新)新規卒者等スキルアップ支援事業費	2,000	62
	(新)民間提案型雇用創造推進事業費	43,141	62
	(新)臨時職員緊急雇用事業費	38,824	63
	(新)新規創業ガイドブック作成等事業費	8,820	31
	中心市街地イベントプロデュース事業費	21,690	25
	商店街コンシェルジュサービス事業費	26,844	23
	地域資源発掘・普及事業費	22,298	45
	駐車場・公共交通機関利用促進事業費	11,045	26
	(新)食品産業商品開発促進支援事業費	3,085	31
	大学等研究機関ビジネスシーズ調査事業費	7,971	29
	旭川家具ブランド推進事業費	8,881	46
	旭川地域観光客滞在促進事業費	9,093	50
	観光いきいき情報発信事業費	4,080	51
観光客等中心市街地誘導促進事業費	17,689	51	
旭山動物園多言語 FM 放送配信システム構築等事業費	13,790	51	
商業振興費	金融相談行政費 【経常費】	161	—
	振興行政費 【経常費】	29,452	—
	商業行政費 【経常費】	2,563	22
	商業振興育成費	3,129	22
	中心市街地活性化対策費	4,824	24
	地域企業経営者等育成補助金	1,520	38

	中小企業振興資金融資事業費	7,913,474	39
	まちなか活性化事業基金積立金	109	—
	地場産品販路開拓推進費	3,823	44
	道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金	13,230	44
	海外経済交流推進事業費	3,101	44
	(新)海外取引推進事業費	2,963	45
	(新)まちなか活性化交流拠点創出事業費	39,948	25
工業振興費	産業振興行政費 【経常費】	511	—
	地域企業育成事業費	16,724	27
	デザイン振興基金積立金	148	—
	ものづくり推進支援事業費	9,495	29
	ものづくりもう一押し支援事業費	14,077	29
	IT産業人材育成事業費	61,510	29
	デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金	14,967	30
	食品産業支援事業費	2,387	30
	食品産業支援センター事業費	2,000	30
	(新)国際家具デザインフェア旭川2011開催準備事業費	6,000	46
	(新)あさひかわ米粉活用促進事業費	2,000	31
	(新)ロボティクス・メカトロニクス講演会2010開催補助金	500	—
	(新)(財)旭川生活文化産業振興協会貸付金	700,000	—
	(新)(財)旭川生活文化産業振興協会補助金	5,367	—
(新)(財)旭川生活文化産業振興協会出損金	1,100,000	—	
(新)(株)旭川産業高度化センター清算事業費補助金	5,000	—	
企業誘致費	企業誘致費	3,850	35
	首都圏企業誘致促進事業費	3,172	36
観光費	観光振興行政費 【経常費】	15,221	—
	観光客誘致宣伝事業費	15,303	48
	国際観光プロモーション事業費	5,500	49
	冬季観光誘致促進事業費	4,000	49
	教育旅行誘致促進事業費	1,500	49
	旭川観光巡り推進事業費	3,000	50
	観光情報ネットワーク事業費	11,218	50
	(新)外国人観光客おもてなし事業費	1,000	50
	イベント推進事業費	4,622	53
	旭川夏・冬まつり開催事業費	62,000	53
	氷彫刻振興補助金	620	56

	コンベンション開催誘致促進事業費	9,000	56
	フィルムコミッション推進事業費	2,000	56
工芸センター費	木工芸指導行政費 【経常費】	5,467	—
	施設管理費 【経常費】	64,903	—
	ものづくり技術者育成事業費	300	31
	(新)デザイン力次世代継承事業費	3,500	32
	(新)家具等首都圏販路拡大支援事業費	6,000	47
工業技術センター費	技術指導行政費 【経常費】	12,639	—
	施設管理費 【経常費】	13,851	—
	工業技術センター設備整備費	2,099	—
動物園費	動物園事業特別会計繰出金	0	—

※(新)平成 22 年度新規事業

IV 主要施策

1 商 業

(1) 商業活動の促進

本市の商業は、交通の要衝にあるという立地条件から道内及び本州方面を結ぶ流通拠点として発展してきた。

平成 19 年の商業統計調査によると、市内の小売業、卸売業を合わせた事業所数は 3,829 事業所で前回の調査（平成 16 年）に比べて 9.3%（394 事業所）の減、従業者数は 33,234 人で 8.0%（2,888 人）の減、年間商品販売額は 1 兆 2,606 億円で 7.1%（970 億円）の減となった。内訳を見ると、小売業の事業所数は 2,727 事業所で前回調査より 9.6%（290 事業所）の減、従業者数は 22,896 人で前回と比較して 7.1%（1,757 人）減、また年間商品販売額も 4,040 億円と前回調査より 4.6%（195 億円）の減となっている。卸売業では、事業所数は 1,102 事業所で前回調査より 8.6%（104 事業所）の減、従業者数は 10,338 人で前回調査より 9.9%（1,131 人）の減、年間商品販売額も 8,566 億円で前回調査より 8.3%（775 億円）の減となっている。

郊外型大型店の進出や消費者のライフスタイルの変化等により地域商店街の衰退が続いている状況にあるが、旭川商店街サポートセンター及び旭川市商店街振興組合連合会などの活動を支援することにより、商店街の活性化と魅力ある商業環境の実現を図る。

【平成 19 年商業統計調査結果】

	事業所数	従業者数（人）	年間商品販売額 （百万円）
総 数	3,829	33,234	1,260,629
前回比	▲9.3%	▲8.0%	▲7.1%
全道シェア	6.6%	7.2%	7.1%
(小 売 業)	2,727	22,896	403,997
前回比	▲9.6%	▲7.1%	▲4.6%
全道シェア	6.1%	6.8%	6.6%
(卸 売 業)	1,102	10,338	856,633
前回比	▲8.6%	▲9.9%	▲8.3%
全道シェア	8.1%	8.2%	7.3%

商業行政費（經常費）

【目 的】 商店街や卸売業界が行う事業運営への支援を通じ、商業行政の振興を図る。
また、本市産品の海外市場開拓のため、貿易促進団体等に加入して、情報の収集や提供を行うとともに、セミナーや研修会の開催を通して貿易の振興を図る。

【予 算 額】 2,563 千円

【事業概要】

1 旭川市商店街振興組合連合会補助金（予算額 1,800 千円）

商業環境の変化に対応した商店街活動に向けての調査研究、情報収集、研修等の事業への一部助成。

支出先 旭川市 4 条通 8 丁目 1705 番地の 6
旭川市商店街振興組合連合会 理事長 鳥居 幸廣

2 旭川卸商連盟補助金（予算額 240 千円）

本市卸売業界の連携強化、経営合理化及び総合的改善発展を進める旭川卸商連盟の事業運営への一部助成。

支出先 旭川市常盤通 1 丁目 旭川商工会議所内
旭川卸商連盟 会長 山口 誠二

3 北海道国際ビジネスセンター負担金（予算額 100 千円）

道内中小企業の海外取引や海外進出を支援する同センター（行政や経済団体で構成）に対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 1 階
北海道国際ビジネスセンター 会長 滝沢 靖六

4 北海道貿易物産振興会負担金（予算額 240 千円）

国内各地で開催する北海道物産展並びに貿易の窓口である同会に対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター
北海道貿易物産振興会 会長 滝沢 靖六

5 日本貿易振興機構北海道貿易情報センター負担金（予算額 100 千円）

貿易に関する各種情報資料等の提供を行う同センターに対する負担金。

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター 1 階
日本貿易振興機構北海道貿易情報センター 会長 高向 巖
(経済総務課)

商業振興育成費

【目 的】 旭川商店街サポートセンターへの支援等を通じ、商店街活動の促進及び本市商業の振興を図る。

【予 算 額】 3,129 千円

【事業概要】

旭川商店街サポートセンター補助金（予算額 3,000 千円）

商店街が横断的な連携のもとに組織する旭川商店街サポートセンターの活動を支援し、地域コミュニティの核である商店街の活性化を推進する。

支出先 旭川市 4 条通 8 丁目 1705 番地の 6 旭川市商店街振興組合連合会内
旭川商店街サポートセンター 会長 林 喜代次

（経済総務課）

商店街コンシェルジュサービス事業費

【目的】 商品・店舗案内や注文代行等のサービスを行う「商店街コンシェルジュ」を派遣し商店街を訪れる市民の利便性を向上させ、商店街の魅力向上を図る。

【予算額】 26,844 千円

【事業概要】 旭川市内の商店街にコンシェルジュを派遣し、商店街や店舗の案内業務、問い合わせなどの対応業務、商店街の活性化を目的とした商店街の賑わいづくりや販売促進等の独自のサービス業務を行う。

（経済総務課）

【旭川流通団地・旭川物流基地】

	旭川流通団地	旭川物流基地
事業主体	旭川市	㈱旭川北インター開発公社
開発手法	旭川市施行土地区画整理事業 ㈱旭川振興公社直轄事業	土地区画整理事業（個人施行）
造成年度	・基盤造成 S43～S48 年度 ・企業誘導 S43～S52 年度	・基盤造成 H7～H8 年度 ・企業誘導 H8～H9 年度
位置	旭川市流通団地 1～4 条 2～5 丁目 旭川市永山町 6 丁目	旭川市東鷹栖 4 線 10 号
団地面積	865,000 m ²	288,255 m ² （第 1 工区）
公共用地	184,100 m ²	64,268 m ²
宅地	680,900 m ²	223,987 m ²
その他施設等	JR 貨物駅・ヤード 計 485,000 m ²	第 2, 3 工区 計 約 600,000 m ² （未開発）
全体面積	1,350,000 m ²	約 900,000 m ² （段階的開発）

（経済総務課）

(2) 中心市街地の活性化

大型店の郊外立地や消費者のライフスタイルの変化，都心部の居住人口の減少などにより，本市では近年，平和通買物公園や銀座商店街などの中心市街地においても，商業集積や都市機能の低下など空洞化が進んでいることに加え，平成 21 年 7 月に閉店した平和通買物公園の老舗大型店の後利用が未定であるなど，その対策が急務となっている。都市機能を充実させ，人が集まり賑わいのある魅力的な都市空間を創出するため，「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づき，商店街や TMO などとも連携した事業を展開し，中心市街地の活性化を図る。

【小売業の状況（中央・大成地区）】

(資料：統計旭川)

	H9	H11	H14	H16	H19
事業所数(店)	903	882	745	685	618
年間商品販売額(百万円)	135,480	124,842	95,977	86,814	70,123

【人口の推移（中央・大成地区）】

(資料：住民基本台帳)

	H11	H14	H16	H19	H21
中央地区人口(人)	9,778	9,244	9,187	8,829	8,863

中心市街地活性化対策費

【目的】 平成 11 年度に策定した「旭川市中心市街地活性化基本計画」に基づいた施策を展開することにより，都市機能の充実や魅力的で賑わいのある都市空間を創出し，中心市街地の活性化を推進する。

【始期】 平成 11 年度

【予算額】 4,824 千円

【事業概要】

① 旭川平和通買物公園企画委員会補助金(予算額 3,000 千円)

旭川平和通買物公園の企画，運営並びに買物公園内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し，市民の広場としての機能の充実，地域コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市 4 条通 8 丁目 1705 番地の 6
旭川平和通買物公園企画委員会 委員長 鳥居 幸廣

② 銀座仲見世通り運営委員会補助金(予算額 1,000 千円)

銀座仲見世通りの企画，運営並びに仲見世通り内の各施設の維持管理に要する費用の一部を助成し，市民の広場としての機能の充実，コミュニティの核としての商店街活動の促進を図る。

支出先 旭川市 3 条通 15 丁目 銀ビル 7 階
銀座仲見世通り運営委員会 委員長 宮口 幸治

③ TMO支援事業費補助金（予算額 600 千円）

- ・オープンカフェ、朝市等の賑わいづくり事業など

支出先 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター
旭川商工会議所 会頭 新谷 龍一郎

（経済総務課）

まちなか活性化交流拠点創出事業費

【目的】 買物公園の空きビルスペースを活用し、観光、産業、商店街等の情報の発信や起業を目指す市民がチャレンジする場や、若者や親子連れをはじめ市民が気軽に立ち寄れる場として、人・もの・情報の交流拠点をTMO（旭川商工会議所）と連携して開設することで、中心市街地の賑わい創出により活性化を図る。

【始 期】 平成22年度

【予算額】 39,948千円

【事業概要】 まちなか活性化交流拠点創出事業費補助金（予算額39,948千円）

市とTMO（旭川商工会議所）が事業実施主体となり、中川ビル1・2階（4条通7丁目）に「まちなか交流館」を開設する。

支出先 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター
旭川商工会議所 会頭 新谷 龍一郎

（経済総務課）

中心市街地イベントプロデュース事業費

【目的】 モータリゼーションの進展や大型商業施設の郊外出店などにより歩行者通行量が減少し、衰退傾向にある中心市街地の活気と賑わいを取り戻すため、新規性の高いイベント等を仕掛けプロデュースしたり、市内の文化団体等に対するイベント誘致活動などを行い、中心市街地への集客と賑わい創出を図る事業に係る雇用を創出する。

【始 期】 平成21年度

【予算額】 21,690千円

【事業概要】 市内の文化団体やサークル活動団体等と連携して、新規性のあるイベント実施や誘致、誘致に向けての助言・協力、アンケート調査を行い、中心市街地への集客・賑わいづくりを図る。

（経済総務課）

駐車場・公共交通機関利用促進事業費

- 【目的】 中心市街地の駐車場の共通利用制度及び公共交通機関の利用促進に向けたシステムの構築により、来街者の増加を目指し、中心市街地活性化を図る。
- 【始 期】 平成 21 年度
- 【予 算 額】 11,045 千円
- 【事業概要】 平成 21 年度に実施した駐車場経営者，商店経営者，来街者へのアンケート調査を基にして，駐車場共通利用制度及び空き駐車場等情報システムの構築を図る。
(経済総務課)

2 工 業

平成 20 年工業統計調査によると、事業所数は 431 事業所で前年の調査に比べて 1.4% (6 事業所) の増、従業者数は 9,740 人で 1.4% (130 人) の増、製造品出荷額等は 1,893 億 4,603 万円で 0.7% (12 億 9,542 万円) の減、粗付加価値額は 811 億 1,744 万円で 1.9% (15 億 4,941 万円) の減となっている。

【平成 20 年工業統計調査結果】 (従業者 4 人以上の事業所)

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)	粗付加価値額 (万円)
総 数	431	9,740	18,934,603	8,111,744
前年増減	1.4%	1.4%	△0.7%	△1.9%
全道シェア	6.5%	5.3%	3.2%	4.4%

(1) 地域産業育成

本市の工業は地域資源型産業が集積しており、その大部分が中小企業である。これら中小企業の育成振興が地域経済の活性化につながることから、技術のレベルアップや企業活動の基盤整備を図るための施策、また地域資源を活かした研究開発やブランド創出等に対する支援、デザインを重視した産業活動の支援、さらに新事業・新産業への創出支援など地域産業の高度化に向けた事業を展開する。

地域企業育成事業費

【目 的】 旭川市工業等振興促進条例に基づき、工場等を新增設する者に対し助成を行い、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。

【予 算 額】 16,724 千円

【事業概要】 製造業等の立地誘導、集積を図るため「旭川市工業等振興促進条例」に基づき市内に工場等を新設又は増設した場合に工場等設置奨励金を、工場等を新增設するために土地を取得した場合に土地取得奨励金又は雇用者 1 人当たり 30 万円を 3 年間助成する雇用奨励金のいずれかを交付する。

- ・課税免除 (固定資産税・都市計画税を 3 年間)
- ・工場等設置奨励金 (事業所税相当額を 3 年間助成)
- ・土地取得奨励金 (土地取得価格の 25/100 に相当する額、1 億円程度)
- ・雇用奨励金 (雇用者 1 人当たり 30 万円を 3 年間助成、各年度 2,000 万円限度)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
企業数 (社)	2	1	2	1	1
交付額 (千円)	8,893	7,773	5,525	30,437	11,543

旭川市工業等振興促進条例

【目的】 本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設を新設し、又は増設する者に対し課税免除及び助成の措置を行い、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

【事業概要】

	工場 (製造業)	事業所 (ソフトウェア業など 16 業種)	特定事業用施設 (コールセンター業) (物流関連業)	試験研究施設
1 土地取得奨励金 土地取得価格の 25%を助成, 限度額 1 億円	工業専用地域 (旭川工業団地な ど) 敷地面積 3,000 m ² 以上 ※土地取得から 2 年以内に建設着 手すること	旭川リサーチパー ク 敷地面積 3,000 m ² 以上 ※土地取得から 2 年以内に建設着 手すること	工業専用地域 (旭川工業団地な ど) 敷地面積 3,000 m ² 以上 ※土地取得から 2 年以内に建設着 手すること	旭川リサーチパー ク 敷地面積 3,000 m ² 以上 ※土地取得から 2 年以内に建設着 手すること
2 課税免除 固定資産税・都市 計画税を 3 年間課 税免除	新設・増設 投資額 2,500 万円 以上雇用増 5 人以 上	左に同じ	左に同じ	左に同じ
3 工場等設置奨励 金 事業所税相当額を 3 年間助成	新設・増設 投資額 2,500 万円 以上雇用増 5 人以 上	左に同じ	左に同じ	左に同じ
4 雇用奨励金 雇用者数 1 人当た り 30 万円を 3 年間 助成, 1 年当たり限 度額 2,000 万円	新設・増設 投資額 2,500 万円 以上雇用増 5 人以 上	左に同じ	左に同じ	左に同じ

(産業振興課)

ものづくり推進支援事業費

【目的】 地元で作られているものの良さを市民で共有し、愛着を持って全国へ発信するために、あさひかわ製品の販路拡大のための展示会出展を支援することや、新製品・新技術開発などを支援することで、旭川ブランドの形成促進や地域産業の活性化を目指す。

【予算額】 9,495 千円

【事業概要】

- ・あさひかわ製品展示会出展補助金の実施
- ・あさひかわ製品体験ツアーの実施
- ・新製品等開発促進補助金の実施
- ・あさひかわ製品 PR ホームページの運用
- ・新製品開発・販路開拓セミナーの開催

(産業振興課)

ものづくりもう一押し支援事業費

【目的】 地域の中小企業等の熟度の高い新製品、新技術開発を支援し、製品化に結びつけることで、将来の雇用拡大を促進し、地域経済の活性化を図る。

【予算額】 14,077 千円

【事業概要】 ものづくり全体の業種を通して、熟度が高く、もう一押しすることで、開発・改良ができ、製品化に結びつく地域の中小企業等の新技術・新製品等開発事業に対して補助金を交付する。

本年度は新たに環境産業及び食品産業への優先枠を設け事業を拡充した。

(産業振興課)

IT産業人材育成事業費 (第1回臨時会補正)

【目的】 未就職者を研修生として雇用し、ソフトウェアの開発等、専門技術者として必要な能力の習得を行う研修及び、オフィス統合ソフトウェア等の基礎的IT技能の活用による企業経営効率化を図るために必要な能力の習得を行う研修を実施し、企業が求める人材の育成を図るとともに、雇用の創出につなげる。

【予算額】 61,510 千円

【事業概要】

- 1 座学による研修
- 2 IT関連企業における実地研修
- 3 資格検定の受検

(産業振興課)

大学等研究機関ビジネスシーズ調査事業費

【目的】 旭川地域に所在する大学や公設試験場等の研究機関が保有する、多様かつ数多くの産業に活用可能な技術的要素(ビジネスシーズ)を調査・公開し、企業の製品開発力の強化や新事業の創出につなげる。

【予算額】 7,971 千円

【事業概要】 研究機関訪問によりビジネスシーズを調査し、事例集として取りまとめ、本市のホームページで公開する。また、企業訪問やセミナー開催により積極的な周知を図る

ことを通じ、企業と研究機関の連携機会の提供につなげる。

(産業振興課)

デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

【目的】 産業デザインを主体とした、企画展示・発表の場としてのデザインギャラリー及び産業分野・その他の貴重なコレクションを主に展示するコレクション館の運営を行うことにより、地場産業のデザイン振興やデザインマインドの高揚を図る。

【予算額】 14,967 千円

【事業概要】

デザインギャラリー及びコレクション館運営管理負担金

産業デザインや市民の創作活動の企画展示・発表の場の提供及び産業分野・その他貴重なコレクションを主に展示する場の提供。

[運営団体] 旭川デザイン協議会
[会長] 小林 謙
[名称] デザインギャラリー及びコレクション館
[所在] 旭川市宮下通 11 丁目 蔵囲夢 内

[平成 21 年度デザインギャラリー展示内容]

- ・ JAGDA 北海道ポスター展
- ・ 2009 旭川広告デザイン協議会展

[平成 21 年度コレクション館展示内容]

- ・ 食を演出する椅子とフラットウェア展
- ・ おりたためるイス展

(工芸センター事業係)

食品産業支援事業費

【目的】 試験分析を実施するための機器の貸借や、試験検査技術の向上を図るため、担当職員の研修派遣を行い、旭川食品産業支援センター事業のサポートを総合的に実施する。

【予算額】 2,387 千円

【事業概要】
・ 食品試験・分析機器リース
・ 食品微生物試験・成分分析などに係る担当職員研修

(産業振興課)

食品産業支援センター事業費

【目的】 本市の基幹産業である農業と食品加工業の連携によって、地場農産物を活用した付加価値の高い、市場競争力のある加工食品の開発を促進し、地域経済を活性化させるため、地域関係機関（産業支援機関、学術機関等）と連携した支援体制（食品産業支援センター）を構築し、加工食品開発事業を推進する。

【予算額】 2,000 千円

【事業概要】 (1) 旭川食品産業支援センター運営費負担金の支出

(センターの計画事業)

異業種交流やプロジェクトの推進を通じて、地場農産物を活用した加工食品開発に向けた商品企画を実施する。

(2) 食品加工試験研究機能の整備検討

(産業振興課)

あさひかわ米粉活用促進事業費

【目的】 旭川地域の主要農産物である水稲米を原材料とした米粉を活用した商品開発を促進し、地産地消の推進と米の消費拡大を通じた食品産業の新規事業を創出する。

【予算額】 2,000 千円

【事業概要】
1 商品開発支援事業：地場産米粉を活用したパンの開発
2 米粉商品コンテスト事業：コンテストの開催とメニュー化
3 販路開拓支援事業：販路拡大
4 学校給食対策事業：学校給食への導入検討

(産業振興課)

食品産業商品開発促進支援事業費

【目的】 本市の食品産業の、市場競争力強化及び新商品開発を促進するため、旭川食品産業支援センター業務に従事する嘱託職員を配置し、商品開発における技術指導体制の強化を図り、食品産業における新商品開発の促進を目的とする。

【予算額】 3,085 千円

【事業概要】 食品加工関連事業者から、旭川食品産業支援センターが依頼された試験分析を行うとともに、商品開発における技術的指導を行う。

(産業振興課)

新規創業ガイドブック作成等事業費

【目的】 新規創業予定者に対し、必要な心構えや準備などの情報を提供し、当該創業予定者の事業計画のブラッシュアップを図ることを目的とする。

【予算額】 8,820 千円

【事業概要】 創業経験者の体験談などの事例紹介を中心としたガイドブックの作成と、同ガイドブックを活用したセミナーを開催する。

(経済総務課金融支援係)

ものづくり技術者育成事業費

【目的】 旭川地域における木製品のブランド化を促進するため、熟練技能者を活用しながら技術の移転及び蓄積、高度化を図り、技術力の向上と後継者の育成を行う。

【予算額】 300 千円

【事業概要】 旭川地域の熟練技能者、技術者を調査・登録し、必要とする企業に派遣、指導を行うことにより、ものづくりにおける技術力の維持、向上を図る。

(工芸センター技術開発係)

デザイン力次世代継承事業費

【目的】 製造業における技術力の向上と業界の後継者育成及び設計を学んだ学生の地元就職率の向上を図り，企業と学校が相互交流できる環境整備を行う。

【予算額】 3,500 千円

【事業概要】 地元高等教育機関と連携し，設計担当者等のスキルアップに資する社会人対象講座及び学生向け技術研修講座を開設する。

(工芸センター技術開発係)

(2) 技術基盤

公設試験研究機関は，地域企業の研究開発の支援機関として大きな役割を担っており，本市には木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質改善等の研究指導を行う旭川市工芸センター，機械金属及び関連工業の技術指導，研究開発，情報提供を行う旭川市工業技術センターがある。

これら施設の技術指導用機器の拡充などを通して試験研究の推進，技術指導の強化を図り地域企業，工業の振興発展に努めている。

[旭川市工芸センター]

※ V 関係施設

1 旭川市工芸センター (P. 69～P. 71) に記載

[旭川市工業技術センター]

※ V 関係施設

2 旭川市工業技術センター (P. 72～P. 74) に記載

(3) 産業立地拠点

都市計画法上の用途地域の適切な運用とともに、旭川工業団地や工場適地、旭川リサーチパークなどを産業立地の誘導拠点とし、効率的な企業配置による快適な都市空間づくりに努める。

【旭川工業団地】

市内企業の規模拡張等に伴う移転用地の確保と、誘致企業の立地の受け皿として整備

①団地の概要 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	旭川工業団地 (1 期)	旭川工業団地 (2 期)	旭川工業団地 (3 期)
開発場所	旭川市工業団地 1 条 1, 2 丁目 2 条 1, 2 丁目 3 条 1, 2 丁目	旭川市工業団地 4 条 1, 2 丁目 5 条 2 丁目	旭川市工業団地 4 条 3 丁目 5 条 3 丁目
開発面積	54.4 h a	22.5 h a	20.6 h a
用途地域	工業専用地域 (一部準工業地域)	工業専用地域	工業専用地域
造成年度	昭和 63 年度～ 平成 3 年度	平成 3 年度	平成 7 年度
分譲開始年度	昭和 63 年度	平成 3 年度	平成 7 年度

②分譲面積 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

項目	面積 (㎡)	比率 (%)
造成面積	974,324	—
可処分面積	792,589	100.0
分譲面積	792,589	100.0

③市内・市外別企業数 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

区分	企業数	内 訳	
		市内企業	市外企業
分 譲	160 社	121 社	39 社

※ 市外とは、本社所在地が旭川市以外のものである。

④業種別分譲企業数

(平成22年3月31日現在)

業 種	企業数	内 訳		
		市内企業	市外企業	左のうち 誘致企業
食 料 品 製 造 業	7	5	2	2
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	2	0	0
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	18	16	2	1
パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	1	1	1
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	7	5	2	1
プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	5	4	1	1
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	2	1	1	0
金 属 製 品 製 造 業	36	27	9	4
一 般 機 械 器 具 製 造 業	15	10	5	3
電 気 機 械 器 具 製 造 業	6	6	0	0
精 密 機 械 器 具 製 造 業	1	0	1	0
そ の 他 の 製 造 業	3	3	0	2
試 験 研 究 施 設	1	1	0	0
そ の 他	55	40	15	1
計	160	121	39	16

【旭川リサーチパーク】

旧頭脳立地法に基づく特定事業立地の受け皿となる中核的業務用地として整備

事業主体	独立行政法人中小企業基盤整備機構
所在地	旭川市緑が丘東1条3丁目～4丁目
面積	17.3ha（うち分譲面積13.5ha 17区画）
分譲済面積	7.9ha（分譲済区画数 9区画）
分譲価格	5,720円～6,430円/㎡
未分譲面積	5.6ha（未分譲区画数 8区画）

(4) 企業立地

企業誘致は、地場企業の技術向上と誘致企業との相互補完によるバランスのとれた産業構造を作り上げるとともに、地域経済の活性化を促し雇用の創出を図るものである。

企業誘致推進の実践組織として、昭和 44 年度に地元経済界を中心として「旭川市企業誘致推進協議会」を設立したほか、平成 5 年度には「旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会」を設立し、産官一体となった誘致活動を展開している。

【旭川市企業誘致推進協議会】

設 立	昭和 44 年 8 月
構 成	旭川市 4 名 地元経済界 13 名 計 17 名
会 長	新谷 龍一郎（旭川商工会議所会頭）
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市経済観光部ものづくり推進室産業振興課
目 的	本市経済の発展を図るため企業誘致を積極的に推進し、本市の総合開発に資する。

【旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会】

設 立	平成 5 年 5 月
構 成	独立行政法人中小企業基盤整備機構、北海道、旭川商工会議所 （一財）旭川生活文化産業振興協会、旭川市 計 11 名
会 長	出口 泰寛（独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道支部 産業用地部長）
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市経済観光部ものづくり推進室産業振興課
目 的	構成員間の連絡を密にし、旭川リサーチパークへの企業立地の推進を図る。

【旭川地域産業活性化協議会】

設 立	平成 19 年 12 月
構 成	北海道、旭川市、鷹栖町、東神楽町、東川町、旭川商工会議所、あさひかわ商工会、鷹栖町商工会、東神楽町商工会、東川町商工会、独立行政法人国立高等専門学校機構旭川工業高等専門学校、独立行政法人中小企業基盤整備機構、（一財）旭川生活文化産業振興協会
会 長	西川 将人（旭川市長）
事 務 局	旭川市 6 条通 10 丁目 旭川市第三庁舎 3 階 旭川市経済観光部ものづくり推進室産業振興課
目 的	企業立地促進法に基づく基本計画の実施に関し必要な事項について協議を行い、旭川地域の産業集積の形成及び産業集積の活性化に資する。

企業誘致費

【目 的】 企業誘致の推進により、地場産業の高度化を促進し、地域経済の活性化を図る。

【予 算 額】 3,850 千円

【事業概要】

- ① 旭川市企業誘致推進協議会負担金（予算額 2,900 千円）
- ② 旭川リサーチパーク企業誘致推進協議会負担金（予算額 600 千円）

本市に企業の誘致を図っていくために、誘致折衝中の企業や新規発掘を目指した企業訪問、企業の立地や設備投資動向に係る情報収集、誘致企業へのフォローアップとともに、地域特性や都市機能等の旭川の魅力を広くPRするなどの誘致活動を展開する。

首都圏企業誘致促進事業費

【目的】 企業誘致の促進を図るため、首都圏に企業誘致推進員を配置し、首都圏における情報発信及び収集、企業訪問活動を強化する。

【予算額】 3,172 千円

【事業概要】 豊富な経験や幅広い情報を持つ外部人材を企業誘致推進員として配置し、首都圏における情報発信及び収集、企業訪問活動を行う。

(産業振興課)

【誘致・立地状況】

①誘致企業件数：36 社（昭和 60 年度から平成 21 年度）

業 種	件数（単位：社）
食料品製造業	3
機械・金属製品製造業	12
家具等製造業	1
I T 関連（情報サービス業等）	7
その他	13
合計	36

②立地企業件数：1 社（平成 21 年度）

業 種	件数（単位：社）
食品関連産業	1(0)
機械・金属関連産業	0(0)
家具等インテリア関連産業	0(0)
I T 関連産業	0(0)
その他	0(0)
合計	1(0)

括弧内は市外企業の立地件数

3. 中小企業

平成 18 年の事業所・企業統計調査によると、平成 18 年 6 月 1 日現在の本市の事業所数は 15,774 事業所、従業者数は 154,677 人であった。このうち民営の事業所は 15,393 事業所、従業者数は 139,691 人となっている。

民営の事業所のうち、中小事業所は 15,231 事業所と民営事業所全体の 98.95%を占め、従業者数は 112,138 人と民営全従業者数の 80.28%を占めているなど、本市経済、雇用の面で重要な役割を担っている。

【平成 18 年事業所・企業統計調査結果】

(単位：事業所・人・%)

	事業所数		従業員数	
	総数	前回増減	総数	前回増減
総 数	15,774	△9.5	154,677	△9.8
1 次産業	51	4.1	540	△26.0
2 次産業	2,307	△15.2	26,394	△24.1
3 次産業	13,416	△8.5	127,743	△6.0

※前回は平成 13 年度調査

【民営事業所の状況】

(単位：事業所・人・%)

事業所全体		中小事業所		小規模事業所	
事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
15,393 (100.0)	139,691 (100.0)	15,231 (98.95)	112,138 (80.28)	11,227 (72.94)	36,735 (26.30)

※中小事業所＝従業者数 300 人未満（卸売・サービス業は 100 人未満、小売・飲食業は 50 人未満）

※小規模事業所＝従業者数 20 人以下（卸売・小売・飲食・サービス業は 5 人以下）

【企業倒産の推移】

(単位：件・百万円)

	倒産件数				負債額			
	総数	商業	工業	その他	総額	商業	工業	その他
平成 12 年	74	23	14	37	16,897	2,786	7,705	6,406
平成 13 年	58	19	15	24	21,709	8,678	6,810	6,221
平成 14 年	56	8	11	37	26,435	366	2,553	23,516
平成 15 年	58	18	7	33	48,640	43,261	1,327	4,052
平成 16 年	45	16	3	26	10,070	2,575	2,867	4,628
平成 17 年	23	8	3	12	6,527	1,578	722	4,227
平成 18 年	20	7	3	10	2,847	667	1,015	1,165
平成 19 年	21	7	6	8	6,126	2,741	1,207	2,178
平成 20 年	45	12	7	26	19,220	2,080	1,201	15,939
平成 21 年	34	5	6	23	6,951	198	2,481	4,272

※帝国データバンク調べによる

(1) 経営基盤

中小企業は、規模の小ささ、技術力の低さ、資金力の弱さ等の面で不利な立場にあり、企業体質が弱いことからその強化が必要である。

このため、経営指導員を配置し、経営改善普及事業を実施している商工会議所や市内の商工会、また、中小企業等の組織化の推進・支援を行っている北海道中小企業団体中央会に対する助成を通じ、中小企業の経営基盤強化や生産性の向上を促進している。

また、本市には中小企業の人材養成機関である中小企業大学校旭川校があることから、同校で実施している研修受講に係る支援を通じ、経営者や起業者の育成を図っている。

【商工会議所・商工会一覧】

名 称 代 表 者	住 所	小規模事業者数	会員数	H21 年度 旭川市補助金 (千円)
旭川商工会議所 会頭 新谷龍一郎	070-8540 旭川市常盤通 1 丁目	7,276	4,624	8,900
あさひかわ商工会 会長 中村 彰利	079-8412 旭川市永山 2 条 19 丁目	3,206	1,715	18,565

※代表者は平成 21 年度総会終了後の者。

※小規模事業者数及び会員数は平成 21 年 4 月 1 日現在。

※平成 20 年 4 月 1 日に四商工会（旭川北，旭川東，永山，旭川南の各商工会）が合併し、あさひかわ商工会となった。

地域企業経営者等育成補助金

【目 的】 市内中小企業の経営者等と新たに事業にチャレンジする起業者の育成を図り、地域企業の経営強化と事業拡大，新規創業の促進等を図る。

【予 算 額】 1,520 千円

【事業概要】

地域企業経営者等育成補助金

市内中小企業の経営者等を対象に、中小企業大学校旭川校等が行う研修会に係る受講料の助成を行う。

(経済総務課経済企画係)

(2) 融資制度

旭川市中小企業融資制度の目的は、市内中小企業の経営の安定、経営基盤の強化の促進等を図るために、円滑な資金の供給を行うものである。

平成 22 年度は、中心市街地の活性化を図るため、当該地域へ新規出店する中小企業者に対する新たな融資制度を創設するほか、新エネルギー、省エネルギー対策など環境負荷軽減の取組みを支援するため、融資制度を拡充し、中小企業金融の一層の円滑化を図る。

中小企業振興資金融資事業費

【事業概要】 多様な目的に応じた 11 種類の資金メニューを設けて、中小企業者に対する融資の円滑化に努めている。市は、融資のための原資を、市内の金融機関に預託し、金融機関が融資枠の範囲内で、市の定めた融資条件により融資をしている。

【予 算 額】 7,913,474 千円

■預託額

(単位：千円)

	資 金 名	予 算 額 (預 託 額)	融 資 枠
①	一般事業資金	2,040,000	4,550,000
②	緊急対策資金	260,000	440,000
③	大型設備等導入資金	3,080,000	5,740,000
④	経営革新等支援資金	200,000	420,000
⑤	新規創業支援資金	490,000	900,000
⑥	労働環境整備資金	270,000	490,000
⑦	おもてなし環境整備資金	20,000	130,000
⑧	中心市街地新規出店支援資金	110,000	200,000
⑨	ニューパワーアップ資金	1,300,000	2,260,000
⑩	借換資金	40,000	180,000
⑪	小規模企業特別対策資金	40,000	100,000
	計	7,850,000	15,410,000

※ 平成 22 年度の融資枠は、予算額に年度当初の預託倍率（数値は掲載省略）を乗じて算出したものである。

■補助金

(単位：千円)

	名 称	予算額
信用保証料補助金	一般事業資金信用保証料補助金	10,603
	緊急対策資金信用保証料補助金	4,360
	経営革新等支援資金信用保証料補助金	1,877
	新規創業支援資金信用保証料補助金	1,126
	中心市街地新規出店支援資金信用保証料補助金	9,625
利子補給金	緊急対策融資（台風18号）利子補給金	83
	産業競争力強化支援資金利子補給金	2,168
	ものづくり支援融資利子補給金	1,750
	企業立地促進融資利子補給金	3,150
	経営革新等支援資金利子補給金	3,652
	新規創業支援資金利子補給金	3,891
	労働環境整備資金利子補給金	2,275
	おもてなし環境整備資金利子補給金	2,500
	中心市街地新規出店支援資金利子補給金	1,300
	無担保無保証人融資利子補給金	809
	新規開業支援利子補給金 (※政府系金融機関の開業資金融資を対象)	1,786
	合 計	50,955

【平成21年度融資実績】

(単位：件・千円)

資 金 名	実 績	平 成 2 1 年 度 実 績				
		預 託 額	新規貸付(H22.3月末)		貸付残高(H22.3月末)	
			件数	金 額	件数	金 額
一 般 事 業 資 金		2,120,920	274	2,823,140	513	3,629,682
緊 急 対 策 資 金		112,140	3	14,950	22	120,695
大 型 設 備 等 導 入 資 金		2,906,780	9	495,000	250	4,463,008
経 営 革 新 等 支 援 資 金		87,960	3	35,500	24	136,762
新 規 創 業 支 援 資 金		359,180	12	136,300	57	614,225
労 働 環 境 整 備 資 金		156,740	0	0	31	208,021
お も て な し 環 境 整 備 資 金		1,930	2	8,000	2	7,253
ニ ュ ー パ ワ ー ア ッ プ 資 金		782,340	26	373,000	179	1,116,523
借 換 資 金		26,150	6	62,000	8	96,705
小 規 模 企 業 特 別 対 策 資 金		10,370	2	10,000	23	21,183
計		6,564,510	337	3,957,890	1,109	10,414,057

新規貸付は、平成21年度において貸付けしたものである。

(経済総務課金融支援係)

資金名	融資対象者	貸		付		案		保証人・担保	取扱金融機関	申込先	備考
		使途区分	貸付限度額 (既往の貸付残高を 含めた限度額)	貸付利率 (H22.4.1現在)	貸付期間	据置期間					
④経営革新等支援資金	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 雇用の維持・拡大を図り、次のいずれかに取組むもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営革新に取組むもの ・ 新分野進出・事業転換 * 新製品の導入・技術革新により業務改善に取組むもの * 新政府の導入・技術革新による業務改善・職業訓練に取組むもの * 従業員の他分野への異動のため、研修・職業訓練に取組むもの * 体質強化のため合併等企業再編や事業承継に取組むもの * 省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減させる施設等を購入するもの * その他経営の多角化・経営体質強化に取組むもの 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 2,000万円	年1.8%	7年以内	運・設とも 1年以内				<ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて信用保証付にできる * 信用保証料補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払済み信用保証料の50%を補助 ・ 年度内繰返却補助不可 * 利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払済み利子のうち年1.0%相当分を補助 	
		⑤新規創業支援資金	<ul style="list-style-type: none"> * 市内で新規に事業を営もうとしているもの、又は開業後1年未満のもの * 作業環境の改善、ITの活用、福利厚生の実施など労働環境の整備等に資金を必要とする中小企業者等 * パリアフリー対策のため工場等の改修に資金を必要とする中小企業者等 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 4,000万円	5年以下 5年超 年1.3% 年1.6%	10年以内	運・設とも 1年以内			<ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて信用保証付にできる * 市の定める業種・事業については、2年間全額利子補給、信用保証料全額補助
⑥労働環境整備資金	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 作業環境の改善、ITの活用、福利厚生の実施など労働環境の整備等に資金を必要とする中小企業者等 * パリアフリー対策のため工場等の改修に資金を必要とする中小企業者等 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 3,000万円	5年以下 5年超 年1.4% 年1.7%	10年以内	運・設とも 1年以内				<ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて信用保証付にできる * 利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入当初3年間の支払済み利子のうち年1.0%相当分を補助 	
		⑦おもてなし環境整備資金	<ul style="list-style-type: none"> * ホスピタリティの向上、ユニバーサルデザイン導入、顧客満足度の向上等のための店舗小規模改修や備品等の更新、人材育成等に資金を必要とする中小企業者等 * 新たな観光サービス業の事業化に資金を必要とする中小企業者等 * 業種 小売業、飲食店、宿泊業、不動産賃貸業、不動産管理業（いずれも北海道信用保証協会の対象業種の範囲内に限る。）のほか、観光振興に寄与する事業者として市長が特に認めたもの * 市税を滞納していないもの 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 500万円	年3.0%	5年以内	運・設とも 1か月以内	金融機関との協議により定める（信用保証付の場合、保証協会の協賛も必要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資あっせん機関（市経済総務課、旭川商工会議所、あさひかわ商工会） 	<ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて信用保証付にできる * 利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入全期間の支払済み利子の全額を補助
⑧中心市街地新規出店支援資金	<ul style="list-style-type: none"> * 中心市街地（範囲は別途規定）で新たに事業を営もうとしようとするもの、又は同地域に店舗等を出店・移転する中小企業者等 * 業種 小売業、飲食店、その他中心市街地の賑わい創出に寄与すると認められる業種 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 4,000万円	5年以下 5年超 年1.3% 年1.6%	10年以内	運・設とも 1年以内				<ul style="list-style-type: none"> * 必要に応じて信用保証付にできる * 信用保証料補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払済み信用保証料に対する補助新規創業案件：全額補助 ・ 既存企業案件：2/3相当額 ・ 年度内繰返却補助不可 * 利子補給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 借入当初2年間の支払済み利子に対する補助 ・ 新規創業案件：全額補助 ・ 既存企業案件：1.0%相当額 	
		⑨ニューパワースタップ資金 (金融環境調整資金)	<ul style="list-style-type: none"> * 営業実績 市内で1年以上のもの * 最近3か月又は1年間の売上高（生産高）が前年同期と比較して減少しているもの * 短期借入金を長期に移行させ、財務の体質改善を図るもの * 長期または短期の借入金、前年同期または前前年同期と比較して減少しているもの * 金融機関の変更や取引状況に変化を生じているもの 	運転資金 設備資金	運・設あわせて 3,000万円	5年以下 5年超 年1.2% 年1.5%	7年以内	運・設とも 1年以内			

資金名	融資対象者	貸		付		条件			取扱金融機関	申込先	備考
		用途区分	貸付限度額 (既往の貸付残高を 含めた限度額)	貸付利率 (H22.4.1現在)	貸付期間	借置期間	保証人・担保				
金融環境 調整 対策	⑩借換資金 市内で1年以上のもの * 営業実績 * 市制度資金及び連制度資金又は保証協会の保証付き融資 残高のある中小企業者等 * 借換により経営の安定や改善が見込まれるもの	運転資金	* 既往借入金の融資残高 * 既往借換に伴ない、新 たな資金を借入れる場 合は、当初借入額(た だし、1/4程度の返済が なされていること)	年3.0%以下 (変動金利)	10年以上	3年以上	金融機関との 協議により定 める(信用保 証付の場合 は、保証協会 との協議も必 要)	市内の金融機関 (日本政策金融 公庫、労働金 庫、農業協同組 合を除く)	融資あつせん機 関(市経済総務 課、旭川商工会 議所、あさひか わ商工会)	* 必要に応じて信用保証付にて きる	
		① 小規模企業特別対策 特別小口融資	運転資金 設備資金	運 設あわせて 500万円 * 既往の当初貸付額と合 わせて500万円以内	年1.6%	5年以上	運・設とも 6か月以内	連帯保証人1人 (法人の場合 代表者の他に1 名) 担保不要	北洋銀行 北海道銀行 北陸銀行 秋田銀行 市内各信用金庫	市経済総務課	* 特別小口融資と無担保無保証 人融資の併用は不可 * 市が委嘱している中小企業診 断士等による企業調査あり
小規模企業特別対策 無担保無保証人融資	* 営業実績 市内で1年以上のもの * 売上高 1億5千万円(小売業、飲食店、サービス業は1億 円)以下の小規模企業者 * 常用従業員数10人(商業、サービス業は5人)以下の小規 模企業者 * 市民税(法人市民税)を滞納してないもの * 業種 建設業、製造業、卸・小売業、運輸・通信業、飲食店 (食事を主とするもの)、不動産・保険業、サービス業、 NPO法人 * 営業実績 市内で1年以上のもの * 売上高 1億円(小売業、飲食店、サービス業は 6千万 円)以下の小規模企業者 * 常用従業員数 5人(商業、サービス業は3人)以下の小規 模企業者 * 市民税(法人市民税)を滞納してないもの * 業種 建設業、製造業、卸・小売業、運輸・通信業、飲食店 (食事を主とするもの)、不動産・保険業、サービス業	運転資金	200万円 * 既往の当初貸付額と合 わせて200万円以内	年7.0% 利子補給制度 (年3.5%を利子 補給)	3年以上	3か月以内	連帯保証人 不要(法人の場合代 表者) 担保不要				

(貸付利率は平成22年4月1日現在。貸付利率は、金融情勢により変わることがある。)

4 地場産品販路拡大

地域の優れた素材から産み出された「旭川産品」の販路拡大を図るため、道内外の市場に対する商品の紹介・宣伝、市場ニーズ等のマーケット情報の提供を行うなど、地域企業のビジネスチャンスの拡大に向けた事業展開を進めていく。

地場産品販路開拓推進費

【目的】 旭川産品の域内活用の促進と道外への販路開拓、拡大を進め、地場企業の振興を図る。

【予算額】 3,823 千円

【事業概要】

1 北海道の物産と観光展主催会場負担金（予算 1,600 千円）

本市で生産されている産品を広く道外に紹介、宣伝、販売するため、参加市と北海道及び北海道貿易物産振興会が共催する「北海道の物産と観光展」（32 会場）の負担金

支出先 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 北海道経済センター
（社）北海道貿易物産振興会 会長 滝沢 靖六

2 旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会負担金（予算 2,020 千円）

魅力ある地場産品の育成のため、大都市圏で開催される大規模展示商談会への地元企業出展を支援し、出展を通じた市場調査及び新たな販売拡大を図る。

支出先 旭川市 6 条通 11 丁目ラポール 6 条古田ビル 1 階（社）旭川物産協会
旭川地域産品マーケティング支援事業実行委員会 委員長 中川 竹志
（経済総務課）

道北地域旭川地場産業振興センター運営補助金

【目的】 本市及び近隣地域における地場産業振興のための中核施設であり、道の駅としての役割も果たす（財）道北地域旭川地場産業振興センターの運営を支援し、道北地域の地場産業の振興及び育成を図る。

【予算額】 13,230 千円

【事業概要】 （財）道北地域旭川地場産業振興センターへの補助金の交付を行い、その活動を支援する。

[（財）道北地域旭川地場産業振興センター]

※ V 経済観光部関係施設

4 （財）道北地域旭川地場産業振興センター（P. 80～P. 81）に記載

（経済総務課）

海外経済交流推進事業費

【目的】 海外市場における地場産品等の販路開拓を進めるため、本市をはじめとした圏域の知名度・イメージアップ、認知度向上を図りながら、中国（主に上海）、シンガポールなどにおける物産展などへの出展・出品支援、商談機会の創出等を行う。

【予算額】 3,101 千円

【事業概要】 ① 海外交流・販路拡大事業負担金（予算 3,000 千円）
海外市場における地場産品の販路開拓及び定着を目的として物産展などへの
出展等を実施するあさひかわ海外経済交流推進委員会への負担金

支出先 旭川市 6 条通 10 丁目旭川市第 3 庁舎

あさひかわ海外経済交流推進委員会 委員長 西川 将人

② 北海道サハリンビジネス交流支援協会負担金（予算 50 千円）

ロシア極東地域における海外取引や海外進出に対する支援を行う同協会への
負担金

支出先 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階

社団法人 北海道総合研究調査会(HIT)内

北海道サハリンビジネス交流支援協会

(経済総務課)

海外取引推進事業費

【目的】 海外経済交流促進のため、姉妹・友好都市などの海外企業等と本市企業等の情報交
換・技術協力等の機会の創出等を行う。

【予算額】 2,963 千円

【事業概要】 ① ビジネス環境調査派遣のための友好都市哈爾濱市派遣（855 千円）

② 旭川市・水原市姉妹都市提携 20 周年記念合意書に基づく企業交流・調査のため
の姉妹都市水原市派遣（561 千円）

③ 国土交通省等が管掌する建設業と地域の元気回復助成事業実施のための友好都
市ユジノ・サハリンスク市派遣（1,547 千円）

(経済総務課)

地域資源発掘・普及事業費

【目的】 旭川市市内及びその近郊地域に存在する地域資源の情報を外部に向け発信すること
により、その認知度の向上や販路の拡大を図る。

【予算額】 22,298 千円

【事業概要】 旭川市やその近郊地域で生産される一次産品を使用して製造された加工食品をはじめ、食品以外の分野も含めた地域資源について、情報の収集と発信を通じて販路の拡大を図る。

(経済総務課)

旭山動物園グッズ開発支援事業

【目的】 市内の事業者等が製造・販売する商品等に旭山動物園の名称使用を承認し、商品開発や販路開拓など、市内事業者等のビジネスチャンスの拡充を図る。

【事業概要】 旭山動物園等の名称使用の承認

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
延べ承認件数 (件)	161	152	141	177
承認商品数 (点)	305	270	248	252

(経済総務課)

国際家具デザインフェア旭川 2011 開催準備事業費

【目的】 本市の主要な地場産業の一つである家具製造業のデザインの高度化と製品の高付加価値化を図り、家具産地としてのイメージの高揚とデザインによる国際交流の促進、市民の家具デザインへの理解の浸透を図る。

【予算額】 6,000 千円

【事業概要】 第8回目となる国際家具デザインフェア旭川の開催に向け、その準備業務を行う団体に対して、準備経費の一部を支出する。

[平成 22 年度事業内容]

- ・国際家具デザインコンペティション作品募集
- ・国際家具デザインコンペティション予備審査・本審査

[支出先]

国際家具デザインフェア旭川開催委員会
会長 長原 實

[催事概要]

名称 国際家具デザインフェア旭川 2011
会期 平成 23 年 6 月
会場 旭川家具センターほか

(工芸センター)

旭川家具ブランド推進事業費

【目的】 家具コンシェルジュを配置することで、旭川家具ブランドの推進と販売量の増加を図る。

【予算額】 8,881 千円

【事業概要】 旭川家具センターに家具コンシェルジュを配置し、家具等の素材・品質・機能・注文方法等を消費者にわかりやすく説明するとともに、メーカーに消費者ニーズをフィードバックする。

(工芸センター)

家具等首都圏販路拡大支援事業費

【目的】 旭川地域の優れた木製品を一堂に展示し，資源立地型産業の優位性をアピールするとともに，ユーザーから直接意見を聞きながら販路拡大を図る。

【予算額】 6,000 千円

【事業概要】 業界全体で首都圏での展示会（IFFT）に出展する旭川家具工業協同組合に事業費の一部を助成する。

（工芸センター）

【社団法人 旭川物産協会】

【設立】 昭和41年（昭和57年法人化）
【会長】 中川 竹志（株）キョクイチ取締役会長
【事務所】 旭川市6条通11丁目 ラポール6条古田ビル1階
【目的】 旭川市及び近郊の生産品を広く紹介・宣伝し，販路の拡張と市場の確立強化を図り，もって本市産業の振興に寄与する。
【業務】
・旭川市及び近郊製品の紹介・宣伝
・産品取引の斡旋，発注，代金の決済
・各種展示会，見本市，物産展等への参加
【会員数】 31社（平成22年4月1日現在）
【取引先】 道外百貨店，スーパー等

5 観 光

観光の振興は、各種関連産業への経済波及効果を伴って地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、まちのイメージアップを図るうえでも重要な役割を担っている。

近年、生活様式の変化や価値観の多様化及び余暇の増大等が相まって、優れた魅力を秘める「北海道の雄大な自然」との触れ合いの中でのレジャーやレクリエーションを求める人々が増加している。

観光客のニーズも、こうした時代背景をもとに、より内容の充実した観光レジャーを指向し、通過型から滞在型へ、見る観光からスポーツ・文化・グルメ・イベントなど体験する観光へと質的な変化が見られるとともに、団体ツアーから個人・家族へと形態の変化があることも最近の特徴である。

これらのニーズに対応するためには今後とも近隣市町村等との連携を図るとともに、広域観光団体の活用を図るなど、広域観光振興をより一層推進することが必要である。

【観光入込客数の推移及び外国人宿泊延数】

(単位：人・泊)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
観光入込客数	5,643,100	6,977,100	7,334,300	6,731,400	6,365,200
外国人宿泊延数	24,179	28,893	40,427	36,090	37,911

【平成 21 年度観光入込客数】

(単位：人)

総 数	日帰・宿泊別		道内・道外別		季 節 別	
	6,365,200	日帰り・通過客	5,801,000	道内客	2,954,200	春季(4～5月)
夏季(6～9月)						3,449,800
宿泊延数		660,200	道外客	3,411,000	秋季(10～11月)	904,800
					冬季(12～3月)	1,234,800

(1) 誘致宣伝活動

本市への観光客を誘致するため、各種誘致宣伝事業を展開し、本市の知名度アップと観光客増大を図るとともに、大雪圏等の広域観光を推進するため、関係機関、団体との連携を深め、圏域全体の一体的な観光客誘致宣伝活動の展開を図る。

観光客誘致宣伝事業費

【目 的】 各種観光誘致宣伝活動を実施し、観光客の入込増加と滞在化推進、本市の知名度・イメージの向上を図る。

【予 算 額】 15,303 千円

【事業概要】

- ① 各種観光客誘致宣伝活動
 - ・旅行エージェント等招へい
 - ・各種宣伝媒体を活用したPR事業
 - ・マスコミ等取材対応
- ② 観光宣伝印刷物作成
リーフレット等の作成
- ③ 観光大使事業
旭川観光大使の委嘱・観光情報の発信等
- ④ 着地型観光推進事業補助金（予算額 3,000 千円）
滞在型・通年型観光の推進に寄与する着地型観光事業を推進するため、事業を実施する(社)旭川観光協会に対する支援を行う。
【補助先】 社団法人旭川観光協会 会長 山崎 博幸
- ⑤ 着地型観光推進事業補助金（予算額 2,000 千円）
滞在型メニューの充実及び滞在型観光の推進を図るため、事業を実施する(社)旭川観光協会に対する支援を行う。
【補助先】 社団法人旭川観光協会 会長 山崎 博幸

(観光課)

国際観光プロモーション事業費

【目的】 海外における北海道観光ブームに加え、旭川ーソウル間の国際季節定期便運航や旭川空港への国際チャーター便の乗り入れ等により、外国人観光客が増加している中、この堅調な状況を更に拡大することにより、外国人観光客の更なる増加を図り、観光産業の活性化に資する。

【予算額】 5,500 千円

【事業概要】 中国・韓国・台湾・香港・シンガポール等、海外に向けて観光プロモーション活動を行うほか、同活動において必要不可欠な観光宣伝物を作成する。

(観光課)

冬季観光誘致促進事業費

【目的】 体験型観光やスキー場の利用促進など、冬季観光を促進し、本市の観光の平準化を図る。

【予算額】 4,000 千円

【事業概要】 旭川の冬季観光アイテム（スキー場・体験型施設等）のPR、スキーツアー造成、オーストラリア等の海外スキー客誘致に係るプロモーションの実施等。

(観光課)

教育旅行誘致促進事業費

【目的】 教育旅行の誘致を促進し、安定的な観光客の確保を図る。

【予算額】 1,500 千円

【事業概要】 道内、道外におけるプロモーション事業や関係者の招へい・視察会を実施。

(観光課)

旭川観光巡り推進事業費

【目 的】 旭川を訪れた観光客及び市民が市内観光スポットを巡るに当たりアクセス面の利便性を高め、滞在型観光を促進する。

【予 算 額】 3,000 千円

【事業概要】

旭川観光循環バス運行事業補助金

市内観光スポットを周回する循環型観光バスの運行に対する支援を行う。

[補 助 先] 旭川観光循環バス運営協議会 会長 豊島 弘通

[運行期間] 平成 22 年 7 月 1 日～9 月 30 日

(観光課)

観光情報ネットワーク事業費

【目 的】 旭川駅及び買物公園に観光情報センターを設置し、最新で詳細な観光情報を提供するとともに、各観光情報センター間、観光スポット間の連携を図り、観光客の利便性の向上や滞在時間の延伸を図る。

【予 算 額】 11,218 千円

【事業概要】

- ・観光情報センターを旭川駅及び買物公園内に設置し運営
- ・外国人観光客に対応できるスタッフの配置、「v」案内所全国ネットワークへの参加等

(観光課)

外国人観光客おもてなし事業費

【目 的】 海外における北海道観光ブームにより、道内を訪れる外国人観光客が増加している中、さらなるホスピタリティの向上を図り、観光産業と地域経済の活性化に資する。

【予 算 額】 1,000 千円

【事業概要】

外国人観光客に対し、ホスピタリティやサービスの向上を目的に、外国語版のメニュー、案内看板、ホームページ、パンフレット、マップ等の作成に要する費用の一部を助成する。

(観光課)

旭川地域観光客滞在促進事業費

【目 的】 多様化する観光客のニーズに対応し、滞在型観光の促進を図るため、きめ細かな観光コースの商品化に取り組む。

【予 算 額】 9,093 千円

【事業概要】

- ・観光モデルコース及びサイクリングマップ外国語版の作成
- ・フットパスマップの作成
- ・旭川地域の観光資源を生かした観光コースの商品化に向けたモニターツアーの実施

(観光課)

観光いきいき情報発信事業費

- 【目 的】 市内の観光スポット・イベントなどの観光資源について、魅力的かつPR 効果が高い写真を撮影し、各メディア等に積極的かつ効果的に提供を行う。
- 【予 算 額】 4,080 千円
- 【事業概要】 市内の各観光スポット及びイベント等の写真を撮影し、観光課 HP 内「あさひかわ観光フォトライブラリー」により画像提供を行う。
(観光課)

観光客等中心市街地誘導促進事業費

- 【目 的】 中心市街地に観光客やビジネス客を誘導し、消費拡大を図るため、旭川地域限定の商品券の販売等を行う。
- 【予 算 額】 17,689 千円
- 【事業概要】
・旭川地域商品券「ワッカ」の販売
・宿泊連携システム構築のための調査及び検討
(観光課)

中国・上海観光客誘致事業費

- 【目 的】 上海万博及び上海を中心とした中国国内においてPR 等を行い、中国からの観光客を誘致する。
- 【予 算 額】 2,000 千円
- 【事業概要】
・上海万博日本館で開催される「北海道の日」における道北地域のPR 事業
・観光客及び国際チャーター便誘致のための上海を中心とした観光プロモーション
(観光課)

旭山動物園多言語 FM 放送配信システム構築等事業費

- 【目 的】 旭山動物園を訪れる外国人観光客に対し、「モグモグタイム」や「ワンポイントガイド」など、細やかな情報提供を多言語で行うシステムを構築する。
- 【予 算 額】 13,790 千円
- 【事業概要】 FM ラジオと FM トランスミッターを使い、外国人観光客に対する多言語対応情報提供システムを構築する。
(旭山動物園総務広報係)

(2) イベント・コンベンション

イベント・コンベンションの振興は、地域経済の活性化、情報化、国際化等の推進課題を総合的に解決する上で、大きな戦略と位置づけている。

旭川市は、平成6年に国際会議観光都市の認定を受け、同年10月、官民挙げて、コンベンション誘致・支援組織である旭川コンベンションビューローが発足した。

平成8年度から専任の事務局職員を配置し、産・学・官が一体となって、コンベンションの誘致及び主催者の支援業務に当たっている。

【イベント・コンベンションの開催実績】

1. 規模別

(単位：件)

内訳 \ 年度	H17	H18	H19	H20	H21
国際	12	8	13	14	10
全国	56	56	58	57	66
全道	124	126	142	139	136
道北	77	82	86	98	93
市内	340	351	340	333	351
合計	609	623	639	641	656

2. 催事別

(単位：件)

内訳	H17	H18	H19	H20	H21
スポーツ	319	324	308	307	321
大会・学会・集会	90	96	97	101	120
展示・物産	23	20	25	35	40
音楽・芸能・美術	114	101	112	124	94
その他お祭り等	63	82	97	74	81
合計	609	623	639	641	656

(旭川コンベンションビューロー調べ)

イベント推進事業費

【目的】 各種イベントの支援等を通じて旭川市の対外的なイメージアップと観光客の誘致を図り、地域経済の活性化及び地域文化の向上を図る。

【予算額】 4,622 千円

【事業概要】

① 北海道音楽大行進開催負担金（予算額 2,400 千円）（昭和4年～）

開催期日 平成22年6月5日(土)

会場 (開会式) リベライン 旭川パーク・コミュニティランド
(行進) 8条斜線～永隆橋通～宮下通

参加 96 団体 3,859 人

支出先 北海道音楽大行進実行委員会 委員長 野崎 耕作
(事務局 (社)旭川観光協会)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
参加団体数	88 団体	96 団体	97 団体	89 団体	97 団体
参加人数	3,846 人	4,188 人	4,371 人	3,936 人	3,663 人
観客数	155,000 人	165,000 人	165,000 人	140,000 人	145,000 人

② こたんまつり開催負担金（予算額 600 千円）（昭和32年～）

開催期日 平成22年9月23日(秋分の日)

会場 神居町神居古潭

内容 アイヌ伝統儀式・古式舞踊（カムイノミ・イナウ式），
地元野菜直売市 ほか

支出先 こたんまつり実行委員会 委員長 水澤 亨
(事務局 (社)旭川観光協会)

(単位：人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
観客動員数	3,100	4,000	4,000	4,000	4,000

旭川夏・冬まつり開催事業費

【目的】 旭川を代表するイベントとして多数の観光客が訪れる旭川夏・冬まつりを開催・支援する。

【予算額】 62,000 千円

【事業概要】

① 旭川夏まつり開催負担金（予算額 3,800 千円）

開催期日 平成 22 年 8 月 5 日(木)～8 月 7 日(土)

内 容 みこし練行, 舞踊パレード, YOSAKOI ソーランナイト, ディスコナイト等

支 出 先 旭川夏まつり実行委員会 委員長 新谷 龍一郎
(事務局 旭川商工会議所)

(単位：人)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
参加者数	14,000	10,000	12,700	14,800	16,200
観客動員数	518,000	577,000	358,300	558,000	641,000

※烈夏七夕まつり・大雪さんろくまつりを含む。

② 烈夏七夕まつり開催補助金（予算額 1,900 千円）

開催期日 平成 22 年 8 月 7 日(土)

内 容 大小の山車を引いた練り歩き等

支 出 先 烈夏七夕まつり実行委員会 代表 渡辺 千晃
(事務局 (社)旭川青年会議所)

③ 大雪さんろくまつり開催補助金（予算額 2,700 千円）

開催期日 平成 22 年 8 月 5 日(木)～8 月 7 日(土)

内 容 さんろく露店, ステージイベント, 抽選会等

支 出 先 大雪さんろくまつり実行委員会 会長 山崎 博幸
(事務局 旭川観光社交組合)

④ 永山屯田まつり開催補助金（予算額 1,200 千円）

開催期日 平成 22 年 7 月 30 日(金)～8 月 1 日(日)

内 容 永山あんどん流し, 永山屯田太鼓演奏等

支 出 先 永山屯田まつり実行委員会 委員長 中村 彰利
(事務局 あさひかわ商工会)

(単位：人)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
観客動員数	50,000	80,000	65,000	71,000	70,000

⑤ 花火 i n K A G U R A 開催補助金（予算額 500 千円）

開催期日 平成 22 年 8 月 14 日（土）

内 容 花火打ち上げ等

支 出 先 花火 i n K A G U R A 実行委員会 委員長 太田 浩司
（事務局 あさひかわ商工会南支所）

（単位：人）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
観客動員数	50,000	50,000	50,000	40,000	50,000

⑥ 旭川冬まつり開催負担金（予算額 44,500 千円）

開催期日 平成 23 年 2 月 8 日（火）～13 日（日）（予定）

内 容 大雪像及び中小雪像，ステージイベント 等

支 出 先 旭川冬まつり実行委員会 会長 西川 将人
（事務局 旭川市経済観光部観光課）

（単位：人）

年 度	H17 (第 47 回)	H18 (第 48 回)	H19 (第 49 回)	H20 (第 50 回)	H21 (第 51 回)
観客動員数	813,000	907,000	1,006,000	969,000	935,000

⑦ 氷彫刻世界大会開催補助金（予算額 5,600 千円）（平成 7 年～）

開催期日 (制作) 平成 23 年 2 月 7～9 日（予定）
(展示) 平成 23 年 2 月 9～13 日（予定）

会 場 平和通買物公園

内 容 個人戦・団体戦 各 50 基(予定)

支 出 先 旭川市 5 条通 7 丁目 小河原ビル 3 階
氷彫刻世界大会実行委員会 委員長 押切 清

⑧ あさひかわ雪あかり開催補助金（予算額 1,800 千円）（平成 3 年～）

開催期日 平成 23 年 2 月 8～13 日（予定）

会 場 市内各地域

内 容 あかりのオブジェの展示・地域雪あかり等

支 出 先 あさひかわ雪あかり実行委員会 会長 黒川 吾基
（事務局 (社)旭川観光協会）

（観光課）

氷彫刻振興補助金

【目 的】 氷彫刻のメッカである旭川市として、氷彫刻の技術向上と文化の普及を図る。

【予 算 額】 620 千円

【事業概要】

氷彫刻推進補助金（予算額 620 千円） （平成 7 年～）

氷彫刻の技術と文化の向上を図るため、各種氷彫刻大会の開催等を行う団体を支援する。

支 出 先 旭川市 5 条通 7 丁目 小河原ビル 3 階
特定非営利活動法人 日本氷彫刻会 会長 押切 清

（観光課）

コンベンション開催誘致促進事業費

【目 的】 コンベンションシティ旭川の推進と国際・国内コンベンションの積極的な誘致促進を図ることにより地域経済・産業の活性化と文化の向上が図られるとともに、対外的に本市のイメージアップに寄与し、観光都市旭川の PR を図り、観光客の誘致に資する。

【予 算 額】 9,000 千円

【事業概要】

旭川コンベンションビューロー負担金（予算額 9,000 千円）

内 容 地域経済・産業の活性化と文化の向上及び本市のイメージアップ並びに観光客の誘致に資するためコンベンションの誘致促進・支援に係る事業を展開する「旭川コンベンションビューロー」の運営費の一部を負担する。

支 出 先 旭川コンベンションビューロー 会長 西川 将人
（事務局 旭川市役所第 3 庁舎 1 F）

（観光課）

フィルムコミッション推進事業費

【目 的】 映画や TV 等のロケーションの誘致により、映像を通して旭川の街を売り込み、旭川のイメージアップを図るとともに直接的・間接的経済波及効果と観光客の誘致促進を図る。

【予 算 額】 2,000 千円

【事業概要】 映画や TV 等のロケーション誘致を推進し、旭川の街を売り込み街のイメージアップを図るとともに直接・間接的な経済波及効果と観光客の誘致促進を行うため「フィルムコミッション推進」に必要な経費を負担する。

（観光課）

(3) 観光関連団体

団体名	住所・代表者	構成	目的
大雪山国立公園 観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部観光課内 会長 西川 将人	1市・6町 8観光協会 15団体	大雪圏の観光開発を推進し、広域観光の振興を図ることを目的とする。
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川総合振興局産業振興部 商工労働観光課内 会長 山崎 博幸 (旭川観光協会会長)	22市町村 17観光協会等 39団体	上川地方（上川総合振興局管内及び幌加内町）における観光事業の健全な発展と関係団体等の連絡協調を図ることを目的とする。
(社) 旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター5階 会長 山崎 博幸	観光関係団体・法人等	旭川市における観光資源の開発と紹介宣伝、観光施設の整備改善、観光関係者の資質の向上等に努めることにより観光事業の健全な振興を図り、もって観光旅行者の利便の増進、観光旅行の容易化、安全の確保及び市民生活の向上、繁栄に寄与することを目的とする。
あさひかわ観光誘致 宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部観光課内 会長 西野目 信雄	5市・2町 6観光協会等 観光関係団体 法人等	旭川圏域観光の通年化並びに滞在型観光を促進するため、旭川市内及び周辺の観光関係機関・団体が提携して具体的かつ実践的な観光客誘致宣伝活動を推進し、旭川圏域観光の振興及び旭川空港の利用拡大を図ることを目的とする。
(社) 北海道観光振興 機構	札幌市中央区北4条 西4丁目 伊藤加藤ビル5階 会長 坂本 真一	市町村 観光協会 関係団体 法人等	北海道の観光振興推進の中核機能を担い、北海道内外の関係機関・団体・企業・地域の知恵と資源を結集した複合型の総合産業の創出による「観光立国北海道」の実現を図る。あわせて観光事業の健全な発達と振興並びに地域の活性化を図り、もって国民一般の厚生、保健、文化生活の向上並びに経済の発展に資するとともに、国際交流に寄与することを目的とする。

<p>きた北海道・ 大雪広域観光情報推 進協議会</p>	<p>6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部 観光課内 会長 西川 将人</p>	<p>1市・6町 1団体 計8団体</p>	<p>北北海道・大雪広域観光圏のポ ータルサイトの整備と内容充実、 広域観光の連携及び圏域の知名 度アップと観光客の利便性の向 上を図ることを目的とする。</p>
<p>北・北海道中国観光客 誘致実行委員会</p>	<p>6条通10丁目 旭川市第三庁舎3階 旭川市経済観光部 観光課内 会長 西野目 信雄</p>	<p>3市・6団体 計9団体</p>	<p>北・北海道圏域に中国からの観 光客を誘致するため、圏域の観光 関係機関・団体が広域連携を図 り、圏域の観光振興及び旭川空港 並びに稚内空港の利用拡大を図 ることを目的とする。</p>

6 雇用・労働福祉

本市の雇用情勢は、有効求人倍率が依然として低水準で推移しており、若年者や新規学校卒業者、特に高卒者の就職が困難な状況となっている一方で、労働力人口の高齢化、女子労働者及びパートタイム労働者の増加が進むなど大きく変化している。

こうした状況の中で、労働関係の法制度が改正されており、勤労者を取り巻く環境への対応及び中小企業の労働条件や労働環境の改善への取り組みが、今日的課題となってきたところである。

平成 22 年度も引き続き「就労の促進」、「勤労者の福祉の向上」及び「人材の確保と育成」を柱に各種の施策を推進していく。

【有効求人倍率の推移】

(単位：倍)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
全国	0.94	1.02	0.97	0.73	0.42
全道	0.53	0.53	0.51	0.43	0.35
旭川	0.49	0.48	0.46	0.40	0.37

(旭川公共職業安定所管内)

(1) 就労の促進

世界的な不況の中で、完全失業率、有効求人倍率ともに依然として全国値を下回る低い水準で推移しており、就労に関しても厳しい状況が続いている。

また、国の制度の廃止や公共事業の縮減などにより季節労働者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような中、特に若年者を中心とした求職者の就労の促進や季節労働者の通年雇用化を図ることが重要であるため、次の施策を実施する。

職業相談推進事業費

【目的】 「旭川市職業相談室」及び「ジョブカフェ旭川」を勤労者福祉会館に「旭川しごとサポートプラザ」として開設することで、ハローワーク、あさひかわ求職者総合支援センターとともに関係機関が一体となって職業相談を実施し、求職者の就職促進を図る。

【予算額】 3,816 千円

【事業概要】 相談員による職業相談やハローワーク旭川の求人情報提供を行う。

[旭川市職業相談室実績 (平成 21 年度)]

① 職業相談件数	10,029 件
② 紹介件数	2,174 件
③ 就職者数	282 人

※各数値は、旭川しごとサポートプラザ全体のもの

(経済総務課雇用労政係)

高年齢者就業機会確保事業推進費

【目的】 高年齢者の臨時的、短期的な就業ニーズに対応した就業機会を確保するため、就業機会の提供を行う（社）旭川市シルバー人材センターに助成し、高年齢者の福祉の増進に寄与するとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与する。

【予算額】 10,700 千円

【事業概要】

- ① 旭川市高年齢者就業機会確保事業費補助金 (予算 10,600 千円)
- ② (社)全国シルバー人材センター事業協会賛助会員負担金 (予算 50 千円)
- ③ (社)北海道シルバー人材センター連合会賛助会員負担金 (予算 50 千円)

【社団法人 旭川市シルバー人材センター】

住 所 旭川市春光町 3639 番 4
 理事長 内 藤 秀 夫
 設 立 昭和 55 年 7 月
 会 員 数 1,316 人 (H22.3.31 現在)
 事業概要 ①臨時的、短期的な就業機会の確保、提供
 ②臨時的、短期的な無料の職業紹介事業
 ③臨時的、短期的な就業に必要な知識、技能の付与

年度	H17	H18	H19	H20	H21
会 員 数 (人)	1,169	1,159	1,164	1,217	1,316
受 注 件 数 (件)	8,847	9,422	9,450	9,371	10,016
受 注 金 額 (千円)	462,923	438,537	437,226	421,105	420,571
就 業 延 人 数 (人)	108,711	104,152	105,070	104,648	103,028

(経済総務課雇用労政係)

高齢者活用生活援助サービス事業費補助金

【目的】 (社)旭川市シルバー人材センターが行う高齢者活用生活援助サービス事業の充実、強化を支援し、地域社会の福祉に寄与する。

【予算額】 1,000 千円

【事業概要】

旭川市高齢者活用生活援助サービス事業費補助金

- ①専門職員（コーディネーター）の配置
- ②技能講習・調理実習研修会の実施
- ③高齢者生活援助サービスの推進
- ④事業の PR と入会の促進

(経済総務課雇用労政係)

若年者就職支援事業費

【目的】 失業率が高く、依然として厳しい雇用環境にある若年者層（39歳以下）を対象に、就職支援フォーラムの開催や個別就職相談、企業見学などの就職支援事業を実施することで、若年者の就職促進を図る。

【予算額】 555千円

【事業概要】 市内の39歳以下の若年求職者を対象に、次の事業を実施する。

- ① 就職支援フォーラム
- ② 個別就職相談
- ③ 企業見学
- ④ （高校生、大学生）就職支援セミナー
- ⑤ 高校就職担当教諭・高校生向け企業説明会

（経済総務課雇用労政係）

季節労働者通年雇用促進事業費

【目的】 厚生労働省の委託を受け、季節労働者を対象とした技能講習、就職支援研修など各種事業を実施する上川中部季節労働者通年雇用促進協議会への負担金を通じ、季節労働者の通年雇用を促進する。

【事業期間】 平成22年度

【予算額】 1,300千円（地域自らが実施する事業に係る負担金）

<上川中部季節労働者通年雇用促進協議会の実施事業>

〔事業費〕	35,810千円	
	協議会自らが提案し実施する事業	30,000千円
	地域自らが実施する事業	3,410千円
	職場体験実習事業	2,400千円

〔事業概要〕

①協議会自らが提案し実施する事業

通年雇用となる求人の開拓を行うなど季節労働者の雇用確保に係る2事業及び技能講習や職場講習の開催など季節労働者の就労推進に係る3事業を実施。

②地域自らが実施する事業

季節労働者の雇用実態調査や季節労働者を対象とした研修の開催など5事業を実施。

③職場体験実習事業

民間企業と協力して季節労働者の職場体験実習を実施。

（経済総務課雇用労政係）

障害者就業支援 I T セミナー事業費

- 【目的】 障害者に対し I T セミナーを行い、 I T 関連企業への就職を目指す。
- 【予算額】 1,200 千円
- 【事業概要】 障害者の就業を促進するため、障害者向けに I T 技術者セミナーを開催する。
(経済総務課雇用労政係)

中小企業障害者雇用支援助成事業費

- 【目的】 障害者を雇用する中小企業への雇用奨励金を設けることにより、中小企業の障害者雇用への意識を高め、障害者の就労の場の拡大を図る。
- 【予算額】 1,600 千円
- 【事業概要】 中小企業障害者雇用支援補助金
- 障害者雇用の拡大を図るため、国が支援する「特定求職者雇用開発助成金」の受給企業に対し、独自に雇用奨励金を上乗せして支給する。
- (経済総務課雇用労政係)

季節労働者冬期雇用対策事業費

- 【目的】 冬期間、離職を余儀なくされている季節労働者に対して、直接雇用を実施することにより、雇用創出を図る。
- 【予算額】 2,800 千円
- 【事業概要】 季節労働者の冬期就労を支援するため、直接雇用し、消防水利施設の除雪等を行う。
- (経済総務課雇用労政係)

新規学卒者等スキルアップ支援事業費

- 【目的】 入社 3 年程度までの若手社員及び就職が内定した高校 3 年生を対象として各種セミナーを開催することで若者の職場定着を支援する。
- 【予算額】 2,000 千円
- 【事業概要】
- ・入社 3 年程度までの若手社員を対象として職場定着のためのセミナー開催
 - ・就職が内定した高校 3 年生を対象として基本的な資質・能力向上のためのセミナー開催
- (経済総務課雇用労政係)

民間提案型雇用創造推進事業費

- 【目的】 地域の実情や創意工夫に基づき、地域の雇用再生のための事業を実施することで地域の安定的な雇用機会の創出を図る。

【予 算 額】 43,141 千円

【事業概要】 「介護雇用創造」, 「グリーン雇用創造」, 「地域社会雇用創造」の3つの分野を雇用創出のための重点分野として推進していくため, この分野において民間企業・団体等から事業計画を公募し, 4事業を選定する。

(経済総務課雇用労政係)

民間提案型重点分野雇用創出事業費 (第1回臨時会補正)

【目 的】 離職を余儀なくされた非正規雇用労働者, 中高年齢者等の失業者に対して, 次の雇用までの短期の雇用・就業機会の創出を図る。

【予 算 額】 43,141 千円

【事業概要】 「介護」, 「医療」, 「観光」, 「環境・エネルギー」, 「農林水産」, 「地域社会雇用」の6つの分野を雇用創出のための重点分野として推進していくため, この分野において民間企業・団体等から事業計画を公募し, 4事業を選定する。

(経済総務課雇用労政係)

臨時職員緊急雇用事業費

【目 的】 雇用情勢が著しく悪化している状況の中で, 求職者の雇用安定を図る。

【予 算 額】 42,035 千円 (当初 38,824 千円, 第2回臨時会補正 3,211 千円)

【事業概要】 市役所内の部署において, 主に一般事務補助の臨時的任用職員として求職者の雇用を行う。

(経済総務課雇用労政係)

(2) 勤労者の福祉の向上

中小企業における労働条件の改善や労働福祉の向上を目的として, 福利厚生事業を実施する「(財)旭川市勤労者共済センター」の育成に努めるとともに, 勤労者資金貸付事業の実施により勤労者の臨時的な資金需要に対応する。

中小企業福祉事業費補助金

【目 的】 市内の中小企業の従業員及び事業主を対象に組織し, 会員の共済, 福祉の向上のための事業を行う「(財)旭川市勤労者共済センター」へ助成することにより, 中小企業勤労者の福利厚生の充実と中小企業の発展を推進する。

【予 算 額】 8,911 千円

【事業概要】

【財団法人 旭川市勤労者共済センター】

設 立	平成9年12月
事 務 局	旭川市5条通10丁目 旭川市5条庁舎2F
理 事 長	石田 一彦
加入事業所数	701事業所 (H22.3.31現在)
会 員 数	5,635人 (H22.3.31現在)

①共済給付事業 会員や家族の冠婚葬祭などに対する共済金給付
(結婚・出産祝等9種類 16項目)

②福利厚生事業

- ・スポーツ・レクリエーション事業
- ・健康増進事業 (がん検診, 保養施設利用助成ほか)
- ・文化教養事業 (各種講座, 映画鑑賞券助成ほか)
- ・その他 (専門店等割引)

③会報誌発行 「みんなの共済」 年4回発行

年度	H17	H18	H19	H20	H21
加入事業所数	697	687	704	711	701
年度末会員数 (人)	6,306	5,977	5,837	5,842	5,635
共済給付件数 (件)	1,487	1,505	1,417	1,428	1,424
共済給付額 (千円)	22,165	24,010	21,565	21,840	19,385

(経済総務課雇用労政係)

勤労者資金貸付事業費

【目的】 市内中小企業に従事する勤労者に教育・一般資金の貸付けを行い、臨時的な資金需要に対応することにより、企業の福利厚生制度を補完する。(住宅資金は償還のみ)

【予算額】 59,498千円

【事業概要】

	教育・一般資金
預託金額 (千円)	15,000
融資枠 (千円)	16,500
新規貸付金額 (千円)	11,342
回収見込金額 (千円)	3,839
前年度貸付残 (千円)	9,329

[教育・一般資金]

年度	H17	H18	H19	H20	H21
貸付件数 (件)	4	3	5	9	3
貸付金額 (千円)	3,000	2,100	3,620	5,970	1,480

資 金 名	旭川市勤労者教育・一般資金	
貸 付 対 象	中小企業従業員用	季節労働者用
	1. 市内に居住する勤労者であつて、市・道民税を完納している者 2. 申込日現在、その事業所に1年以上継続して勤務している者	雇用保険法第38条による短期雇用特例被保険者で、市内に居住し、毎年一定期間（2年で通算12か月以上）同一事業所に勤務し、市・道民税を完納している者
貸 付 条 件	資 金 使 途	教育資金（本人又はその子弟で入学金・授業料等） 一般資金（医療、冠婚葬祭、耐久消費材の購入（パソコン含む）、旅行費用その他特に必要と認められるもの）
	貸 付 限 度	100万円
	貸 付 利 率	教育資金 年1.60%（別途保証料率加算） 一般資金 年1.60%（別途保証料率加算）
	貸 付 期 間	7年以内
	返 済 方 法	元利均等毎月返済
	保 証	「道労信協」による保証（必要に応じ保証人を付する）
取 扱 金 融 機 関	北海道労働金庫旭川支店	
申 込 先	北海道労働金庫旭川支店	
備 考	必要書類：資金申込書、市・道民税所得証明、納税証明（市・道民税）、使途内容を証明するもの等	

（経済総務課雇用労政係）

(3) 人材の確保と育成

高度情報社会の到来など社会経済情勢の変化に対応するため、市内企業が求める優秀な人材の確保に努めるほか、技能者の能力向上や育成を推進する。

労働行政費（経常費）

① Uターン・Iターン推進事業

【目 的】 首都圏等に在住している者で高度な技術、知識を有するUターン・Iターン希望者に、地元企業の技術者等の人材需要情報を提供することにより、人材の確保を推進する。

【予 算 額】 100千円

【事業概要】

「Uターン情報コーナー」

設置 平成2年10月1日

場所 経済観光部経済総務課内

内容 Uターン・Iターン希望者に地元企業の人材需要状況や企業概要等の情報を提供

企業情報提供（郵送）

Uターン求人情報カード登録企業一覧，企業パンフレットをUターン就職希望者に提供する。

北海道人材誘致推進協議会負担金（予算 100 千円）

支出先 北海道人材誘致推進協議会 会長 高原 陽二（北海道副知事）

【旭川市Uターン・Iターン制度活用状況】

年度	H17	H18	H19	H20	H21
登録企業	45社	46社	34社	25社	36社
登録者	25人	19人	16人	10人	10人
就職決定者	0人	0人	0人	0人	0人

② 事業内職業訓練施設運営費補助金

旭川市中小企業等振興条例及び同条例施行規則に基づき，事業内職業訓練施設運営費の助成金を交付する。

【予算額】 1,996 千円

【対象者】 ①職業訓練法人 旭川左官職業訓練協会（左官タイル施工科）
②職業訓練法人 旭川建築職業訓練協会（木造建築科）
③北海道・大工養成塾運営会（木造建築科）

技能のまちづくり推進事業費

【目的】 本市のものづくり産業を支える技能者の向上と集積を図るとともに，技能を尊重するまち全体の気運を醸成し，全国に誇れる「技能のまち・旭川」としてのまちづくりを推進する。

【予算額】 977 千円

【事業概要】

- 1 技能五輪大会派遣に対する補助
- 2 技能イベントの開催及び本市の技能水準の高さを広く市民にPRする取組に対する補助
- 3 優良技能者の表彰

（経済総務課雇用労政係）

V 関係施設

1 旭川市工芸センター

(1) 所在地 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内
(TEL 0166-66-1770 , FAX 0166-66-1776)

(2) 沿革 昭和9年4月 技術指導機関として、木工、窯業、農産加工を含む旭川市立産業指導所を設置
昭和18年3月 第2次世界大戦のため産業指導所を廃止
昭和23年10月 旭川市共同作業所を設置
昭和30年4月 旭川市共同作業所を廃止し、旭川市木工芸指導所を設置
昭和35年10月 豊岡木工団地に移転、試験棟・木材乾燥室を建設
昭和42年4月 窯業指導所を旭川市木工芸指導所敷地内に建設移転
昭和51年5月 木工芸指導所、窯業指導所を統合し、旭川市工芸指導所と改称
昭和59年3月 旭川家具事業協同組合より工芸センター（管理棟延529.52㎡）の寄付
平成8年4月 現在地に移転
平成9年12月 旭川市工芸センターに改称

本市の主要産業である木工芸及び窯業の生産技術の向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

(3) 施設の概要

延床面積 1,900.55 ㎡

室名	面積(㎡)	室名	面積(㎡)
技術開発室	203.40	材料試験室	50.05
機械加工室	363.93	製品試験室	55.14
塗装室	55.00	企画開発室	67.06
接着・金工室	70.84	コンピュータ室	66.30
木材乾燥スペース	65.02	会議室	79.46
窯業研究室	192.69	ショールーム	163.61

※主な部屋のみ掲載

(4) 事業内容

- ①情報収集提供（調査分析・情報収集提供・情報企画管理）
- ②人材育成（研修会・講習会・技術指導・交流促進）
- ③技術開発（省力化・省資源化・付加価値化）
- ④製品開発（品種の開発・用途の開発・素材の利活用）
- ⑤試験分析（製品性能・検査分析・品質管理・生産基準）
- ⑥販売促進支援（展示会開催支援・産品等のPR）

(5) 利用状況

(単位：件・人)

年 度		H16	H17	H18	H19	H20	H21
技術指導・相談		221	222	257	299	264	216
実態調査等		285	157	270	81	242	104
研修会・講習会	開催数	24回	10回	20回	20回	68日間	43日間
	参加延人数	354	160	575	329	613	781
機械使用	件数	763	517	459	710	772	882
	時間	1,626	739	677	1,239	2,204	1,689
依頼業務		154	182	218	333	257	254

(6) 平成22年度事業計画

①情報収集提供

ア 業界実態調査

企業の経営指標, 原価構成比率, 従業員数, 製造品目, 仕向け先, 経営者の意向等を調査して業界の実態を把握し, 情報として提供するとともに当所の事業計画に反映する。

イ 情報提供

各種情報の収集に努め, その提供を通じて関係業界の技術向上, 市場拡大, 経営の近代化を図る。

- ・工芸ニュースの発行
- ・事業報告書の発行
- ・研究報告書, 調査報告書等の作成発行
- ・情報誌の閲覧
- ・ホームページの充実

ウ ものづくり技術者育成事業

旭川地域の熟練技能者・技術者を調査し, 登録及び派遣指導を行う。

②人材育成

ア 研修会・個別受入研修

近代的企業感覚と総合的技術を備えた人材を養成するため, 企業の従業員を対象として, 技術技能の基礎知識及び応用技術, 経営感覚等について実技を中心に研修指導する。

イ 講習会

各種技術のレベルアップを図るため, 企業の現状及び将来的課題に即したテーマを取り上げ, 開催する。

ウ 講師派遣

旭川地域の技術力の向上を目的として, 各種団体にセンター職員を講師として派遣し, 業界の指導及び技術者の養成を図る。

エ 技術指導

企業の求めに応じ, 企業実態及び生産現場に即した技術, 設備, 管理計画等に関し指導を行う。

オ デザイン力次世代継承事業

地元高等教育機関と連携し, 社会人及び学生対象講座を開設する。

③技術・製品開発関連

企業の近代化を図るために必要な新技術及び在来技術の応用等の研究,並びに社会ニーズや市場実態,業界の現状課題等を踏まえた製品開発及び開発支援を行うことにより,地域企業の発展に資する。

- ・旭川家具のブランド化事業(国際家具デザインフェア旭川 2011 開催支援)
- ・旭川の工芸品改造事業(製品開発支援と開発製品の展示発表支援)
- ・製品開発技術連携事業(開発テーマの抽出と地域保有技術の確認)

④試験分析

製品性能のレベルアップを図るため,製品性能の試験分析及び改善指導を行い,技術の向上と商品開発研究を促進する。

⑤販路開拓・販売促進支援

ア 家具等首都圏販路拡大支援事業

首都圏での展示会に出展する旭川家具工業協同組合に事業費の一部を助成する。

イ 旭川家具ブランド推進事業

業務委託により旭川家具センターに家具コンシェルジュを配置・育成する。

ウ 展示会支援

各種展示会の開催を支援することにより,業界の振興はもとより,産地旭川のイメージアップを図る。

- ・旭川家具産地展開催支援
- ・旭川陶芸フェスティバル開催支援
- ・その他各種展示会支援

2 旭川市工業技術センター

(1) 所在地 旭川市工業団地3条2丁目1番18号
(TEL 0166-36-3111 , FAX 0166-36-4461)

(2) 沿革 昭和63年7月7日 建設工事着工
平成元年2月16日 建設工事竣工
平成元年4月14日 開 所

機械金属及び関連工業の技術の向上を図るために、技術指導、研究開発、情報の提供を行い、産業の振興発展に寄与することを目的に設置した。

(3) 施設の概要

敷地面積	建床面積		延床面積	構 造	
14,975.00 m ²	1,662.47 m ²		2,651.49 m ²	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2階建	
室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)
会 議 室	93.79	36	精 密 測 定 室	70.31	—
視 聴 覚 室	229.71	150	特 殊 加 工 室	57.62	—
実 習 試 験 室	175.00	30	多 目 的 室	133.98	50
顕 微 鏡 室	76.56	—	メカトロニクス実 験室	61.13	—
図 書 室	54.12	—	材 料 試 験 室	31.25	—

駐車場収容台数 50台

※室名は主な部屋のみ掲載

(4) 建設事業費 833,849 千円

事業費内訳 建設工事費 553,990 千円
用地取得費 136,137 千円
機器購入費 143,722 千円

財源内訳 道補助金 60,000 千円
日本自転車振興会補助金 104,600 千円
市 債 467,400 千円
一般財源 142,329 千円
その他 59,520 千円

(5) 主要機器

①材料試験機器 万能材料試験機、ショア硬さ試験機、ブリネル硬さ試験機、
ロックウェル硬さ試験機、微小硬さ計、真空高温炉、電気炉、
塩水噴霧試験機、走査電子顕微鏡、金属顕微鏡、コンクリート圧縮試験機、
発光分析装置、蛍光X線分析装置

②非破壊検査機器 超音波探傷機、磁気探傷機、X線探傷機

3 旭川市旭山動物園

- (1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼
(TEL/FAX 0166-36-1104)
- (2) 沿革 昭和 39 年 建設地の調査を開始
昭和 40 年 建設地を東旭川町倉沼に決定, 建設事務局を設置
昭和 41 年 土木工事, 給水工事等に着手
昭和 42 年 第 1 期工事完了
昭和 42 年 7 月 開園
- (3) 総事業費 (当初計画 昭和 40 年度~43 年度) 279,948 千円
- | | | | |
|-----|-------|---------|----|
| 内 訳 | 用地買収費 | 46,423 | 千円 |
| | 工 事 費 | 176,874 | 千円 |
| | 設 計 費 | 21,477 | 千円 |
| | 動物購入費 | 16,778 | 千円 |
| | 遊戯施設費 | 18,396 | 千円 |
- (4) 施設の概要
- ①敷地面積 152,662.84 m²
- ②建造物 64 棟 11,672.43 m²
- | | | | |
|-----|------|------|-------------------------|
| 内 訳 | 管理施設 | 22 棟 | 2,666.27 m ² |
| | 動物舎 | 29 棟 | 8,210.49 m ² |
| | 便益施設 | 13 棟 | 750.67 m ² |
- ③貸出物品 ベビーカー 120 台
車椅子 91 台 (うち電動アシスト付き 27 台)
電動カート 9 台
- ④利便施設 売店 6 店
レストラン 1 店
- ⑤駐車場 無料駐車場 約 700 台
有料駐車場 約 2,700 台
- ⑥開園期間 夏期 平成 22 年 4 月 29 日 (木) ~平成 22 年 10 月 17 日 (日)
冬期 平成 22 年 11 月 3 日 (水) ~平成 23 年 4 月 7 日 (木)
- ⑦開園時間 夏期 午前 9 時 30 分~午後 5 時 15 分 (入園は午後 4 時 15 分まで)
冬期 午前 10 時 30 分~午後 3 時 30 分 (入園は午後 3 時 00 分まで)
- ⑧休園日 夏期 期間中無休
冬期 年末年始 (12 月 30 日~1 月 1 日)

⑨飼育動物数

(平成 21 年 4 月 1 日現在)

区 分	哺乳類	鳥 類	爬虫類	計
種 類	45	72	13	129
点 数	269	450	31	750

(5) 入園者数

(単位：人)

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
有 料	455,252	946,588	1,553,928	2,417,569	2,489,803	2,219,536	1,956,209
無 料	368,644	502,586	513,756	623,081	623,081	549,674	507,065
計	823,896	1,449,474	2,067,684	3,040,650	3,072,353	2,769,210	2,463,274

(6) 主な施設整備の状況 (平成 8 年度～)

施 設 名	概 要 ・ 工 事 費 用 等
1 こども牧場 (平成 9 年 4 月 27 日オープン)	概 要 構造 木造平屋建 延面積 191.93 m ² , ふれあい広場 320 m ² 工事費用 99,178,700 円 4,264,200 円 (設計 平成 8 年度) 94,914,500 円 (工事 平成 8 年度)
2 フライングケージ 「ととりの村」 (平成 9 年 9 月 7 日オープン)	概 要 支柱…鉄骨 ネット…ポリエチレン 高さ 14m, 区画面積 2,889.90 m ² 工事費用 86,403,900 円 2,193,900 円 (設計 平成 8 年度) 84,210,000 円 (工事 平成 9 年度)
3 せせらぎ水路 (平成 10 年 4 月 29 日オープン)	概 要 水路延長 約 132m, 高低差 12.8m 工事費用 95,476,500 円 5,544,000 円 (設計 平成 9 年度) 89,932,500 円 (工事 平成 9 年度)
4 もうじゅう館 (平成 10 年 9 月 27 日オープン)	概 要 構造 鉄筋コンクリート造 平屋 床面積 611 m ² , 放飼場 918 m ² , 観客通路 884 m ² 工事費用 593,901,000 円 24,643,500 円 (設計 平成 9 年度) 569,257,500 円 (工事 平成 10 年度)
5 さる山 (平成 11 年 7 月 25 日オープン)	概 要 構造 鉄筋コンクリート造 平屋 床面積 225 m ² , 放飼場 330 m ² 工事費用 233,688,000 円 11,550,000 円 (設計 平成 10 年度) 2,152,500 円 (地質調査 平成 10 年度) 219,985,500 円 (工事 平成 11 年度)

<p>6 ペンギン館 (平成12年9月10日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 延床面積 631 m² (うち水中トンネル 32 m²) 放飼場 154 m² (うち冬期放飼場 64 m²) 工事費用 460,530,000 円 11,130,000 円 (建築設計 平成11年度) 1,680,000 円 (地質調査 平成11年度) 2,488,500 円 (設備設計 平成11年度) 445,231,500 円 (工事 平成12年度)</p>
<p>7 ランナー-タン空中運動場 (平成13年8月12日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上17m(擬木・鉄柱) 空中ジャングルジム 直径5m球体 延床面積 78.5 m² (直径10m) 工事費用 43,216,500 円 1,941,000 円 (設計 平成13年度) 41,275,500 円 (工事 平成13年度)</p>
<p>8 ほっきょくぐま館 (平成14年9月21日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上1階地下1階 延床面積 1,187 m² (展示観察ホール・寝室5・管理室) 放飼場 428 m² (※プール 140 トン・24 トン) 工事費用 714,241,500 円 13,125,000 円 (建築設計 平成13年度) 6,898,500 円 (設備設計 平成13年度) 3,108,000 円 (地質調査 平成13年度) 691,110,000 円 (工事 平成13・14年度)</p>
<p>9 あざらし館 (平成16年6月6日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄筋コンクリート造 地上2階地下1階 延床面積 999 m² (観察ホール, 休憩室) 放飼場 266 m² (※プール 300 トン, マリンウェイ) 工事費用 608,055,000 円 12,075,000 円 (建築設計 平成14年度) 6,300,000 円 (設備設計 平成14年度) 589,680,000 円 (工事 平成15・16年度)</p>
<p>10 おらんう〜たん館 (平成17年1月15日オープン)</p>	<p>概要 構造 鉄骨造 地上1階 延床面積 99.04 m² 観察ホール・放飼場 74.20 m² 工事費用 71,568,000 円 3,223,000 円 (設計 平成16年度) 68,345,000 円 (工事 平成16年度)</p>
<p>11 くもざる・かびばら館 (旧ホッキョクマ舎改修) (平成17年8月7日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 地上1階 延床面積 191 m² うち放飼場 112 m²(屋外) 79 m²(屋内) 工事費用 57,855,000 円(工事 平成17年度) ※設計は公共建築課で実施</p>
<p>12 第2子ども牧場 (平成18年7月22日オープン)</p>	<p>概要 木造 平屋 延床面積 111.78 m² 工事費用 47,250,000 円 (工事 平成17・18年度) ※設計は公共建築課で実施</p>
<p>13 ちんぱんじー館 (平成18年8月5日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上2階地下1階 延床面積 1,118.06 m² (観察ホール, スカイブリッジ) 放飼場 449.40 m² 工事費用 656,758,500 円 15,750,000 円 (建築設計 平成17年度) 5,460,000 円 (設備設計 平成17年度) 2,184,000 円 (地質調査 平成17年度) 633,364,500 円 (工事 平成17・18年度)</p>

<p>14 オオカミの森 (平成 20 年 6 月 28 日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造 地上 1 階地下 1 階 (観察棟) 木造平家 (寝室棟) 延床面積 231.5 m² (観察棟, 寝室棟) 総面積 1,933.8 m²</p> <p>工事費用 215,785,500 円 5,376,000 円 (建築設計 平成 19 年度) 1,911,000 円 (設備設計 平成 19 年度) 208,498,500 円 (工事 平成 19・20 年度)</p>
<p>15 エゾシカの森 (平成 21 年 4 月 29 日オープン)</p>	<p>概要 鉄骨造 (観察棟, 四阿, 観察通路) 木造 (寝室棟) 延床面積 186.85 m² (観察棟, 四阿, 観察通路, 寝室棟) 放飼場面積 958.4 m²</p> <p>工事費用 7,959,000 円 (建築設計 (てながざる館設計分含む) 平成 20 年度) 2,331,000 円 (設備設計 (てながざる館設計分含む) 平成 20 年度) 90,993,000 円 (工事 平成 20 年度)</p>
<p>16 てながざる館放飼場 (平成 21 年 8 月 29 日オープン)</p>	<p>概要 鉄筋コンクリート造, 鉄骨造遊具 整備面積 173 m² (うち放飼場整備面積 77.37 m²) 鉄骨造遊具高さ 14m</p> <p>工事費用 7,959,000 円 (建築設計 (エゾシカの森設計分含む) 平成 20 年度) 2,331,000 円 (設備設計 (エゾシカの森設計分含む) 平成 20 年度) 71,005,725 円 (工事 平成 20 年度)</p>

(7) 平成 22 年度主要行事予定

もうきん舎オープン	4 月 29 日
地球温暖化展	4 月 29 日～ 7 月 11 日
春まつり	4 月 29 日～ 5 月 5 日
シャトルバス	5 月 2 日～ 5 月 4 日
ぬりえ展示会 (休憩所展示)	4 月 29 日～ 6 月 30 日 募集 8 月 1 日～ 8 月 31 日 展示
絵本の読み聞かせ(動物園読み聞かせの会)	5 月 8 日からの毎月第 2 土曜日
ワンポイントガイド	5 月 9 日からの毎週日曜日及び祝日
三度のメシより旭山(飼育員体験)・とことん旭山(動物園教室)	5 月 8 日から毎週土曜日
春まつり抽選会	5 月 9 日
「感じて！」身近な自然を学ぶ会	5 月 2 日, 5 月 9 日, 5 月 15 日, 6 月 27 日, 7 月 11 日, 8 月 15 日, 10 月, 1 月, 2 月

第42回児童動物画コンクール	6月1日～8月31日 募集 9月23日～10月17日 展示 9月23日表彰式
障がい者夜間開園	6月26日
43回目の開園記念日	7月1日
動物園撮影教室	7月17日, 2月13日
サマースクール (小学5・6年生対象)	6月10日～6月30日 募集 8月1日～8月3日 開催
夜の動物園	8月11日～15日 (旭川南高万灯, 永山小・中あんどん, 夜の動物ウォッチング, ホタルのこみち開設, 屋台広場設営)
外来生物展	9月1日～10月17日
わくわくゲーム大会	10月17日
クリスマスツリーを飾る会	11月下旬
第11回動物読書感想文コンクール	11月1日～1月25日 募集 3月下旬 表彰式
第16回フォトコンテスト	前年11月3日～10月17日募集 11月23日表彰式
ペンギンの散歩・トボガン広場	12月中旬～3月中旬
もちつき大会	1月下旬
雪像づくりコンテスト	2月上旬

4 (財) 道北地域旭川地場産業振興センター

(1) 所在地 旭川市神楽4条6丁目1番12号
(TEL 0166-61-2283 , FAX 0166-62-1903)

(2) 沿革 昭和61年 9月16日 建設工事着工
昭和62年 8月29日 建設工事竣工
昭和62年 9月23日 開 館

道北地域の地場産業の振興・育成を図るため、昭和61年6月に上川支庁管内の市町村、関係団体等が一体となって財団法人を設立し、事業推進の中核施設となる道北地域旭川地場産業振興センターを建設した。

(3) 施設の概要

敷地面積	建床面積	延床面積	構 造
9,221.21 m ²	3,123.30 m ²	4,293.22 m ²	鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨屋根架構

室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)	室 名	面 積 (m ²)	収容人員 (人)
大 展 示 場	1,500.00	1,800	取 引 幹 旋 室	56.00	12
会 議 室	166.11	108	研 究 開 発 室 (1)	80.96	48
研 修 室	80.39	48	研 究 開 発 室 (2)	80.96	24
経 営 相 談 室	80.96	22			

(4) 建設事業費

事 業 費 内 訳		財 源 内 訳	
建設工事費	1,098,700 千円	補助金 (国・道)	400,000 千円
用地取得費	260,810 千円	借入金 (高度化資金)	767,400 千円
計	1,359,510 千円	市町村補助金等 (うち旭川市分)	192,110 千円 (177,110) 千円

(5) 事業内容

- ①施設賃貸事業
- ②地場産品宣伝普及事業
- ③売店事業
- ④道の駅事業

(6) 平成 21 年度施設利用状況

室 名	利 用 日 数 (日)	利 用 率 (%)
大 展 示 場	207	59.7
会 議 室	134	38.6
研 修 室	160	46.1
取 引 幹 旋 室	152	43.8
経 営 相 談 室	174	50.1
研究開発室 (1)	204	58.8
研究開発室 (2)	175	50.4

(7) 展示会の実施状況

(単位：日)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21
家 具	8	13	14	0	0
物 産 展	18	18	21	18	16
各 種 機 器	54	51	47	35	41
建 材 ・ 建 具	22	26	27	37	34
自 動 車	36	27	23	18	22
ス ポ ー ツ 用 品	0	0	0	0	0
日 用 雑 貨	19	18	10	10	28
衣 料 品	11	25	7	0	0
そ の 他	73	48	72	75	68
合 計	241	226	221	193	209
年 間 利 用 日 数	235	222	219	192	207

※ 併用利用があるため、用途別利用日数合計と年間利用日数は異なる。

(8) 平成 21 年度旭川市補助金

13,230 千円

5 観光案内所

観光の宣伝、紹介と観光客へのサービス提供を図ることを目的に設置

【旭川観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市宮下通8丁目 HBC旭川放送局1階
(TEL 0166-26-6665 , FAX 0166-22-6704)
- (2) 沿革 平成14年6月29日 開設
- (3) 規模 面積 113.09 m²
- (4) 設置主体 旭川市
- (5) 運営主体 (社)旭川観光協会
- (6) 利用状況

(単位：人)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
利用人数	53,033	51,558	48,481	50,922	46,989

(観光課)

【旭川空港観光案内所】

- (1) 所在地 上川郡東神楽町旭川空港ビル内
(TEL 0166-83-3716 , FAX 0166-83-4040)
- (2) 沿革 昭和57年9月 開設 (設置主体 上川地方観光連盟)
(運営主体 大雪山国立公園観光連盟)
平成5年6月 運営主体を旭川空港ビル㈱に移管
平成11年6月 運営主体を㈱ジェイエイエストレーディングに移管
平成15年10月 運営主体を旭川空港ビル㈱に移管
- (3) 規模 面積 6 m²
- (4) 設置主体 上川地方観光連盟
- (5) 運営主体 旭川空港ビル (株)
- (6) 利用状況

(単位：件)

年度	H17	H18	H19	H20	H21
利用件数	23,157	24,479	35,000	47,485	52,178

(観光課)

【旭山動物園観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市東旭川町倉沼 旭山動物園内
- (2) 沿革 平成18年4月29日 開設
- (3) 規模 面積 34.81 m²
- (4) 設置主体 旭川市
- (5) 運営主体 旭川市
- (6) 利用状況 平成21年度 43,389件

(旭山動物園)

【まちなか交流館観光情報センター】

- (1) 所在地 旭川市4条通7丁目 中川ビル1階
- (2) 沿革 平成18年6月1日～9月30日 旭川屋内にログハウスにて開設
(設置・運営主体：TMO)
平成19年6月 旭川屋内に開設(通年開設)
平成22年7月4日 まちなか交流館内に移動
- (3) 規模 面積 10 m²
- (4) 設置主体 旭川市・TMO
- (5) 運営主体 (社)旭川観光協会
- (6) 利用状況 平成21年度 12,150件(359日間)

(観光課)

VI 条例・規則

旭川市中小企業等振興条例 (昭和45年1月14日 条例第2号)

改正	昭和49年4月1日	条例第19号	昭和52年3月30日	条例第14号
	昭和58年12月28日	条例第35号	昭和60年4月9日	条例第13号
	平成12年3月31日	条例第61号	平成18年6月30日	条例第45号
	平成20年9月19日	条例第55号		

(目的)

第1条 この条例は、本市における中小企業が市民生活に果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業者の自主的な努力を助長しつつ、経営の革新、経営基盤の強化等を促し、また、経営者及び従業員の経済的、社会的地位の向上を図るため必要な助成を行ない、その育成振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

(1) 中小企業者 次のアからウまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種(イ及びウに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

イ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

(2) 中小企業者等 中小企業者、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものをいう。

(3) 小規模企業者 おおむね常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人)以下の事業者をいう。

(高度化事業に対する助成)

第3条 市長は、次の各号に掲げる中小企業者等が、当該各号に定める施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(1) 事業協同組合及び事業協同小組合

生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設

(2) 企業組合及び協業組合

経営の近代化のための施設

(3) 商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるもの(以下「商店街振興組合等」という。)

販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同施設並びに街路灯、アーケード、駐車場、物品預り所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るための施設

(4) 中小企業者、事業協同組合及び事業協同小組合

小売商業店舗共同化又は企業合同のための施設

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の5以内(第3号については、100分の25以内)とする。

(市長が指定する地域の特例)

第4条 市長が指定した地域に中小企業者等その他の者が、市長が定める期間内に工場、店舗、共同施設等で市長が認めた施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項に定める助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の5以内とする。

(適用除外)

第4条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例(平成20旭川市条例第55号)に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については適用しない。

(中小企業の組織化に対する助成)

第5条 市長は、中小企業者その他の者が、事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協業組合又は商店街振興組合を組織したときは、当該組合に対し、予算の範囲内で市長が別に定める助成金を交付することができる。

(流通の効率化に対する助成)

第5条の2 市長は、地方卸売市場の開設者が当該地方卸売市場の施設又は設備を設置する事業を行った場合で、中小企業者の流通業務の効率化に及ぼす効果が大きいと認めるときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(商店街の活性化に対する助成)

第5条の3 市長は、商店街振興組合等が、商店街の活性化を推進するため、販売促進、人材育成等の事業を行ったときは、当該事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(新製品開発に対する助成)

第6条 市長は、中小企業者等の開発する新製品が、他の中小企業者等に及ぼす効果が大きいもの、又は地域の特性を生かした付加価値の高いものと認められるときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その研究開発等に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内とする。

(技能者養成に対する助成)

第7条 市長は、中小企業者等が、職業訓練施設を設置したときは、当該中小企業者等に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の20以内とする。

3 市長は、事業内職業訓練を行なう中小企業者等に対し、予算の範囲内において、その運営費の一部を助成することができる。

(従業員福祉施設に対する助成)

第8条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める福祉施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

(適用除外)

第8条の2 前条の規定は、旭川市工業等振興促進条例に基づく課税免除及び奨励金の交付を受けた者については、適用しない。

(公害防除施設に対する助成)

第9条 市長は、中小企業者等その他の者が、市長の定める公害防除施設を設置したときは、当該中小企業者等その他の者に対し、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の額は、その施設の設定に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

第10条から第12条まで 削除

(資金融通の円滑化)

第13条 市長は、中小企業の金融の円滑化と正常化を図るため、次の各号に定める資金について、融資のあっせんを行なうことができる。

- (1) 小規模企業者の健全化促進に資するもの
- (2) 小口融資需要に対する金融円滑に資するもの
- (3) 中小企業者の運転資金、設備資金の融資促進に資するもの
- (4) 中小企業者の組織化及び構造の高度化促進に資するもの
- (5) 中小企業の公害防除施設の設定促進に資するもの
- (6) 新規創業等の促進に資するもの
- (7) その他市長が必要と認めるもの

2 前項に定める融資のあっせんを行なうため、市長は、毎年度予算の範囲内において、市長の指定する金融機関及び北海道信用保証協会に一定の金額を預託することができる。

3 前2項の定めるもののほか、融資のあっせんに必要な事項は、市長が別に定める。

(地元製品の販路拡大)

第13条の2 市長は、本市内で生産された製品の市内での消費及び市外への販路の拡大を図るため、必要な施策を講じなければならない。

(経営指導)

第14条 市長は、中小企業の経営近代化を図るため、次の各号に掲げる事業の推進に努めなければならない。

- (1) 中小企業の体質改善を図るための企業診断及び事後指導の実施
- (2) 中小企業構造の高度化促進指導
- (3) 経営研究団体の育成指導

(技術指導及び技能者の養成)

第15条 市長は、中小企業の技術の向上を図るため、次の各号に掲げる技術指導に努めなければならない。

- (1) 指導機関による試作研究
- (2) 技術巡回指導の実施
- (3) 技術者、技能者の養成

(小規模企業者の育成)

第16条 市長は、小規模企業者の経営及び技術の改善を図り、健全な企業に育てるため、企業の実態に即して次の各号に掲げる育成指導に努めなければならない。

- (1) 資金調達力向上のための指導助言
- (2) 技術水準の改善向上を図る指導
- (3) 経営管理能力の助長育成
- (4) 経営構造近代化のための助成
- (5) その他小規模企業の経営水準向上の指導

(従業員福祉等に関する施策)

第17条 市長は、従業員の福祉向上等を図るため、次の各号に掲げる施策を講じなければならない。

- (1) 中小企業における労使関係の適正化が、労使双方のたゆまぬ努力によって進展するよう必要な援助を行なう。
- (2) 中小企業における従業員の福祉向上について必要な援助を行なう。
- (3) 中小企業における労働力の充足のため必要な援助を行なう。
- (4) 中小企業における労働安全並びに労働衛生意識の高揚を図るために必要な援助を行なう。

(功労者の表彰)

第18条 市長は、中小企業者等及びその従業員その他の者で、次の各号に掲げる事項に関して功績のあったものを表彰することができる。

- (1) 経営管理及び技術の改善向上
- (2) 地元製品の普及及び販路拡張
- (3) 新製品の開発
- (4) 従業員の福祉向上
- (5) 永年勤続
- (6) その他中小企業の振興

(助成等の申請)

第19条 この条例に基づく助成等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(助成等の決定)

第20条 市長は、前条の申請書その他の書類を審査のうえ、助成等を行なうことに決定した場合には、その旨を申請者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の決定について条件を付することができる。

(報告の聴取)

第21条 市長は、助成等を受けようとする者又は助成等の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）について必要な報告を求め、又は必要な調査を行なうことができる。

(助成等の取消し等)

第22条 市長は、助成決定者が第20条第2項の条件に違反したとき、その他助成等を行なうことが不適当と認めるときは、当該助成決定者に助成等の取消しを通知し、必要な措置を講ずることができる。

(審議会の設置)

第23条 この条例の適正なる運営を図るため、市長の諮問機関として、旭川市中小企業等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 旭川市中小企業設備合理化促進条例（昭和32年旭川市条例第20号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に廃止前の旭川市中小企業設備合理化促進条例の規定に基づき機械等の貸与等を受けていたものは、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「中小企業設備合理化促進審議会委員 日額1,300円」を

「中小企業等審議会委員 日額1,300円」に改める。

附 則（昭和49年4月1日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月30日条例第14号）

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の旭川市中小企業等振興条例に基づき貸付けを受けた資金については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年12月28日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年4月9日条例第13号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第61号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月30日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市中小企業等振興条例第2条第1号の規定は、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成20年9月19日条例第55号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

旭川市中小企業等振興条例施行規則（昭和45年2月2日 規則第4号）

改正	昭和46年4月1日	規則第22号	昭和47年8月18日	規則第40号
	昭和48年6月1日	規則第31号	昭和52年4月1日	規則第9号
	昭和53年5月15日	規則第27号	昭和55年2月25日	規則第5号
	昭和57年12月1日	規則第57号	昭和59年2月1日	規則第1号
	昭和62年6月17日	規則第26号	平成5年4月20日	規則第15号
	平成11年3月30日	規則第32号	平成12年6月8日	規則第102号
	平成13年3月30日	規則第22号	平成13年5月25日	規則第52号
	平成13年11月12日	規則第73号	平成17年3月2日	規則第5号
	平成17年3月7日	規則第6号	平成18年6月30日	規則第49号
	平成19年6月8日	規則第37号	平成20年5月1日	規則第44号

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市中小企業等振興条例（昭和45年旭川市条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（助成対象の任意団体）

第1条の2 条例第2条第2号に規定する小売業、サービス業その他の事業を営む者で構成された任意の団体で市長が認めるものは、商店街が形成されている地域において小売業、サービス業その他の事業を営む者5人以上で構成され、その3分の2以上が中小企業者である団体とする。

（高度化の助成）

第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する中小企業者等は、主たる事務所を本市内に有し、かつ、その構成員の4分の3以上のものがその事業所を本市内に有しているものとする。

2 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象組合等であって小売商業店舗共同化施設を設置するものは、次の各号の要件を備えているものとする。

- (1) 組合が計画を作成する場合にあっては、その共同店舗に占める中小小売商業の売場床面積が全売場床面積の100分の70以上を占めていること。
- (2) 組合員以外の中小小売業者が共同して計画を作成する場合にあっては、中小小売業者5人以上のものが共同店舗を設置し、寄合百貨店又はセルフサービス方式による小売商業を営むものであること。
- (3) 前号の場合にあって、その共同店舗が会社組織であるときは、当該会社の出資比率に占める中小小売業者の割合が100分の70以上であること。

3 条例第3条第1項第4号に規定する助成対象法人であって企業合同事業の施設を設置するものは、次の各号に定める要件を備えているものとする。

- (1) 市長が別に指定する業種に属する中小企業者であり、合併又は共同出資により会社を設立したものであること。
- (2) 合併又は共同出資を行う中小企業者の4分の3以上が本市内に事業所を有するものであること。

4 前各項に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

（指定地域の助成）

第3条 条例第4条第1項に規定する市長が指定する地域は、企業立地の適正要因、都市機能の効率性及び市民生活に及ぼす便益等総合的有利性を有し、その地域に中小企業者等その他のものが施設を設置することが企業活動を助長し、企業の育成振興に寄与すると認める地域とする。

2 条例第4条第1項の助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

（組織化の助成）

第4条 条例第5条に規定する助成対象組合は、主たる事業所を本市内に有し、かつ、その組合員の4分の3以上のものが、その事務所を本市内に有しているものとする。

2 前項の組織化に対する助成は、1組合に対する助成額と組合員1人当りの助成額に組合員数を乗じて得た額の合算額とする。

（流通効率化の助成）

第4条の2 条例第5条の2に規定する事業の助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

2 前項の事業に対する助成金の額は、当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の10以内とする。

(商店街活性化の助成)

第4条の3 条例第5条の3に規定する事業に対する助成金の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 販売促進事業 当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の3分の2以内で、45万円を超えない額
- (2) 人材育成事業 当該事業に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50以内で、50万円を超えない額
- (3) その他市長が特に認める事業 その都度市長が定める額

(新製品開発の助成)

第5条 条例第6条に規定する助成対象経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 原材料の購入に要した経費
- (2) 機器の購入又は借入れに要した経費
- (3) 設計依頼、試験依頼又は技術指導に要した経費
- (4) 外注による加工に要した経費
- (5) その他特に必要と認める経費

(職業訓練施設等の助成)

第6条 条例第7条第1項に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

2 条例第7条第3項に規定する運営費の助成は、1事業内訓練施設に対する助成額と訓練生1人当りの助成額に訓練生数を乗じて得た額とその他市長が必要と認めた経費との合算額とする。ただし、運営に要した費用のうち、市長が認めた額の100分の50に相当する額を限度とする。

(従業員福祉施設の助成)

第7条 条例第8条に規定する助成対象施設及びその要件は、別表のとおりとする。

(公害防除施設の助成)

第8条 条例第9条に規定する助成対象施設は、次の各号に定めるものとする。

- (1) すず、その他粉じんを処理する施設
- (2) 亜硫酸ガス又は無水硫酸を処理する施設
- (3) 汚水処理施設及び除外施設
- (4) 騒音防止施設

(助成金の算出基準)

第9条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条までの規定による助成金の交付額は、助成対象施設の固定資産評価額又はこれに準ずる額を基礎として算出するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 第2条から第4条の2まで、第6条第1項、第7条及び第8条の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号)を、第4条の3、第5条及び第6条第2項の規定により助成金の交付を受けようとする者は申請書(様式第1号の2)をそれぞれ次の各号に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定によるものは、当該施設の設置完了後3か月
- (2) 第4条の規定によるものは、当該組合の設立登記完了後3か月
- (3) 第4条の3及び第5条の規定によるものは、市長が別に定める日
- (4) 第6条第2項の規定によるものは、当該事業内訓練事業に係る事業年度開始後3か月

2 前項第1号に該当する施設の設置が数年にわたる場合において、提出される申請書がその1年度にかかるものであるときは、申請者はその全体計画を明確にした書類を添付しなければならない。

(変更届出)

第11条 助成金の交付を受けようとする者が、前条の規定により提出した申請書の記載内容に変更を生じたときは、直ちにその旨を市長に届出なければならない。

(決定通知)

第12条 市長は、第10条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 第2条から第8条までの規定による助成金は、それぞれ次の各号に掲げる事項の確認を行った後交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、概算払をすることがある。

- (1) 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定によるものは、当該施設

の事業開始

(2) 第4条の規定によるものは、当該組合の設立登記の完了

(3) 第4条の3、第5条及び第6条第2項の規定によるものは、当該事業の完了

(相続等による特例)

第14条 市長は、相続、合併、分割、譲渡等の事由により助成金の交付を受ける者に変更が生じたときは、当該事業が継続される場合に限りその承継者に対し助成金を交付することがある。

2 前項の規定により助成金の交付を受けようとする者は、変更を生じた日から15日以内に事業承継届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第15条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項及び第7条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該施設の事業開始の日の属する事業年度から助成金の交付を受けた年度の翌年度まで、毎事業年度の事業報告書(様式第4号)を事業年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。

2 第4条及び第8条の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該助成金の交付を受けた日の属する事業年度の事業報告書を当該年度終了後3か月以内に市長に提出しなければならない。

3 第4条の3、第5条及び第6条第2項の規定により助成金の交付を受けることとなった者は、当該事業が完了したときは、事業報告書を速やかに市長に提出しなければならない。

(事業の廃止、縮小及び休業届の提出)

第16条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成金の交付を受けた者が、当該施設の事業を廃止し、又は縮小し、若しくは休業した場合は、当該事業の廃止又は縮小若しくは休業の日から10日以内に事業の廃止(縮小、休業)届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(重複助成の禁止)

第17条 第2条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成のうちそのいずれかによって助成を申請した者は、同一施設についてこの条に定める他の条項による助成を申請することができない。

(施設の維持管理)

第18条 第2条、第3条、第4条の2、第6条第1項、第7条及び第8条の規定による助成を受けることとなった者は、その助成対象施設について、助成の主旨にそって善良な管理者の注意をもってその運用管理に努めなければならない。

(調査等)

第19条 市長は、助成対象施設の運用管理その他について必要な調査を行ない、又は報告を求めることがある。

第20条から第37条まで 削除

(利子補給等)

第38条 市長は、融資のあっせんに伴い、特に小規模企業の育成助長、公害防除及び設備近代化を促進するため、信用保証料の補給及び貸付金利の補給を行うことがある。

(損失の補償)

第39条 市長は、条例第13条により融資のあっせんを行なった後において、借受者が返済不能となり、損失のあったときは、これを補償することがある。

(表彰)

第40条 条例第18条に規定する表彰は、表彰状をもってこれを行なう。この場合において、併せて記念品を贈ることがある。

(永年勤続)

第41条 条例第18条第5号に規定する永年勤続は、同一事業所又は同一事務に30年以上従事し、又は勤続し、他の模範となる者にこれを行なう。

(表彰の手續)

第42条 表彰は、企業主又は推せん団体の長が推せんした者のうちから、市長がこれを行なう。

2 前項の推せんは、推せん書(様式第16号)によるものとする。

(審議会)

第43条 条例第23条の規定に基づき設置する旭川市中小企業等審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数は12人とする。

2 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第44条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、会長及び副会長は委員の互選とする。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長ともに事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第45条 審議会は、必要のつど会長が招集する。

(会議)

第46条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第47条 審議会の庶務は、経済観光部経済総務課において行なう。

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年4月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年8月18日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年6月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月1日規則第9号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年5月15日規則第27号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の旭川市中小企業等振興条例施行規則に基づき貸付を受けた資金については、なお従前の例による。

附 則 (昭和55年2月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年12月1日規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和59年2月1日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月17日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年4月20日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月30日規則第32号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月8日規則第102号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日規則第22号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年5月25日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月7日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の(中略)旭川市中小企業等振興条例施行規則(中略)の規定は、平成18年5月1日から適用する。

附 則（平成 19 年 6 月 8 日規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 5 月 1 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別 表

対 象 施 設	適 用 範 囲 及 び そ の 要 件
土 地	<p>1 取得の登記完了後、3年以内に施設を設置した場合のみを対象とする。</p> <p>1 助成対象の土地面積は、施設の建築面積（主たる施設が構築物の場合は、設置面積）の3倍以内とする。ただし、製造業の共同施設にあつては、生産に直接関係のある場合は5倍以内とする。</p> <p>3 第2条の場合においては、共同施設以外の施設が同一建物の中にあるときは、その共同施設の使用する部分が総面積の100分の70以上あるものとする。</p> <p>4 第7条に規定する場合は、福祉施設を設置する目的で取得したものとする。</p> <p>5 第3条の場合においては、店舗、工場、共同施設等（以下「店舗等」という。）以外の施設が同一建物の中にあるときは、その店舗等の使用する部分が総建築面積の100分の70以上あるものとする。</p>
建 物	<p>1 建物の構造は、防火構造以上の安全性及び耐久性を有するものとする。</p> <p>2 第2条第2項の場合においては、当該店舗の売場面積は200平方メートル以上であること。</p> <p>3 第4条の2第1項の規定による施設は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 卸売場施設(2) 仲卸売場施設(3) 買荷保管所又は積込所施設(4) 倉庫施設(5) 冷蔵車施設(6) その他市長が特に必要と認めた施設 <p>4 第7条の規定による施設は、次のとおりとする。ただし、食堂及び休養室は労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に規定する基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 独身寮施設（居室、食堂、浴室、図書室及び休養室等）(2) 小規模体育施設（卓球、バトミントン及びバレーコート等）(3) 事業所内における施設（更衣室、浴室、食堂、講堂、研修室及び休養室等）(4) その他市長が特に必要と認めた施設
その他の施設	最小必要限度と認める構築物、機械及び装置並びに附帯設備等とする。

旭川市工業等振興促進条例（平成 20 年 9 月 19 日条例第 55 号）

旭川市工業等振興促進条例（昭和 60 年旭川市条例第 13 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、本市における工業等の振興を促進するため、市内に工場、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設（これらと一体となっている事務所を含む。以下「工場等」という。）の新設又は増設をする者に対し課税免除及び奨励金の交付を行い、もって本市経済の活性化及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 工場 物の製造又は加工を行う施設をいう。
- （2） 事業所 別表に定める業種に属する事業を行う施設をいう。
- （3） 特定事業用施設 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 9 条第 1 項に規定する特定事業を行う施設（工場及び事業所を除く。）をいう。
- （4） 試験研究施設 先端的な技術を応用した工業製品の開発のための試験又は研究を行う施設及び地域経済の振興に寄与すると認められる研究施設をいう。
- （5） 固定資産 法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 13 条第 1 号から第 7 号までに掲げる資産をいう。
- （6） 固定資産税 旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 58 条第 1 項の規定に基づいて本市が課する固定資産税をいう。
- （7） 事業所税 旭川市税条例第 139 条第 1 項の規定に基づいて本市が課する事業所税をいう。
- （8） 都市計画税 旭川市都市計画税条例（昭和 31 年旭川市条例第 27 号）第 2 条第 1 項の規定に基づいて本市が課する都市計画税をいう。
- （9） 固定資産税及び都市計画税に係る基準年度 新設又は増設をした工場等が操業を開始した日（以下「操業日」という。）の属する年の翌年（操業日が 1 月 1 日である場合は、その日の属する年）の 1 月 1 日（以下「基準日」という。）を賦課期日とする固定資産税及び都市計画税を課されることとなった年度をいう。
- （10） 事業所税に係る基準年度 操業日の属する事業年度（個人にあつては、その年）の事業所税を課されることとなった年度をいう。
- （11） 課税免除 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、課税を免除することをいう。
- （12） 常用雇用者 雇用期間の定めのない者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者（同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者を除く。）であること。
 - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定に基づき、健康保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 39 条第 1 項の確認を受けた者であること。
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定に基づき、厚生年金保険の被保険者となったことの届出を行い、同法第 18 条第 1 項の確認を受けた者であること。

（課税免除及び奨励金の交付等）

第 3 条 市長は、この条例の定めるところにより、旭川市税条例の規定にかかわらず固定資産税及び都市計画税の課税免除を行い、及び次に掲げる奨励金を交付するものとする。

- （1） 工場等設置奨励金
- （2） 土地取得奨励金
- （3） 雇用奨励金

2 前項の場合において、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる奨励金は、重複して交付しない。

3 市長は、第1項に定めるもののほか、資金のあつせんその他必要な事項について便宜を供することができる。

(課税免除及び奨励金の交付の対象者等)

第4条 課税免除及び奨励金の交付は、規則で定める地域内に工場等の新設又は増設をした者のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当し、かつ、市長の指定を受けたもの(以下「指定事業者」という。)に対して行うものとする。

(1) 工場等の新設又は増設をするために取得した固定資産(以下「対象固定資産」という。)の取得価額の合計額が2,500万円以上であること。

(2) 工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者の人数(規則で定める期間内にこの条例の規定に基づく課税免除又は奨励金の交付を受けた者の工場等の増設の場合にあっては、当該課税免除又は奨励金の交付の決定に係る人数(決定が複数あるときは、当該決定に係る人数のうち最大であるもの)と比較して増加した人数)が5人以上であること。

(3) 市税の滞納がないこと。

2 前項の指定を受けようとする者は、操業日の翌日から起算して30日以内に、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(課税免除)

第5条 市長は、指定事業者が基準日において所有している対象固定資産並びに工場等の敷地の用に供されている土地及び当該土地と一体として当該工場等の事業の用に供されている土地(規則で定めるものに限る。)(以下「対象固定資産等」という。)に対して課する固定資産税及び都市計画税について、課税免除を行うものとする。

2 前項の課税免除は、固定資産税及び都市計画税に係る基準年度以降3年間において行うものとする。

(課税免除の申請)

第6条 前条第1項の規定により課税免除を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金の交付)

第7条 市長は、指定事業者に対し、対象固定資産のうちの家屋において行われる事業に対して課する事業所税の額で、事業所税に係る基準年度以降3年間に課する事業所税の額に相当する額(増設の場合にあっては、規則で定めるところにより算定した額を控除した額)を限度として工場等設置奨励金を交付するものとする。

2 市長は、指定事業者に対し、工場等の新設又は増設をするために取得した土地(規則で定めるものに限る。)の取得価額の100分の25に相当する額以内で1億円を限度として土地取得奨励金を交付するものとする。

3 市長は、指定事業者に対し、操業日の属する年度の翌々年度以降3年間において、各年度につき、工場等の新設又は増設に伴い新たに雇用され、又は増加した常用雇用者(規則で定めるものに限る。)の人数に30万円を乗じて得た額以内で2,000万円を限度として雇用奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付の申請)

第8条 前条の規定により奨励金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(地位の承継)

第9条 市長は、課税免除又は奨励金の交付を行うべき期間中に相続、合併、分割又は事業の譲渡により対象固定資産等の所有者に変更を生じた場合であつて、市長にその旨の届出があつたときは、その事業を承継した者に対し課税免除及び奨励金の交付を行うものとする。

(指定等の取消し等)

第10条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

(1) 課税免除又は奨励金の交付の要件を欠くに至ったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により指定を受け、課税免除を受け、若しくは受けようとし、又は奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- 2 市長は、課税免除の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行った課税免除を取り消し、又は対象固定資産等に係る固定資産税及び都市計画税を課することができる。
- (1) 課税免除を行うべき期間中に課税免除の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により課税免除を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 課税免除を行うべき期間中に操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- 3 市長は、奨励金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該奨励金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- (1) 奨励金の交付を行うべき期間中に奨励金の交付の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 操業日から5年以内に操業を休止し、又は廃止したとき(市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。)
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (報告及び調査)

第11条 市長は、指定事業者又は課税免除若しくは奨励金の交付の決定を受けた者に対し、工場等の操業、雇用状況等について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(適用除外)

第12条 この条例は、旭川市中小企業等振興条例(昭和45年旭川市条例第2号)第4条又は第8条の規定に基づく助成金の交付を受けた者については、適用しない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例(以下「旧条例」という。)の規定により指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前に旧条例の規定により交付を受けた奨励金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる奨励金は、この条例による改正後の旭川市工業等振興促進条例の規定により交付を受けた奨励金とみなして、同条例第4条の規定を適用する。
- (旭川市中小企業等振興条例の一部改正)
- 4 旭川市中小企業等振興条例(昭和45年旭川市条例第2号)の一部を次のように改正する。
- 第4条の2中「(昭和60年旭川市条例第13号)」を「(平成20年旭川市条例第55号)」に、「奨励金」を「課税免除及び奨励金」に改める。
- 第8条の2中「奨励金」を「課税免除及び奨励金」に改める。

別表（第2条関係）

- 1 機械修理業
- 2 総合リース業
- 3 産業用機械器具賃貸業
- 4 事務用機械器具賃貸業
- 5 ソフトウェア業
- 6 情報処理サービス業
- 7 情報提供サービス業
- 8 広告代理業
- 9 デザイン業
- 10 機械設計業
- 11 経営コンサルタント業
- 12 エンジニアリング業
- 13 ディ스플레이業
- 14 産業用設備洗浄業
- 15 非破壊検査業
- 16 その他高度技術の開発又は利用を図ることにより新たな事業の創出に特に寄与すると市長が認める業種

旭川市工業等振興促進条例施行規則（平成 20 年 9 月 19 日規則第 72 号）

旭川市工業等振興促進条例施行規則（昭和 60 年旭川市規則第 25 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、旭川市工業等振興促進条例（平成 20 年旭川市条例第 55 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新設及び増設の範囲）

第 2 条 条例第 1 条の工場等の新設とは、市内に工場等を有しない者が工場等を新たに設置することをいう。

2 条例第 1 条の工場等の増設とは、市内に工場等を有する者が製造能力の増加又は施設の拡充を目的として工場等を新たに設置し、又は工場等を増築し、若しくは移転することをいう。

（施設の範囲等）

第 3 条 条例第 2 条第 1 号の物の製造又は加工を行う施設とは、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和 26 年政令第 127 号）第 2 条第 1 項の総務大臣が公示する分類の基準及び分類表に掲げる製造業に属する事業を行う施設をいう。

2 条例第 2 条第 9 号の操業日とは、対象固定資産のすべてが設置され、稼働した日をいう。

（指定地域）

第 4 条 条例第 4 条第 1 項の規則で定める地域は、工場の新設又は増設の場合にあっては都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域、工業地域及び工業専用地域とし、事業所、特定事業用施設又は試験研究施設の新設又は増設の場合にあっては同法第 7 条第 1 項に規定する市街化区域とする。

（常用雇用者の人数に係る期間）

第 5 条 条例第 4 条第 1 項第 2 号の規則で定める期間は、操業日前 10 年間とする。

（指定の申請）

第 6 条 条例第 4 条第 2 項の規定による申請は、指定申請書（様式第 1 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（課税免除の対象）

第 7 条 条例第 5 条第 1 項の規則で定める土地は、取得した日の翌日から起算して 2 年以内に工場等の新設又は増設に着手した土地とする。

（課税免除の申請）

第 8 条 条例第 6 条の規定による申請は、固定資産税及び都市計画税に係る基準年度の前年度の 1 月 31 日までに、課税免除申請書（様式第 2 号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（工場等設置奨励金の算定）

第 9 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定めるところにより算定した額は、工場等の増設をしなかった場合に課されるべきであった事業所税に相当する額とする。

（土地取得奨励金の対象）

第 10 条 条例第 7 条第 2 項の規則で定める土地は、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地（その面積が工場等の床面積の合計の 3 倍の面積を超える場合は、当該 3 倍の面積に相当する部分）とする。

（1）都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域に新設若しくは増設をした工場若しくは特定事業用施設又は中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 30 号）附則第 4 条第 2 号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成 10 年法律第 152 号）

附則第9条第2号の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和63年法律第32号）第7条第1項第1号に規定する業務用地に新設若しくは増設をした事業所若しくは試験研究施設に係るものであること。

(2) 面積が3,000平方メートル以上であるものであること。

(3) 取得した日の翌日から起算して2年以内に工場等の新設又は増設に着手したものであること。

（雇用奨励金の対象）

第11条 条例第7条第3項の規則で定める常用雇用者は、雇用奨励金の交付の申請をする日の属する年度の4月1日時点において、本市に1年以上住所を有する者とする。

（奨励金の交付の申請）

第12条 条例第8条の規定による申請は、奨励金の交付を受けようとする年度の9月30日までに、奨励金交付申請書（様式第3号）を市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その結果を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

（奨励金の交付時期）

第13条 奨励金の交付時期は、次の各号に掲げる奨励金の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 工場等設置奨励金 事業所税に係る基準年度以降3年間に課する各年度の事業所税の納期限の属する年度の翌年度

(2) 土地取得奨励金 操業日の属する年度の翌々年度

(3) 雇用奨励金 操業日の属する年度の翌々年度以降3年間

（端数計算）

第14条 奨励金の額を算定する場合において、奨励金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（地位の承継の届出）

第15条 条例第9条の届出は、地位承継届（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（操業の休止等の届出）

第16条 課税免除又は奨励金の交付を受けた者は、操業日から5年以内に、その対象となった工場等の操業を休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、操業休止・廃止届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（事業報告書の提出）

第17条 課税免除又は奨励金の交付を受けた者は、当該課税免除又は奨励金の交付を受けた各事業年度（個人にあつては、各年）につき、それぞれ決算終了後3月以内に事業報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に条例による改正前の旭川市工業等振興促進条例（昭和60年旭川市条例第13号）の規定により指定を受けている者に係る奨励金については、なお従前の例による。

様式第1号

（第6条関係）

様式第2号

（第8条関係）

様式第3号

(第 12 条関係)
様式第 4 号
(第 15 条関係)
様式第 5 号
(第 16 条関係)
様式第 6 号
(第 17 条関係)

旭川市工芸センター条例（昭和30年4月1日 条例第25号）

改正	昭和36年5月1日	条例第32号	昭和41年5月31日	条例第14号
	昭和43年12月26日	条例第49号	昭和51年3月29日	条例第34号
			[題名改正]	
	平成8年3月29日	条例第10号	平成9年10月16日	条例第71号
			[題名改正]	
	平成11年7月1日	条例第38号	平成12年3月31日	条例第63号
	平成17年12月15日	条例第74号		

（設置）

第1条 本市は木工芸及び窯業の生産技術向上並びに品質の改善等の研究指導を行い、これら工業の振興発展に寄与するため旭川市工芸センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第2条 センターは、旭川市緑が丘東1条3丁目に置く。

（事業）

第3条 センターは、次の事業を行う。

- （1） 作品の試作及び研究
- （2） 業界の指導
- （3） 技術者の養成

2 センターは、前項各号に掲げる事業のほか、一般需要者の依頼による製品の製作を行うことができる。

（使用の承認）

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をしない。

- （1） 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- （2） センターの管理運営上支障があるとき。
- （3） その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、センター管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付することができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない理由が生じたとき、又は第1項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- （1） 第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- （2） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

（使用料等）

第5条 センターの設備を使用しようとする者は、別表第1に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターの試験分析その他の業務を依頼する者は、別表第2に定める手数料を納入しなければならない。

3 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

4 センターに第3条第2項の製作を依頼する者は、市長が別に定めるところにより、当該製作に要する費用を納入しなければならない。

（使用者の義務）

第6条 使用者は、使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

- 2 使用者は、センターの設備を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、使用者の責めに帰すことのできないとき、又は特に市長が認めたときは、この限りでない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営を円滑に行なうため、旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第8条 この条例施行のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和30年4月1日から施行する。
2 旭川市共同作業所条例（昭和24年旭川市条例第29号）は、廃止する。

附 則（昭和36年5月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年5月31日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（昭和43年12月26日条例第49号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表中

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000円
------------------	-----------

を

「勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 1,000円
木工芸指導所運営委員会委員	日額 1,000円

に改める。

附 則（昭和51年3月29日条例第34号）

この条例は、旭川市事務分掌条例の一部を改正する条例（昭和51年旭川市条例第33号）の施行の日（昭和51年5月旭川市規則第30号で、同51年5月1日）から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第10号）

この条例は、平成8年4月15日から施行する。

附 則（平成9年10月16日条例第71号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成9年11月規則第63号で、同9年12月1日から施行）

附 則（平成11年7月1日条例第38号）

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく告示に定める日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第63号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
2 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例（昭和31年旭川市条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成17年12月15日条例第74号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の旭川市工芸センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

設備		1件の単位 (時間)	使用料 (円)	備考
木工機 械	帯のご盤	1	310	使用時間が1件の 単位に規定する時間 に満たないときは、 1件の単位に規定す る時間使用したもの とみなす。
	高速度単軸面取盤	1	300	
	卓上ボール盤	1	270	
	リンク式横切丸のご盤	1	320	
	高速丸のご盤	1	310	
	角のみ盤	1	280	
	ダボ孔ボーリングマシン	1	470	
	手押かな盤	1	310	
	自動かな盤	1	370	
	4軸ほぞ取盤	1	390	
	エッジベルトサンダー	1	420	
	リップソー	1	360	
	4点式万能帯のご盤	1	350	
	高周波加熱装置	1	740	
	そで付昇降盤	1	470	
	高周波ルータ	1	630	
	カットボーリング面取機械	1	730	
	ストロークサンダー	1	480	
	プレス機	1	1,200	
	5軸制御NCルータ実験機	1	3,150	
	炭酸ガスレーザ彫刻システム	1	2,430	
	ワイドベルトサンダー	1	1,100	
	長円ほぞ取機	1	570	
自動長穴明機械	1	520		
コーナーロッキングマシン	1	520		
糸のご盤	1	290		
窯業機 械	電動ロクロ	1	120	
	真空土練機	1	150	
試験機 器	耐光性試験機	1	860	
	恒温恒湿環境試験機（大）	24	5,310	
	恒温恒湿環境試験機（小）	24	1,390	
	家具強度試験機	1	720	
	振動試験装置	1	4,350	

別表第2（第5条関係）

業務		1件の単位	手数料 (円)	備考
木材木質 材試験	強度試験	5試片（料）ま で	610	5試片（料）に満たないも のは、5試片（料）とみなす。
	含水率測定	1条件5試片 （料）まで	370	1条件5試片（料）に満た ないものは、1条件5試片

接着力試験		1条件5試片 (料)まで	610	(料)とみなす。
製品性能 試験	繰返し荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	1,760	1条件1試料4,000回に満 たないときは、1条件1試料
	繰返し衝撃荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	1,760	4,000回とみなす。
	静的強度試験	1条件1試料	830	
	衝撃試験	1条件1試料	830	
	耐久性試験	1条件1試料 12,500回ごと	3,680	1条件1試料12,500回に満 たないときは、1条件1試料 12,500回とみなす。
恒温恒湿処理試験(大)		1日	5,580	
恒温恒湿処理試験(小)		1日	1,670	
恒温水槽試験		1日	300	
塗料及び 塗膜試験	塗膜強度試験	1条件5試料ま で	270	1条件5試料に満たないも のは、1条件5試料とみなす。
	耐摩耗試験	1条件1試料 5,000回ごと	280	1条件1試料5,000回に満 たないときは、1条件1試料 5,000回とみなす。
振動試験		1条件	31,500	
その他の木工関連試験		1式	31,500円以内 で市長がその 都度定める。	
窯業試 験・調整	吸水試験	1試料	330	
	強度試験	1試料	530	
	乾燥試験	1試料	210	
	材料調整	1kg	680	1kgに満たないものは、1 kgとみなす。
試験分析成績証明書		1件又は1通	210	
その他の業務		31,500円以内で市長がその都 度定める。		

旭川市工芸センター条例施行規則（平成12年3月31日 規則第82号）

改正 昭和20年5月1日 規則第44号

（趣旨）

第1条 この規則は、旭川市工芸センター条例（昭和30年旭川市条例第25号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第2条 旭川市工芸センター（以下「センター」という。）の開所時間及び休所日は、次の各号に定めるとおりとする。

（1）開所時間 午前8時45分から午後5時15分まで

（2）休所日 旭川市の休日を定める条例（平成5年旭川市条例第3号）第1条第1項各号に定める日

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、開所時間及び休所日を臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第3条 条例第4条第1項の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工芸センター機械設備使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工芸センター機械設備使用承認書（様式第2号）を前項の申請書を提出した者に交付する。

（業務の依頼）

第4条 センターに試験分析その他の業務（以下「業務」という。）を依頼する者（以下「依頼者」という。）は、旭川市工芸センター業務依頼申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の依頼があったときは、依頼者に旭川市工芸センター業務依頼承認書（様式第4号）を交付する。

3 市長は、業務が完了したときは、依頼者に分析結果書又は試験分析成績証明書を交付する。

（使用料等の納入）

第5条 条例第5条第1項に規定する使用料は設備の使用後に、同条第2項に規定する手数料は業務の完了後に遅滞なく納入しなければならない。ただし、試験分析成績証明書に係る手数料は、前条第1項の申請書を提出したときに納入しなければならない。

（使用料等の減免）

第6条 条例第5条第3項の規定により使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）を減額し、又は免除することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）国、地方公共団体等が公務上使用し、又は業務を依頼するとき。

（2）その他市長が必要と認めるとき。

2 使用料等の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工芸センター使用料等減免申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料等の減額又は免除を承認したときは、旭川市工芸センター使用料等減免承認書（様式第6号）を前項の申請書を提出した者に交付する。

（運営委員会の組織）

第7条 条例第7条の規定による旭川市工芸センター運営委員会（以下「委員会」という。）は、委員11人で組織する。

（委員会の委員）

第8条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）木工業又は窯業関係者 6人

（2）学識経験を有する者 5人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(組織)

第12条 センターに次の係を置く。

事業係

技術開発係

(職員)

第13条 センターに所長を、係に係長を置く。

2 センターに主幹及び副所長を、係に主査、主任その他必要な職員を置くことがある。

(職務)

第14条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 主幹は、上司の命を受けて主幹の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

3 副所長は、所長を補佐する。

4 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

5 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。

6 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。

7 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(分掌事務)

第15条 センターは、次の事務を分掌する。

事業係

(1) 木工芸及び窯業に係る資料及び情報の収集及び提供並びに相談に関すること。

(2) 展示会、講習会等の開催に関すること。

(3) 施設設備の使用許可及び依頼に係る受付に関すること。

(4) 各種事業の企画及び実施に関すること。

(5) デザインの振興に関すること。

技術開発係

(1) 木製品、木工芸品、窯業製品及び金属部品の設計、意匠、試作、特殊加工技術及び生産加工技術に係る調査、研究及び指導に関すること。

(2) 関連業界の技術者の養成指導に関すること。

(3) 展示会、講習会等の開催に係る技術指導に関すること。

(4) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。

(5) 新技術の普及指導に関すること。

(6) 製品開発及び共同研究に関すること。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 旭川市工芸センター運営委員会設置規則（昭和 44 年旭川市規則第 1 号）
 - (2) 旭川市工芸センター使用料及び手数料条例施行規則（昭和 55 年旭川市規則第 14 号）
附 則（平成 20 年 5 月 1 日規則第 44 号）
この規則は、公布の日から施行する。

旭川市工業技術センター条例 (平成元年 4月 7日 条例第 17号)

改正	平成 6年 3月 30日	条例第 11号	平成 9年 3月 31日	条例第 26号
	平成 10年 7月 2日	条例第 38号	平成 11年 9月 20日	条例第 40号
	平成 12年 3月 31日	条例第 64号	平成 14年 9月 20日	条例第 44号
	平成 17年 12月 15日	条例第 75号	平成 22年 3月 25日	条例第 15号

(設置)

第 1 条 本市は、工業技術の向上を図り、もって、産業の振興発展に寄与するため、旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第 2 条 センターの位置は、旭川市工業団地 3 条 2 丁目とする。

(事業)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 試験、検査及び測定
- (2) 技術開発及び共同研究
- (3) 技術指導及び新技術の導入促進
- (4) 講習会、研修会等の開催
- (5) 技術情報の収集及び提供
- (6) その他市長が必要と認める事業

(使用の承認)

第 4 条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号の一に該当する場合は、使用を承認しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) センターの管理運営上支障があるとき。
- (3) その他市長が使用を不相当と認めたとき。

3 市長は、管理運営上必要があると認めたときは、使用の承認に条件を付すことができる。

4 市長は、センターの管理運営上やむを得ない事由が生じた場合又は第 4 条第 1 項の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号の一に該当する場合は、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第 2 項各号の一に該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

5 前項の場合において、使用者に損害が生じることがあっても市は、その責めを負わない。

(使用料等)

第 5 条 センターを使用する者は、別表 1 に定める使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験、検査等を依頼する者は、別表 2 に定める手数料を納入しなければならない。

3 使用料及び手数料は、前納しなければならない。

4 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料及び手数料を減額し、若しくは免除し、又は納期を別に定めることができる。

5 既に納入された使用料及び手数料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不能となったとき。
- (2) その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(原状回復義務)

第 6 条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(運営委員会)

第7条 センターの運営等に関して市長の諮問に応ずるため、旭川市工業技術センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員12人をもって構成する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年3月30日条例第11号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第26号)

1 この条例は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日前に承認された使用に係る使用料及び試験、検査等に係る手数料については、この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例別表1及び別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成10年7月2日条例第38号)

この条例は、地方自治法第260条第2項の規定に基づく北海道知事の告示に定める日から施行する。

附 則 (平成11年9月20日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第64号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年9月20日条例第44号)

この条例は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第75号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例(以下「改正後の条例」という。)別表1及び別表2の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前の使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の前日に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月25日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

別表1

(1) 部屋の使用料

時間区分	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時	全日 9時～21時
種別				
会議室	1,570円	2,100円	2,620円	5,250円
視聴覚室	3,670	4,200	4,720	9,450
実習試験室	3,150	3,670	4,200	8,400
多目的室	2,100	2,540	2,970	5,970

備考

1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料は、それぞれの時間区分の使用料を合算した額とする。

2 暖房料については、市長が別に定める。

(2) 機器の使用料

機器名		1時間当たりの金額(円)
材料試験機器	万能材料試験機	3,330
	ショア硬さ試験機	420
	ロックウェル硬さ試験機	420
	ブリネル硬さ試験機	420
	微小硬さ計	470
	金属顕微鏡	490
	真空高温炉	940
	塩水噴霧試験機	520
	走査電子顕微鏡	2,490
	電気炉	630
	コンクリート圧縮試験機	1,610
	発光分析装置	3,450
	蛍光X線分析装置	2,740
非破壊検査機器	超音波探傷機	610
	磁気探傷機	410
	X線探傷機	410
測定・計測機器	静ひずみ測定器	590
	動ひずみ測定器	740
	温度記録計	420
	デジタル表面温度計	390
	デジタル放射温度計	400
	つりあい試験機	1,310
	つりあい試験機(ポータブル)	590
	電磁膜厚計	410
	高周波膜厚計	400
	超音波厚さ計	420
	電子風速計	400
	ペーハーメーター	390
	粗さ測定器	680
	赤外線映像装置	990
	三次元測定機	1,660
CAD	CADシステム	1,850
	レーザー加工機	3,780
加工機器	旋盤	840
	フライス盤	940
	平面研削盤	840
	シャリングマシン	840
	コーナーシャー	740
	プレスブレーキ	840
	アルゴン溶接機	570
	プラズマ切断機	470

	アーク溶接機	550
	半自動アーク溶接機	520
	ワイヤカット放電加工機	1,480
	マシニングセンタ	1,260
マイコン機器	デジタルストレージオシロスコープ	420

(3) 備付物品の使用料

市長が別に定める備付物品を使用する場合の使用料は、規則で定める額とする。

別表 2

(1) 試験、検査等の手数料

項目		1件当たりの金額 (円)	備考
材料試験	引張試験	1,780	
	曲げ試験	1,780	
	せん断試験	1,780	
	圧縮試験	1,780	
	抗折試験	1,780	
	破壊試験	2,830	
	偏平試験	2,830	
	荷重試験	2,830	
	硬さ試験	510	
	微小硬さ試験	3,780	
	顕微鏡組織試験	6,250	
	マクロ組織試験	3,570	
電子顕微鏡試験	6,510		
発光分析試験	7,950		
測定・計測試験	寸法精度測定 0.1 mm以上	820	
	寸法精度測定 0.01 mm以上	1,420	
	寸法精度測定 0.01 mm未満	3,570	
	粗さ測定	2,200	
	膜厚試験	510	
	厚み測定	330	

(2) 交付手数料

項目	1通当たりの金額 (円)
成績書謄本	310

旭川市工業技術センター条例施行規則（平成元年 4 月 7 日 規則第 27 号）

改正	平成 元年 11 月 17 日	規則第 48 号	平成 5 年 6 月 21 日	規則第 20 号
	平成 5 年 10 月 25 日	規則第 39 号	平成 7 年 11 月 20 日	規則第 51 号
	平成 9 年 9 月 30 日	規則第 61 号	平成 12 年 3 月 31 日	規則第 83 号
	平成 14 年 8 月 12 日	規則第 51 号	平成 17 年 12 月 15 日	規則第 67 号
	平成 20 年 4 月 14 日	規則第 42 号	平成 22 年 3 月 26 日	規則第 18 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、旭川市工業技術センター条例（平成元年旭川市条例第 17 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（開所時間及び休所日）

第 2 条 旭川市工業技術センター（以下「センター」という。）の開所時間は、午前 8 時 45 分から午後 9 時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に変更することがある。

2 センターの休所日は、旭川市の休日を定める条例（平成 5 年旭川市条例第 3 号）第 1 条第 1 項各号に定める日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に変更し、又は設けることがある。

（使用の承認）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項前段の規定による承認を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、センターの使用を承認したときは、旭川市工業技術センター使用承認書（様式第 2 号。以下「使用承認書」という。）を申請者に交付する。

（使用の取消し等）

第 4 条 前条の規定により使用承認書の交付を受けた者が条例第 4 条第 1 項後段の規定による承認を受けようとするときは、旭川市工業技術センター使用取消（変更）申請書（様式第 3 号）に使用承認書を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター使用取消（変更）承認書（様式第 4 号）の交付を受けなければならない。

（依頼試験）

第 5 条 センターに試験を依頼する者は、旭川市工業技術センター依頼試験申請書（様式第 5 号）に試験品を添えて市長に提出し、旭川市工業技術センター依頼試験承認書（様式第 6 号。以下「依頼試験承認書」という。）の交付を受けなければならない。

2 市長は、試験が完了したときは、依頼者に成績書（様式第 7 号）を交付する。

3 成績書の謄本は、必要に応じ、これを交付する。

4 第 1 項の規定により提出された試験品は、返還しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料等の減免）

第 6 条 条例第 5 条第 4 項の規定により使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等減免申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、旭川市工業技術センター使用料等減免承認書（様式第 9 号）の交付を受けなければならない。

（使用料等の納入）

第 7 条 センターを使用する者は、使用承認書の交付を受けたときに使用料を納入しなければならない。

2 センターに試験を依頼する者は、依頼試験承認書の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

3 センターに成績書の謄本の交付を依頼する者は、成績書の謄本の交付を受けたときに手数料を納入しなければならない。

4 第4条の規定により使用の内容を変更した場合において、既に納入した使用料に不足が生じたときは、不足の使用料を納入しなければならない。

(使用料等の還付)

第8条 条例第5条第5項ただし書の規定により使用料等の還付を受けようとする者は、旭川市工業技術センター使用料等還付申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(暖房料及び備付物品の使用料)

第9条 条例別表1に基づき徴収するセンターの暖房料及び備付物品の使用料は、次の各号に定める額とする。

(1) 暖房料 条例別表1 (1) 部屋の使用料の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(2) 備付物品の使用料 別表に定める額

2 暖房料の徴収期間は、11月1日から翌年の4月30日までとする。

(き損等の届出)

第10条 使用者は、センターの施設をき損し、又は滅失したときは、直ちにき損(滅失)届(様式第11号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 使用を承認されていない施設を使用しないこと。

(2) 使用後は、係員の点検を受けること。

(3) 所定の場所以外で喫煙又は火気の使用をしないこと。

(運営委員会の構成)

第12条 条例第7条の規定による旭川市工業技術センター運営委員会(以下「委員会」という。)の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 機械金属工業等関係者

(2) 学識経験者

(任期)

第13条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員補充によって新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第14条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第15条 委員会は、会長が招集する。

2 この規則に定めるもののほか委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(組織)

第16条 センターに次の係を置く。

技術支援係

(職員)

第17条 センターに、所長、係長その他必要な職員を置く。

2 センターに、副所長を、係に主査及び主任を置くことができる。

(職務)

第18条 所長は、上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

2 副所長は、所長を補佐する。

- 3 係長は、上司の命を受けて係の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
- 4 主査は、上司の命を受けて主査の事務を処理し、その事務に従事する職員を指導監督する。
- 5 主任は、上司の命を受けて担当の事務を処理する。
- 6 その他の職員は、上司の命を受けて事務に従事する。

(所掌事務)

第19条 センターは、次の事務を分掌する。

技術支援係

- (1) 機械金属工業に係る生産加工技術の指導及び相談並びに製品開発支援に関すること。
- (2) 機械金属工業に係る技術者の育成指導並びに技術研修の企画及び実施に関すること。
- (3) 機械金属工業に係る先端技術の調査研究及び普及並びに技術情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 依頼試験等の実施及び成績書の発行に関すること。
- (5) 機械金属工業関係団体の指導育成に関すること。

(事務代決)

第20条 センターの代決については、市長が別に定めるところによる。

(雑則)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年11月17日規則第48号)

この規則は、平成元年11月18日から施行する。

附 則 (平成5年6月21日規則第20号抄)

- 1 この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附 則 (平成5年10月25日規則第39号)

この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年11月20日規則第51号)

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月30日規則第61号)

- 1 この規則は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 施行日前に承認された使用に係る使用料については、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月31日規則第83号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年8月12日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日規則第67号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成18年4月1日以後の使用に係る申請及び試験に係る申請について適用し、同日前の使用に係る申請及び試験、検査又は情報検索に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成20年4月14日規則第42号)

この規則は、平成20年5月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日規則第18号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の旭川市工業技術センター条例施行規則の様

式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の旭川市工業技術センター条例施行規則の様式の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表

品名	単位		使用料 (円)	構成
スライド映写機	1回	1台	310	スライド映写機, スクリーン
投映機		1台	520	投映機, スクリーン
ビデオテレビ		1式	520	モニターテレビ, ビデオデッキ, ラック
ビデオプロジェクター		1式	520	ビデオデッキ, スクリーン, テーブル
コピー使用料		1枚	10	

備考

この表において「1回」とは、「9時から12時まで」、「13時から17時まで」又は「18時から21時まで」の間における使用をいう。

旭川市旭山動物園条例（昭和42年4月1日 条例第21号）

改正	昭和46年4月1日 条例第34号	昭和49年4月1日 条例第21号
	昭和51年3月29日 条例第31号	昭和55年4月1日 条例第24号
	昭和58年3月31日 条例第19号	平成元年4月7日 条例第19号
	平成3年3月26日 条例第12号	平成7年3月28日 条例第17号
	平成9年3月31日 条例第25号	平成13年3月26日 条例第21号
	平成17年3月24日 条例第18号	平成18年3月24日 条例第24号
	平成20年3月24日 条例第25号	

（設置）

第1条 本市は、市民の動物に対する科学的教養を昂めるとともに、合せて市民の保健及び休養に資するため動物園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 動物園の名称及び位置は次のとおりとする。

名称 旭川市旭山動物園

位置 旭川市東旭川町倉沼

（入園料）

第3条 動物園の入園料は、別表のとおりとする。

2 入園料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（入園の拒否等）

第4条 市長は次の各号の一に該当する場合にはその者の入園を拒否し、又は退園させることができる。

（1）公益を害し又はそのおそれがあると認めたとき。

（2）動物園の管理上支障があると認めたとき。

（3）その他入園を不適當と認めたとき。

（入園料の減免）

第5条 市長は特に必要があると認めたときは、入園料を減額し、又は免除することができる。

（市長への委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、動物園の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和42年6月規則第15号で、同42年7月1日から施行）

附 則（昭和46年4月1日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第21号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月29日条例第31号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日条例第24号）

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月7日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 26 日条例第 12 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 28 日条例第 17 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 25 号）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日から平成 9 年 9 月 30 日までの間は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表 1 の 1 中「420 円」とあるのは「410 円」と、「520 円」とあるのは「500 円」とする。

附 則（平成 13 年 3 月 26 日条例第 21 号）

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 24 日条例第 18 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日条例第 25 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

区 分	単 位	金 額（円）	
		市 民	市民以外
個 人	1 回につき	5 8 0	8 0 0
	1 期間につき	単 独	1, 0 0 0
		共 通	9 0 0
団 体	1 人 1 回につき	4 8 0	7 0 0

備考

- 1 「市民」とは、市内に住所を有する者並びに市内に存する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する高等学校及び高等専門学校に在学している者（高等専門学校の場合は 3 学年までの者）で、規則で定めるところにより、これを証することができるものをいう。
- 2 「市民以外」とは、前項以外の者をいう。
- 3 「団体」とは、一団の入園者の数が 2 5 人以上のものをいう。
- 4 「1 期間」とは、入園した日からその日の属する年度の末日まで（共通の場合にあつては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日からその日の属する年度の末日まで）をいう。
- 5 「単独」とは、入園のみをすることができる場合をいう。
- 6 「共通」とは、入園のほか、旭川市科学館の常設展示室及びプラネタリウムを観覧することができる場合をいい、旭川市科学館条例（昭和 3 8 年旭川市条例第 3 0 号）に規定する観覧料を併せて徴収するものをいう。
- 7 中学生以下の者は、無料とする。
- 8 市民及び市民以外の者で団体を構成する場合の入園料は、それぞれの区分に応じた額とする。

旭川市旭山動物園規則 (昭和42年7月1日 規則第16号)

改正	昭和42年7月29日 規則第23号	昭和45年4月27日 規則第16号
	昭和46年10月27日 規則第65号	昭和49年4月20日 規則第20号
	昭和50年4月1日 規則第29号	昭和51年4月28日 規則第28号
	昭和52年4月28日 規則第22号	昭和53年4月28日 規則第20号
	昭和54年4月28日 規則第26号	昭和55年4月26日 規則第23号
	昭和56年4月20日 規則第23号	昭和56年8月1日 規則第35号
	昭和57年3月31日 規則第29号	昭和58年4月28日 規則第24号
	昭和59年4月25日 規則第17号	昭和60年4月27日 規則第12号
	昭和62年4月28日 規則第25号	昭和63年4月28日 規則第14号
	平成元年4月28日 規則第31号	平成6年4月26日 規則第22号
	平成9年4月23日 規則第39号	平成11年4月22日 規則第36号
	平成13年3月30日 規則第42号	平成14年10月29日 規則第62号
	平成17年4月26日 規則第32号	平成18年3月28日 規則第21号
	平成19年4月23日 規則第35号	平成20年4月24日 規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭川市旭山動物園条例(昭和42年旭川市条例第21号。以下「条例」という。)の施行その他動物園の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開園期間及び開園時間)

第2条 動物園の開園期間及び開園時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これらを変更することがある。

開園期間	開園時間
4月1日から4月7日(4月8日又は9日が日曜日に当たる場合は、その日)まで及び11月3日(11月1日又は2日が土曜日に当たる場合は、その日)から翌年の3月31日まで(12月30日から翌年の1月1日までを除く。)	午前10時30分から午後3時30分まで
4月29日(4月26日、27日又は28日が土曜日に当たる場合は、その日)から10月17日以降10月23日までの間の日曜日に当たる日まで	午前9時30分から午後5時15分まで

(パスポート)

第3条 市長は、条例別表に規定する1期間の単独の入園料を徴収したときは当該入園料を納入した者に動物園パスポートを、1期間の共通の入園料及び旭川市科学館条例(昭和38年旭川市条例第30号)別表第1に規定する1期間の共通の観覧料を徴収したときは当該入園料及び観覧料を納入した者に動物園・科学館共通パスポート(以下「共通パスポート」という。)を交付する。

2 前項の規定により動物園パスポートの交付を受けた者及び同項又は旭川市科学館条例施行規則(平成17年旭川市教育委員会規則第5号)の規定により共通パスポートの交付を受けた者(以下「パスポート入園者」という。)が入園しようとするときは、動物園パスポート又は共通パスポート(以下「パスポート」という。)を提示するものとする。

3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第1項の規定による動物園パスポートの交付又は同項若しくは旭川市科学館条例施行規則の規定による共通パスポートの交付を受けていないものとみなす。

4 パスポート入園者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

5 パスポートは、再発行しない。

(証明の方法)

第4条 条例別表に規定する市民であることの証明は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示することにより行うものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(1) 市内に住所を有する者 運転免許証、被保険者証、旅券その他の官公署が発行した書類又はこれらに準ずる書類として市長が別に認めるものであつて、氏名及び住所が記載されたもの

(2) 市内に存する学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校及び高等専門学校に在学している者（高等専門学校の場合は3学年までの者） 生徒手帳、学生証その他在学していることを証するものとして市長が別に認めるもの

（入園料の減免）

第4条の2 条例第5条に規定する入園料の減額又は免除は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市内に居住する70歳以上の者が入園するとき。 免除

(2) その他市長が特に必要と認めるとき。 減額又は免除

（立入等の制限禁止）

第5条 市長は、動物園の管理上必要と認めるときは、動物園施設の全部又は一部の立ち入り若しくは使用を制限し、又は禁止することがある。

（入園の拒否等）

第6条 条例第4条の規定による入園を拒否し、又は退園を命ずる場合は、次の者に対し行なうものとする。

(1) 保護者のつかない未就学幼児

(2) 泥酔者

(3) 他に害を及ぼすと認められる病人

(4) 喧騒にわたり、若しくは公序良俗をみだして他に迷惑を及ぼし、又はその恐れがあると認められる者

(5) 動物を引きつれ、又は他に迷惑危害を及ぼす恐れのある危険物等を携帯している者

(6) 棒、石その他のもので動物に危害を加え、又はその恐れのある者

(7) その他動物園の管理上支障があると認められる者

（弁償）

第7条 市長は、故意又は過失によつて、動物園の施設（動物を含む。）に損傷を与えた者に対し、それを弁償させることがある。

2 前項の弁償の額は、その施設の内容及び損傷の度合いなどによつて、市長がそのつど決定する。

（売店及び広告）

第8条 動物園内の売店の経営又は動物園内に広告を掲示するものは、市長の承認を得なければならない。

2 前項の承認の基準及び取扱いの要領については、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年7月29日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和42年7月1日から適用する。

附 則（昭和45年4月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年10月27日規則第65号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月29日から適用する。

附 則（昭和49年4月20日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日規則第29号）

この規則は、昭和50年4月27日から施行する。

附 則（昭和51年4月28日規則第28号）

この規則は、昭和51年4月29日から施行する。

附 則（昭和52年4月28日規則第22号）

この規則は、昭和 52 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 4 月 28 日規則第 20 号）

この規則は、昭和 53 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 4 月 28 日規則第 26 号）

この規則は、昭和 54 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 4 月 26 日規則第 23 号）

この規則は、昭和 55 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 4 月 20 日規則第 23 号）

この規則は、昭和 56 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 56 年 8 月 1 日規則第 35 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日規則第 29 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 4 月 28 日規則第 24 号）

この規則は、昭和 58 年 4 月 29 日から施行する。ただし、別表の改正規定中ジェットスクリー
ンコースターに係る部分は、昭和 58 年 7 月 3 日から施行する。

附 則（昭和 59 年 4 月 25 日規則第 17 号）

この規則は、昭和 59 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 4 月 27 日規則第 12 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 28 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 4 月 28 日規則第 25 号）

この規則は、昭和 62 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 4 月 28 日規則第 14 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成元年 4 月 28 日規則第 31 号）

この規則は、平成元年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 26 日規則第 22 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 23 日規則第 39 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 27 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 22 日規則第 36 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日規則第 42 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 14 年 10 月 29 日規則第 62 号）

この規則は、平成 14 年 11 月 2 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 26 日規則第 32 号）

1 この規則は、平成 17 年 4 月 29 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 条
第 1 項から第 3 項までの改正規定は、同年 7 月 23 日から施行する。

2 施行日から平成 17 年 7 月 22 日までの間における第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項
中「条例別表 1 の 1」とあるのは、「旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例（平成 17 年
旭川市条例第 18 号）附則第 2 項の表」とする。

附 則（平成 18 年 3 月 28 日規則第 21 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 23 日規則第 35 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日規則第 16 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 26 日から施行する。

VII 附属機関

1 旭川市中小企業等審議会

(1) 設置根拠 旭川市中小企業等振興条例（昭和 45 年 1 月 14 日条例第 2 号）

(2) 構 成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 経済総務課経済企画係

(4) 委員名簿

（任期 平成 22 年 8 月 29 日～平成 24 年 8 月 28 日）

区 分		氏 名	所 属 ・ 役 職 名	備 考
産 業 界	商工団体	新 谷 龍一郎	旭川商工会議所会頭	
		中 村 彰 利	あさひかわ商工会会長	
	工 業	須 藤 雄 一	旭川食品加工協議会会長	
	商 業	鳥 居 幸 廣	旭川市商店街振興組合連合会理事長	
	観 光	松 本 教 之	旭川観光社交組合組合長	
技能・労働		橋 本 一 隆	北海道旭川地方技能士会会長	
		小 黒 修 司	連合北海道旭川地区連合会会長	
支援機関等		吉 田 勝 弘	旭川大学教授	
		谷 口 牧 子	旭川工業高等専門学校教授	
		原 田 直 彦	旭川信用金庫常勤理事	
公募委員		東 原 千 晶		
		山 田 和 慶		

2 旭川市工芸センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工芸センター条例（昭和 30 年 4 月 1 日条例第 25 号）

(2) 構成 委員定数 11 人（委員長 1 人，副委員長 1 人）

(3) 庶務所管 旭川市工芸センター

(4) 委員名簿

（任期 平成 21 年 12 月 1 日～平成 23 年 11 月 30 日）

区分	氏名	所属・役職名	備考
業界代表	菊池 晋	旭川家具工業協同組合副理事長	委員長
	吉村 純一	旭川家具工業協同組合理事	
	児玉 利憲	旭川建具事業協同組合専務理事	
	野村 幸生	旭川地方木材協会会長	
	得永 光利	旭川クラフト普及協会副会長	
	小木 美則	旭川陶芸協会会長	
学識経験者	鈴木 大智	(地独)北海道立総合研究機構建築研究本部 北方建築総合研究所環境科学部長	
	中 篤 厚	(地独)北海道立総合研究機構森林研究本部 林産試験場技術部主任研究員	
	中尾 紀行	東海大学芸術工学部准教授	副委員長
	青山 陽子	国立旭川工業高等専門学校准教授	
	中村 公子	北海道教育大学教授	

3 旭川市工業技術センター運営委員会

(1) 設置根拠 旭川市工業技術センター条例（平成元年 4 月 7 日条例第 17 号）

(2) 構成 委員定数 12 人（会長 1 人，副会長 1 人）

(3) 庶務所管 旭川市工業技術センター

(4) 委員名簿

（任期 平成 21 年 7 月 16 日～平成 23 年 7 月 15 日）

区分	氏名	所属・役職名	
機械金属工業等関係者	佐々木 通彦	旭川機械金属工業振興会会長	
	平尾 満泰	旭川総合鉄工団地協同組合副理事長	
	媚山 正人	旭川鐵工組合副組合長	会長
	松田 誠一	旭川溶接協会会長	
	長谷川 敦彦	(社) 北海道機械工業会旭川支部支部長	
	宮崎 孝次	旭川工業団地協同組合理事長	
	村井 誠	元旭川鉄工青年会会長	
学識経験者	松倉 敏郎	旭川商工会議所事務局長	
	三井 聡	旭川工業高等専門学校教授	副会長
	小川 博	東海大学教授	
	渡壁 誠	北海道教育大学旭川校教授	
	米本 一恵	(社) 北海道建築士会旭川支部理事	

VIII 統計資料

1. 産業別就業者数

(単位：人・%)

区分	平成2年		平成7年		平成12年	
	1990年	構成比	1995年	構成比	2000年	構成比
総 数	169,541	100.00	176,299	100.00	172,038	100.00
第1次産業	7,302	4.31	6,153	3.49	5,211	3.03
農業	6,711	3.96	5,698	3.23	4,895	2.85
林業	583	0.34	447	0.25	308	0.18
漁業	8	0.00	8	0.00	8	0.00
第2次産業	40,934	24.14	44,330	25.14	40,521	23.55
鉱業	133	0.08	120	0.07	99	0.06
建設業	20,286	11.97	23,153	13.13	23,254	13.52
製造業	20,515	12.10	21,057	11.94	17,168	9.98
第3次産業	120,931	71.33	125,087	70.95	124,188	72.19
電気・ガス・水道業	901	0.53	984	0.56	969	0.56
運輸・通信業	12,091	7.13	12,142	6.89	11,664	6.78
卸売・小売業、飲食店	47,055	27.75	46,643	26.46	44,845	26.07
金融・保険業	6,684	3.94	6,134	3.48	5,174	3.01
不動産業	1,542	0.91	1,443	0.82	1,536	0.89
サービス業	43,693	25.77	48,784	27.67	51,188	29.75
公務	8,965	5.29	8,957	5.08	8,812	5.12
分類不能の産業	374	0.22	729	0.41	2,188	1.23

区 分	平成17年	
	2005年	構成比
総 数	162,138	100.00
第1次産業	4,730	2.92
農業	4,543	2.80
林業	180	0.11
漁業	7	0.01
第2次産業	31,714	19.56
鉱業	48	0.03
建設業	18,354	11.32
製造業	13,312	8.21
第3次産業	123,307	76.05
電気・ガス・熱供給・水道業	776	0.48
情報通信業	2,194	1.35
運輸業	8,892	5.48
卸売・小売業	34,061	21.01
金融・保険業	4,209	2.60
不動産業	1,905	1.17
飲食店、宿泊業	8,948	5.52
医療、福祉	20,348	12.55
教育、学習支援業	7,252	4.47
複合サービス事業	1,779	1.10
サービス業	24,550	15.14
公務	8,393	5.18
分類不能の産業	2,387	1.47

※日本標準産業分類第11回改訂に伴い、平成17年(2005年)調査から産業分類に一部変更が生じています。

(資料：国勢調査)

2. 事業所統計

(1) 事業所数・従業者数の推移

(単位：事業所・%)

区 分	事 業 所 数		従 業 者 数	
	総 数	前 回 比	総 数	前 回 比
昭和56(1981)年	19,533	107.30	166,249	106.34
第1次産業	77	97.47	1,433	108.73
第2次産業	2,769	109.45	43,683	103.25
第3次産業	16,687	107.00	121,133	107.47
昭和61(1986)年	19,827	101.51	161,741	97.29
第1次産業	48	62.34	1,048	73.13
第2次産業	2,735	98.77	37,617	86.11
第3次産業	17,044	102.14	123,076	101.60
平成3(1991)年	18,976	95.71	171,690	106.15
第1次産業	51	106.25	906	86.45
第2次産業	2,800	102.38	39,182	104.16
第3次産業	16,125	94.61	131,602	106.93
平成8(1996)年	18,906	99.63	180,412	105.08
第1次産業	55	107.84	812	89.62
第2次産業	3,001	107.18	42,404	108.22
第3次産業	15,850	98.29	137,196	104.25
平成11(1999)年 ※簡易調査	17,333	91.68	150,118	83.21
第1次産業	42	76.36	700	86.21
第2次産業	2,799	93.27	36,291	85.58
第3次産業	14,492	91.43	113,127	82.46
平成13(2001)年	17,431	100.57	171,461	114.22
第1次産業	48	114.29	721	103.00
第2次産業	2,745	98.07	35,253	97.14
第3次産業	14,638	101.01	135,487	119.77
平成16(2004)年 ※簡易調査	15,555	89.24	137,724	80.32
第1次産業	37	77.08	395	54.79
第2次産業	2,441	88.93	29,685	84.21
第3次産業	13,077	89.34	107,644	79.45
平成18(2006)年	15,774	101.41	154,677	112.31
第1次産業	51	137.84	540	136.71
第2次産業	2,307	94.51	26,394	88.91
第3次産業	13,416	102.59	127,743	118.67

※平成11年、平成16年は簡易調査で、民営のみを対象。

※事業所・企業統計調査による。

(2) 中小・小規模事業所（民営）

【 中小事業所 】 （単位：事業所・人・%）

区 分	総 数		中 小 事 業 所			
	事業所数	従業者数	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A～Q 全産業（R 公務を除く）	15,393	139,691	15,231	98.95	112,138	80.28
A～C 農 林 漁 業	42	431	42	100.00	431	100.00
D 鉱 業	6	96	6	100.00	96	100.00
E 建 設 業	1,537	14,759	1,537	100.00	14,759	100.00
F 製 造 業	764	11,539	761	99.61	10,460	90.65
G 電気・ガス・熱供給・水道業	8	600	8	100.00	600	100.00
H 情 報 通 信 業	126	2,185	124	98.41	1,528	69.93
I 運 輸 業	370	7,853	368	99.46	7,169	91.29
J 卸 売 ・ 小 売 業	4,185	36,689	4,103	98.04	28,290	77.11
49～54 卸売業	1,153	10,862	1,149	99.65	10,249	94.36
54～60 小売業	3,032	25,827	2,954	97.43	18,041	69.85
K 金 融 ・ 保 険 業	352	3,901	352	100.00	3,901	100.00
L 不 動 産 業	1,171	2,658	1,171	100.00	2,658	100.00
M 飲 食 店 ・ 宿 泊 業	2,325	12,311	2,312	99.44	11,101	90.17
70～71 飲食店	2,173	10,528	2,163	99.54	9,887	93.91
72 宿泊業	152	1,783	149	98.03	1,214	68.09
N 医 療 ・ 福 祉	1,055	19,358	1,026	97.25	10,934	56.48
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業	337	2,802	334	99.11	2,218	79.16
P 複 合 サ ー ビ ス 業	119	1,873	115	96.64	830	44.31
Q サービス業（他に分類されないもの）	2,996	22,636	2,972	99.20	17,163	75.82

※平成18年事業所・企業統計調査による。

※中小事業所 ＝ 従業者数 300人未満（卸売・サービス業は100人未満，小売・飲食業は50人未満）

【 小規模事業所 】 (単位：事業所・人・%)

区 分	総 数		小 規 模 事 業 所			
	事業所数	従業者数	事業所数	構成比	従業者数	構成比
A～Q 全産業 (R 公務を除く)	15,393	139,691	11,227	72.94	36,735	26.30
A～C 農 林 漁 業	42	431	37	88.10	285	66.13
D 鉱 業	6	96	5	83.33	36	37.50
E 建 設 業	1,537	14,759	1,374	89.39	8,164	55.32
F 製 造 業	764	11,539	630	82.46	3,970	34.41
G 電気・ガス・熱供給・水道業	8	600	2	25.00	24	4.00
H 情 報 通 信 業	126	2,185	96	76.19	518	23.71
I 運 輸 業	370	7,853	269	72.70	1,377	17.53
J 卸 売 ・ 小 売 業	4,185	36,689	2,616	62.51	7,000	19.08
49～54 卸売業	1,153	10,862	624	54.12	1,851	17.04
54～60 小売業	3,032	25,827	1,992	65.70	5,149	19.94
K 金 融 ・ 保 険 業	352	3,901	309	87.78	1,872	47.99
L 不 動 産 業	1,171	2,658	1,151	98.29	2,255	84.84
M 飲 食 店 ・ 宿 泊 業	2,325	12,311	1,771	76.17	4,321	35.10
70～71 飲食店	2,173	10,528	1,682	77.40	4,121	39.14
72 宿泊業	152	1,783	89	58.55	200	11.22
N 医 療 ・ 福 祉	1,055	19,358	469	44.45	1,206	6.23
O 教 育 ・ 学 習 支 援 業	337	2,802	231	68.55	420	14.99
P 複 合 サ ー ビ ス 業	119	1,873	62	52.10	198	10.57
Q サービス業 (他に分類されないもの)	2,996	22,636	2,255	75.27	5,089	22.48

※平成18年事業所・企業統計調査による。

※小規模事業所 = 従業者数20人以下 (卸売・小売・飲食・サービス業は5人以下)

(3) 産業分類別事業所数, 従業者数

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

区 分	平成13年		平成18年				
	2001年	構成比	2006年	構成比	シェア	全道	構成比
総 数	17,431	100.00	15,774	100.00	6.26	251,883	100.00
第1次産業	49	0.28	51	0.32	1.48	3,437	1.36
農 業	37	0.21	40	0.25	1.70	2,357	0.94
林 業	12	0.07	11	0.07	1.81	609	0.24
漁 業						471	0.19
第2次産業	2,721	15.61	2,307	14.63	6.58	35,051	13.92
鉱 業	8	0.05	6	0.04	2.19	274	0.11
建設業	1,780	10.21	1,537	9.74	6.57	23,407	9.29
製造業	933	5.35	764	4.84	6.72	11,370	4.51
第3次産業	14,661	84.11	13,416	85.05	6.29	213,395	84.72
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.07	12	0.08	1.71	700	0.28
情報通信業	141	0.81	126	0.80	5.59	2,253	0.89
運輸業	419	2.40	371	2.35	5.84	6,352	2.52
卸売・小売業	4,756	27.28	4,186	26.54	6.57	63,700	25.29
金融・保険業	411	2.36	352	2.23	7.57	4,650	1.85
不動産業	1,314	7.54	1,177	7.46	7.07	16,646	6.61
飲食店, 宿泊業	2,761	15.84	2,329	14.76	6.08	38,293	15.20
医療, 福祉	991	5.69	1,134	7.19	7.20	15,747	6.25
教育, 学習支援業	510	2.93	488	3.09	5.21	9,367	3.72
複合サービス事業	132	0.76	119	0.75	4.46	2,669	1.06
の) サービス業 (他に分類されないもの)	3,138	18.00	3,049	19.33	6.08	50,107	19.89
公務 (他に分類されないもの)	76	0.44	73	0.46	2.51	2,911	1.16

【 従業者数 】

(単位：人・%)

区 分	平成13年		平成18年				
	2001年	構成比	2006年	構成比	シェア	全道	構成比
総 数	171,461	100.00	154,677	100.00	6.40	2,414,969	100.00
第1次産業	730	0.43	540	0.35	1.48	36,538	1.51
農 業	470	0.27	405	0.26	1.64	24,628	1.02
林 業	260	0.15	135	0.09	2.37	5,701	0.24
漁 業						6,209	0.26
第2次産業	34,767	20.28	26,394	17.06	6.03	438,024	18.14
鉱 業	130	0.08	96	0.06	3.12	3,077	0.13
建設業	20,433	11.92	14,759	9.54	6.58	224,253	9.29
製造業	14,204	8.28	11,539	7.46	5.48	210,694	8.72
第3次産業	135,964	79.30	127,743	82.59	6.58	1,940,407	80.35
電気・ガス・熱供給・水道業	936	0.55	833	0.54	6.39	13,031	0.54
情報通信業	2,508	1.46	2,185	1.41	4.93	44,342	1.84
運輸業	9,787	5.71	7,853	5.08	5.81	135,084	5.59
卸売・小売業	41,670	24.30	36,703	23.73	6.99	524,767	21.73
金融・保険業	5,949	3.47	3,901	2.52	7.30	53,416	2.21
不動産業	2,773	1.62	2,679	1.73	6.39	41,950	1.74
飲食店, 宿泊業	13,753	8.02	12,316	7.96	5.85	210,377	8.71
医療, 福祉	17,432	10.17	20,999	13.58	7.95	264,111	10.94
教育, 学習支援業	7,237	4.22	6,722	4.35	5.87	114,498	4.74
複合サービス事業	1,581	0.92	1,873	1.21	4.29	43,639	1.81
の) サービス業 (他に分類されないもの)	24,561	14.32	23,932	15.47	6.47	370,135	15.33
公務 (他に分類されないもの)	7,777	4.54	7,747	5.01	6.19	125,057	5.18

※事業所・企業統計調査による。

※統計処理上、四捨五入により、個々の構成比の和が100.00%にならないことがある。

(4) 道内主要都市比較

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成13年			平成16年			平成18年		
(2001)	シェア	都市名	(2004)	シェア	都市名	(2006)	シェア	都市名
77,605	28.69	札幌	71,293	29.85	札幌	74,191	29.45	札幌
17,431	6.44	旭川	15,555	6.51	旭川	15,774	6.26	旭川
16,300	6.03	函館	14,796	6.19	函館	15,162	6.02	函館
10,718	3.96	釧路	9,483	3.97	釧路	9,732	3.86	釧路
9,943	3.68	帯広	8,991	3.76	帯広	9,022	3.58	帯広
9,368	3.46	苫小牧	8,520	3.57	苫小牧	8,492	3.37	苫小牧
7,758	2.87	小樽	7,005	2.93	小樽	6,789	2.70	小樽
5,837	2.16	室蘭	5,057	2.12	室蘭	6,107	2.42	北見
5,633	2.08	北見	5,005	2.10	北見	5,248	2.08	室蘭
270,504	100.00	全道計	238,838	100.00	全道計	251,883	100.00	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成13年			平成16年			平成18年		
(2001)	シェア	都市名	(2004)	シェア	都市名	(2006)	シェア	都市名
860,508	33.06	札幌	752,669	35.63	札幌	840,151	34.79	札幌
171,461	6.59	旭川	137,724	6.52	旭川	154,677	6.40	旭川
138,152	5.31	函館	114,382	5.42	函館	131,904	5.46	函館
89,452	3.44	釧路	79,075	3.74	苫小牧	86,052	3.56	苫小牧
90,677	3.48	帯広	74,592	3.53	帯広	84,024	3.48	釧路
90,540	3.48	苫小牧	70,753	3.35	釧路	82,552	3.42	帯広
67,983	2.61	小樽	56,498	2.67	小樽	59,903	2.48	小樽
57,054	2.19	室蘭	44,957	2.13	室蘭	55,850	2.31	北見
53,148	2.04	北見	43,773	2.07	北見	50,809	2.10	室蘭
2,603,010	100.00	全道計	2,112,225	100.00	全道計	2,414,969	100.00	全道計

※平成16年は簡易調査につき「R公務」を含まない。

※事業所・企業統計調査による。

3. 商業統計

(1) 事業所数・従業者数・年間商品販売額の推移

	事業所数		従業者数		年間商品販売額	
	総数	前回比 (%)	総数 (人)	前回比 (%)	総数 (百万円)	前回比 (%)
昭和63年 (1988)	5,525	105.2	37,937	107.7	1,384,203	101.8
卸売業	1,521	105.4	15,716	104.7	1,002,871	100.2
小売業	4,004	105.1	22,221	109.8	381,332	106.2
平成3年 (1991)	5,578	101.0	39,487	104.1	1,743,716	126.0
卸売業	1,581	103.9	16,559	105.4	1,267,099	126.3
小売業	3,997	99.8	22,928	103.2	476,616	125.0
平成6年 (1994)	5,423	97.2	40,915	103.6	1,649,207	94.6
卸売業	1,533	97.0	15,903	96.0	1,156,398	91.3
小売業	3,890	97.3	25,012	109.1	492,809	103.4
平成9年 (1997)	5,083	93.7	39,281	96.0	1,706,555	103.5
卸売業	1,483	96.7	15,163	95.3	1,196,400	103.5
小売業	3,600	92.5	24,118	96.4	510,155	103.5
平成11年 (1999)	4,928	97.0	39,451	100.4	1,565,472	91.7
卸売業	1,460	98.4	13,967	92.1	1,071,723	89.6
小売業	3,468	96.3	25,484	105.7	493,749	96.8
平成14年 (2002)	4,398	89.2	36,990	93.8	1,389,767	88.8
卸売業	1,235	84.6	12,315	88.2	949,280	88.6
小売業	3,163	91.2	24,675	96.8	440,487	89.2
平成16年 (2004)	4,223	96.0	36,122	97.7	1,357,610	97.7
卸売業	1,206	97.7	11,469	93.1	934,115	98.4
小売業	3,017	95.4	24,653	99.9	423,495	96.1
平成19年 (2007)	3,829	90.7%	33,234	92.0%	1,260,629	92.9%
卸売業	1,102	91.4%	10,338	90.1%	856,633	91.7%
小売業	2,727	90.4%	22,896	92.9%	403,997	95.4%

資料：商業統計調査

(2) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

区 分	平成 1 1 年		平成 1 4 年	
	(1999)	構成比	(2002)	構成比
総数	4,928	(100.0)	4,398	(100.0)
卸売業計	1,460	100.0	1,235	100.0
各種商品	12	0.8	3	0.2
繊維・衣服等	114	7.8	83	6.7
飲食料品	279	19.1	253	20.5
建築材料, 鉱物・金属材料等	297	20.3	274	22.2
機械器具	382	26.2	321	26.0
その他	376	25.8	301	24.4
小売業計	3,468	100.0	3,163	100.0
各種商品	15	0.4	15	0.5
織物・衣服・身の回り品	557	16.1	504	15.9
飲食料品	1,029	29.7	935	29.6
自動車・自転車	290	8.4	273	8.6
家具・じゅう器・機械器具	307	8.9	294	9.3
その他	1,270	36.6	1,142	36.1

資料：商業統計調査

(単位：事業所・%)

平成16年		平成19年				
(2004)	構成比	(2007)	構成比	シェア	全道	構成比
4,223	(100.0)	3,829	(100.0)	6.6	58,236	(100.0)
	(28.6)		(28.8)			(23.5)
1,206	100.0	1,102	100.0	8.1	13,687	100.0
4	0.3	3	0.3	4.8	63	0.5
74	6.1	57	5.2	9.7	589	4.3
267	22.1	243	22.1	7.1	3,443	25.2
265	22.0	252	22.9	7.8	3,238	23.7
332	27.5	299	27.1	8.7	3,424	25.0
264	21.9	248	22.5	8.5	2,930	21.4
	(71.4)		(71.2)			(76.5)
3,017	100.0	2,727	100.0	6.1	44,549	100.0
17	0.6	15	0.6	8.2	183	0.4
505	16.7	459	16.8	7.5	6,100	13.7
913	30.3	752	27.6	5.1	14,683	33.0
249	8.3	239	8.8	7.6	3,157	7.1
255	8.5	235	8.6	6.5	3,618	8.1
1,078	35.7	1,027	37.7	6.1	16,808	37.7

(3) 産業分類別の推移

【 従業者数 】

区 分	平成11年		平成14年	
	(1999)	構成比	(2002)	構成比
総数	39,451	(100.0)	36,990	(100.0)
卸売業計	13,967	(35.4) 100.0	12,315	(33.3) 100.0
各種商品	111	0.8	28	0.2
繊維・衣服等	979	7.0	695	5.6
飲食料品	3,799	27.2	3,954	32.1
建築材料, 鉱物・金属材料等	2,463	17.6	2,373	19.3
機械器具	3,531	25.3	2,740	22.2
その他	3,084	22.1	2,525	20.5
小売業計	25,484	(64.6) 100.0	24,675	(66.7) 100.0
各種商品	1,691	6.6	1,665	6.7
織物・衣服・身の回り品	2,684	10.5	2,347	9.5
飲食料品	8,608	33.8	8,599	34.8
自動車・自転車	2,331	9.1	1,999	8.1
家具・じゅう器・機械器具	1,547	6.1	1,469	6.0
その他	8,623	33.8	8,596	34.8

資料：商業統計調査

(単位：人・%)

平成16年		平成19年				
(2004)	構成比	(2007)	構成比	シェア	全道	構成比
36,122	(100.0)	33,234	(100.0)	7.2	463,793	(100.0)
	(31.8)		(31.1)			(27.1)
11,469	100.0	10,338	100.0	8.2	125,636	100.0
27	0.2	15	0.1	2.5	595	0.5
596	5.2	513	5.0	9.7	5,279	4.2
3,587	31.3	3,217	31.1	8.6	37,557	29.9
2,244	19.6	2,112	20.4	8.2	25,650	20.4
2,694	23.5	2,486	24.0	7.8	31,856	25.4
2,321	20.2	1,995	19.3	8.1	24,699	19.7
	(68.2)		(68.9)			(72.9)
24,653	100.0	22,896	100.0	6.8	338,157	100.0
1,915	7.8	1,905	8.3	7.8	24,500	7.2
2,403	9.7	1,978	8.6	8.0	24,837	7.3
9,049	36.7	8,055	35.2	5.9	135,679	40.1
1,736	7.0	1,861	8.1	7.9	23,624	7.0
1,194	4.8	1,173	5.1	6.9	16,951	5.0
8,356	33.9	7,924	34.6	7.0	112,566	33.3

(4) 産業分類別の推移

【 年間商品販売額 】

区 分	平成11年		平成14年	
	(1999)	構成比	(2002)	構成比
総数	1,565,472	(100.0)	1,389,767	(100.0)
卸売業計	1,071,723	(68.5) 100.0	949,280	(68.3) 100.0
各種商品	5,264	0.5	1,344	0.1
繊維・衣服等	33,527	3.1	23,119	2.4
飲食料品	474,108	44.2	445,151	46.9
建築材料, 鉱物・金属材料等	205,719	19.2	195,061	20.5
機械器具	199,118	18.6	136,957	14.4
その他	153,988	14.4	147,648	15.6
小売業計	493,749	(31.5) 100.0	440,487	(31.7) 100.0
各種商品	58,008	11.7	51,515	11.7
織物・衣服・身の回り品	54,245	11.0	36,759	8.3
飲食料品	144,279	29.2	129,921	29.5
自動車・自転車	69,141	14.0	53,499	12.1
家具・じゅう器・機械器具	37,105	7.5	32,325	7.3
その他	130,971	26.5	136,468	31.0

資料：商業統計調査

(単位：百万円・%)

平成16年		平成19年				
(2004)	構成比	(2007)	構成比	シェア	全道	構成比
1,357,610	(100.0)	1,260,629	(100.0)	7.1	17,819,365	(100.0)
	(68.8)		(68.0)			(65.5)
934,115	100.0	856,633	100.0	7.3	11,662,826	100.0
1,268	0.1	661	0.1	0.3	193,646	1.7
20,617	2.2	13,388	1.6	8.7	154,707	1.3
457,743	49.0	431,320	50.4	10.0	4,314,434	37.0
172,898	18.5	161,640	18.9	5.2	3,135,438	26.9
141,467	15.1	128,894	15.0	6.5	1,995,312	17.1
140,122	15.0	120,730	14.1	6.5	1,869,288	16.0
	(31.2)		(32.0)			(34.5)
423,495	100.0	403,997	100.0	6.6	6,156,539	100.0
49,112	11.6	46,649	11.5	7.5	621,945	10.1
32,540	7.7	26,247	6.5	7.5	349,934	5.7
131,115	31.0	117,357	29.0	6.3	1,876,298	30.5
51,005	12.0	49,777	12.3	8.0	625,950	10.2
28,024	6.6	29,706	7.4	7.3	406,985	6.6
131,699	31.1	134,261	33.2	5.9	2,275,426	37.0

(5) 道内主要都市比較（卸売業＋小売業）

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
18,417	27.7	札幌	18,615	28.9	札幌	16,323	28.0	札幌
4,447	6.7	函館	4,276	6.6	函館	3,969	6.8	函館
4,398	6.6	旭川	4,223	6.6	旭川	3,829	6.6	旭川
2,600	3.9	帯広	2,512	3.9	帯広	2,162	3.7	帯広
2,484	3.7	釧路	2,374	3.7	釧路	2,176	3.7	釧路
2,305	3.5	小樽	2,261	3.5	小樽	1,916	3.3	小樽
2,109	3.2	苫小牧	2,011	3.1	苫小牧	1,854	3.2	苫小牧
1,424	2.1	北見	1,389	2.2	北見	1,469	2.5	北見
1,394	2.1	室蘭	1,329	2.1	室蘭	1,212	2.1	室蘭
66,506	100.0	全道計	64,471	100.0	全道計	58,236	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
190,675	36.9	札幌	193,501	38.5	札幌	175,025	37.7	札幌
36,990	7.2	旭川	36,122	7.2	旭川	33,234	7.2	旭川
29,306	5.7	函館	27,558	5.5	函館	25,978	5.6	函館
21,343	4.1	帯広	19,797	3.9	帯広	18,251	3.9	帯広
19,233	3.7	釧路	18,002	3.6	釧路	16,198	3.5	釧路
16,536	3.2	苫小牧	15,199	3.0	苫小牧	14,879	3.2	苫小牧
14,511	2.8	小樽	13,782	2.7	小樽	11,730	2.5	小樽
12,668	2.5	北見	11,784	2.3	北見	11,874	2.6	北見
9,060	1.8	室蘭	8,870	1.8	室蘭	8,461	1.8	室蘭
516,518	100.0	全道計	502,536	100.0	全道計	463,793	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
10,242,935	50.6	札幌	10,026,501	50.8	札幌	8,799,871	49.4	札幌
1,389,767	6.9	旭川	1,357,610	6.9	旭川	1,260,629	7.1	旭川
988,107	4.9	帯広	969,631	4.9	帯広	892,672	5.0	帯広
961,856	4.8	函館	952,223	4.8	函館	836,138	4.7	函館
733,316	3.6	釧路	708,392	3.6	釧路	644,327	3.6	釧路
570,383	2.8	苫小牧	540,563	2.7	北見	554,549	3.1	北見
566,230	2.8	北見	536,661	2.7	苫小牧	555,165	3.1	苫小牧
342,957	1.7	小樽	319,904	1.6	小樽	292,958	1.6	小樽
274,569	1.4	室蘭	270,941	1.4	室蘭	263,864	1.5	室蘭
20,247,834	100.0	全道計	19,728,125	100.0	全道計	17,819,365	100.0	全道計

資料：商業統計調査

(6) 道内主要都市比較 (卸売業)

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
6,476	41.8	札幌	6,567	42.1	札幌	5,551	40.6	札幌
1,235	8.0	旭川	1,206	7.7	旭川	1,102	8.1	旭川
974	6.3	函館	995	6.4	函館	878	6.4	函館
740	4.8	帯広	735	4.7	帯広	633	4.6	帯広
717	4.6	釧路	691	4.4	釧路	603	4.4	釧路
541	3.5	苫小牧	550	3.5	苫小牧	488	3.6	苫小牧
493	3.2	小樽	486	3.1	小樽	414	3.0	小樽
414	2.7	北見	398	2.5	北見	385	2.8	北見
293	1.9	室蘭	295	1.9	室蘭	294	2.1	室蘭
15,499	100.0	全道計	15,613	100.0	全道計	13,687	100.0	全道計

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
74,791	50.5	札幌	73,925	51.8	札幌	63,482	50.5	札幌
12,315	8.3	旭川	11,469	8.0	旭川	10,338	8.2	旭川
8,011	5.4	函館	7,511	5.3	函館	6,844	5.4	函館
6,265	4.2	帯広	6,311	4.4	帯広	5,657	4.5	帯広
5,841	3.9	釧路	5,455	3.8	釧路	4,776	3.8	釧路
4,204	2.8	北見	3,632	2.5	苫小牧	3,506	2.8	苫小牧
4,040	2.7	苫小牧	3,623	2.5	北見	3,446	2.7	北見
3,296	2.2	小樽	3,212	2.3	小樽	2,565	2.0	小樽
2,074	1.4	室蘭	2,138	1.5	室蘭	2,026	1.6	室蘭
148,077	100.0	全道計	142,639	100.0	全道計	125,636	100.0	全道計

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
7,979,187	58.8	札幌	7,703,897	58.5	札幌	6,666,363	57.2	札幌
949,280	7.0	旭川	934,115	7.1	旭川	856,633	7.3	旭川
708,987	5.2	帯広	707,777	5.4	帯広	652,813	5.6	帯広
602,292	4.4	函館	604,590	4.6	函館	507,455	4.4	函館
523,503	3.9	釧路	506,747	3.8	釧路	457,115	3.9	釧路
409,619	3.0	北見	388,678	3.0	北見	382,474	3.3	北見
359,908	2.7	苫小牧	332,152	2.5	苫小牧	351,124	3.0	苫小牧
168,702	1.2	小樽	160,687	1.2	小樽	151,926	1.3	小樽
164,415	1.2	室蘭	158,193	1.2	室蘭	167,340	1.4	室蘭
13,571,643	100.0	全道計	13,162,939	100.0	全道計	11,662,826	100.0	全道計

資料：商業統計調査

(7) 道内主要都市比較 (小売業)

【 事業所数 】

(単位：事業所・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
11,941	札幌		12,048	札幌		10,772	札幌	
3,473	函館		3,281	函館		3,091	函館	
3,163	旭川		3,017	旭川		2,727	旭川	
1,860	帯広		1,777	帯広		1,529	帯広	
1,812	小樽		1,775	小樽		1,502	小樽	
1,767	釧路		1,683	釧路		1,573	釧路	
1,568	苫小牧		1,461	苫小牧		1,366	苫小牧	
1,101	室蘭		1,034	室蘭		918	室蘭	
1,010	北見		991	北見		1,084	北見	
51,007	全道計		48,858	全道計		44,549	全道計	

【 従業者数 】

(単位：人・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
115,884	札幌		120,206	札幌		111,543	札幌	
24,675	旭川		24,653	旭川		22,896	旭川	
21,295	函館		20,047	函館		19,134	函館	
14,778	帯広		13,486	帯広		12,594	帯広	
13,392	釧路		12,547	釧路		11,422	釧路	
12,496	苫小牧		11,567	苫小牧		11,373	苫小牧	
11,215	小樽		10,570	小樽		9,165	小樽	
8,464	北見		8,161	北見		8,428	北見	
6,986	室蘭		6,732	室蘭		6,435	室蘭	
368,441	全道計		359,897	全道計		338,157	全道計	

【 年間商品販売額 】

(単位：百万円・%)

平成14年 (2002)			平成16年 (2004)			平成19年 (2007)		
シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
2,263,748	札幌		2,322,604	札幌		2,133,509	札幌	
440,487	旭川		423,495	旭川		403,997	旭川	
359,565	函館		347,632	函館		328,683	函館	
279,119	帯広		261,853	帯広		239,859	帯広	
210,475	苫小牧		204,509	苫小牧		204,041	苫小牧	
209,813	釧路		201,645	釧路		187,212	釧路	
174,255	小樽		159,217	小樽		141,031	小樽	
156,612	北見		151,885	北見		172,074	北見	
110,153	室蘭		112,748	室蘭		96,524	室蘭	
6,676,190	全道計		6,565,186	全道計		6,156,539	全道計	

資料：商業統計調査

4. 工業統計

(1) 事業所数・従業者数・製造品出荷額等・粗付加価値額の推移

	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		粗付加価値額	
	総数 (事業所)	前年比 (%)	総数 (人)	前年比 (%)	総数 (万円)	前年比 (%)	総数 (万円)	前年比 (%)
平成11年 (1999)	649	91.0	14,043	85.8	23,857,109	83.9		
平成12年 (2000)	628	96.8	13,231	94.2	23,097,572	96.8		
平成13年 (2001)	579	92.2	12,415	93.8	21,594,752	93.5		
平成14年 (2002)	552	95.3	11,755	94.7	20,343,842	94.2	9,502,132	X
平成15年 (2003)	536	97.1	11,400	97.0	19,104,204	93.9	8,805,302	92.7
平成16年 (2004)	507	94.6	11,169	98.0	19,478,312	102.0	8,921,499	101.3
平成17年 (2005)	511	100.8	10,921	97.8	19,139,680	98.3	8,534,555	95.7
平成18年 (2006)	449	87.9	9,853	90.2	18,086,442	94.5	8,093,135	94.8
平成19年 (2007)	425	94.7	9,610	97.5	19,064,145	105.4	8,266,685	102.1
平成20年 (2008)	431	101.4	9,740	101.4	18,934,603	99.3	8,111,744	98.1

資料；工業統計調査(経済産業省)

注1) 平成13年以前の数値は日本標準産業分類第11回改訂に合わせ入れ替えしているため、過去の発表数値と異なる場合があります。

注2) 粗付加価値額については、注1)の改訂前は基準が異なっており掲載していません。

注3) 『-』は数値が皆無であることを示し、また『x』は公表を控えている数値を示しています。

注4) 平成19年までは国発表の確定値を、平成20年は北海道発表の確報値を掲載しています。

注5) 平成20年調査から産業分類が改訂されました。

(2) 産業分類別の推移

【 事業所数 】

	平成15年		平成16年		平成17年	
	2003	構成比	2004	構成比	2005	構成比
総 数	536	100.00	507	100.00	511	100.00
食 料 品	105	19.59	105	20.71	105	20.55
飲料・たばこ・飼料	8	1.49	6	1.18	8	1.57
織 維 工 業	2	0.37	2	0.39	3	0.59
衣服・その他の繊維製品	26	4.85	22	4.34	24	4.70
木 材 ・ 木 製 品	47	8.77	46	9.07	39	7.63
家 具 ・ 装 備 品	67	12.50	60	11.83	59	11.55
パルプ・紙・紙加工品	13	2.43	12	2.37	9	1.76
印 刷 ・ 同 関 連 業	63	11.75	62	12.23	57	11.15
化 学 工 業	5	0.93	6	1.18	5	0.98
石油製品・石炭製品	1	0.19	1	0.20	1	0.20
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	10	1.87	10	1.97	10	1.96
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-
窯 業 ・ 土 石 製 品	21	3.92	20	3.94	22	4.31
鉄 鋼 業	5	0.93	5	0.99	6	1.17
非 鉄 金 属	1	0.19	1	0.20	-	-
金 属 製 品	84	15.67	74	14.60	88	17.22
一 般 機 械 器 具	35	6.53	34	6.71	31	6.07
はん用機械器具製造業						
生産用機械器具製造業						
業務用機械器具製造業						
電 気 機 械 器 具	8	1.49	9	1.78	6	1.17
情 報 通 信 機 械 器 具	1	0.19	1	0.20	1	0.20
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	1	0.19	1	0.20	1	0.20
輸 送 用 機 械 器 具	5	0.93	4	0.79	6	1.17
精 密 機 械 器 具	2	0.37	2	0.39	3	0.59
そ の 他	26	4.85	24	4.73	27	5.28

資料；工業統計調査（経済産業省），P141の注参照のこと。

注1)構成比は四捨五入処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

(単位；事業所・%)

平成18年		平成19年		平成20年				
2006	構成比	2007	構成比	2008	構成比	シェア	全道	構成比
449	100.00	425	100.00	431	100.00	6.51	6,618	100.00
99	22.05	96	22.59	95	22.04	4.27	2,227	33.65
6	1.34	6	1.41	5	1.16	2.94	170	2.57
2	0.45	1	0.24	18	4.18	8.91	202	3.05
20	4.45	20	4.71					
32	7.13	27	6.35	37	8.58	8.20	451	6.81
56	12.47	52	12.24	46	10.67	13.11	351	5.30
9	2.00	9	2.12	9	2.09	8.49	106	1.60
50	11.14	45	10.59	41	9.51	8.65	474	7.16
5	1.11	5	1.18	5	1.16	4.81	104	1.57
1	0.22	1	0.24	1	0.23	2.22	45	0.68
6	1.34	9	2.12	8	1.86	4.23	189	2.86
-	-	-	-	-	-	-	20	0.30
-	-	-	-	1	0.23	7.69	13	0.20
21	4.68	17	4.00	22	5.10	4.03	546	8.25
6	1.34	7	1.65	6	1.39	6.25	96	1.45
-	-	-	-	-	-	-	28	0.42
70	15.59	64	15.06	71	16.47	9.73	730	11.03
28	6.24	30	7.06					
				11	2.55	8.15	135	2.04
				20	4.64	8.40	238	3.60
				2	0.46	5.71	35	0.53
6	1.34	6	1.41	6	1.39	7.89	76	1.15
1	0.22	1	0.24	-	-	-	13	0.20
1	0.22	1	0.24	1	0.23	2.17	46	0.70
5	1.11	5	1.18	5	1.16	3.55	141	2.13
3	0.67	2	0.47					
22	4.90	21	4.94	21	4.87	11.54	182	2.75

(2) 産業分類別の推移

【 従業者数 】

	平成15年		平成16年		平成17年	
	2003	構成比	2004	構成比	2005	構成比
総数	11,400	100.00	11,169	100.00	10,921	100.00
食品	3,508	30.77	3,620	32.41	3,594	32.91
飲料・たばこ・飼料	287	2.52	258	2.31	282	2.58
繊維工業	x	x	29	0.26	34	0.31
衣服・その他の繊維製品	814	7.14	841	7.53	850	7.78
木材・木製品	663	5.82	626	5.60	558	5.11
家具・装備品	1,171	10.27	1,052	9.42	1,085	9.93
パルプ・紙・紙加工品	586	5.14	525	4.70	435	3.98
印刷・同関連業	962	8.44	887	7.94	827	7.57
化学工業	156	1.37	178	1.59	163	1.49
石油製品・石炭製品	x	x	10	0.09	14	0.13
プラスチック製品	234	2.05	264	2.36	271	2.48
ゴム製品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	303	2.66	304	2.72	300	2.75
鉄鋼業	53	0.46	57	0.51	64	0.59
非鉄金属	x	x	6	0.05	-	-
金属製品	1,098	9.63	998	8.94	1,086	9.94
一般機械器具	576	5.05	561	5.02	489	4.48
はん用機械器具製造業						
生産用機械器具製造業						
業務用機械器具製造業						
電気機械器具	100	0.88	129	1.15	110	1.01
情報通信機械器具	x	x	47	0.42	46	0.42
電子部品・デバイス	x	x	456	4.08	406	3.72
輸送用機械器具	106	0.93	96	0.86	66	0.60
精密機械器具	x	x	9	0.08	13	0.12
その他	225	1.97	216	1.93	228	2.09

資料；工業統計調査（経済産業省），P141の注参照のこと。

注1)構成比は四捨五入処理しているため，合計が100%にならない場合があります。

(単位；人・%)

平成18年		平成19年		平成20年				
2006	構成比	2007	構成比	2008	構成比	シェア	全道	構成比
9,853	100.00	9,610	100.00	9,740	100.00	5.25	185,625	100.00
3,129	31.76	3,105	32.31	3,026	31.07	3.54	85,452	46.03
249	2.53	202	2.10	307	3.15	8.05	3,815	2.06
30	0.30	24	0.25	805	8.26	21.44	3,754	2.02
824	8.36	765	7.96					
451	4.58	390	4.06	531	5.45	6.40	8,300	4.47
979	9.94	995	10.35	860	8.83	19.91	4,319	2.33
412	4.18	416	4.33	407	4.18	6.47	6,291	3.39
754	7.65	726	7.55	693	7.11	7.50	9,243	4.98
165	1.67	175	1.82	175	1.80	5.00	3,497	1.88
11	0.11	14	0.15	12	0.12	1.20	997	0.54
246	2.50	328	3.41	342	3.51	7.55	4,532	2.44
-	-	-	-	-	-	-	837	0.45
-	-	-	-	4	-	-	449	0.24
263	2.67	236	2.46	264	2.71	3.62	7,299	3.93
66	0.67	72	0.75	62	0.64	1.04	5,946	3.20
-	-	-	-	-	-	-	756	0.41
945	9.59	891	9.27	955	9.80	7.95	12,006	6.47
492	4.99	531	5.53					
				130	1.33	4.93	2,637	1.42
				420	4.31	9.18	4,575	2.46
				9	0.09	1.66	543	0.29
121	1.23	127	1.32	148	1.52	4.56	3,249	1.75
43	0.44	42	0.44	-	-	-	1,123	0.60
383	3.89	305	3.17	369	3.79	6.29	5,866	3.16
86	0.87	80	0.83	52	0.53	0.63	8,198	4.42
13	0.13	9	0.09					
191	1.94	177	1.84	169	1.74	8.71	1,941	1.05

(2) 産業分類別の推移

【 製造品出荷額等 】

	平成15年		平成16年		平成17年	
	2003	構成比	2004	構成比	2005	構成比
総 数	19,104,204	100.00	19,478,312	100.00	19,139,680	100.00
食 料 品	4,594,845	24.05	5,232,615	26.86	5,744,079	30.01
飲料・飼料・たばこ	1,149,562	6.02	1,131,153	5.81	1,126,472	5.89
織 維 工 業	x	x	x	x	18,411	0.10
衣服・その他の繊維製品	638,442	3.34	602,500	3.09	712,222	3.72
木 材 ・ 木 製 品	865,351	4.53	881,448	4.53	759,192	3.97
家 具 ・ 装 備 品	1,199,082	6.28	1,143,417	5.87	1,042,702	x
パルプ・紙・紙加工品	2,686,929	14.06	2,797,508	14.36	2,826,001	14.77
印 刷 ・ 同 関 連 業	1,244,778	6.52	1,093,725	5.62	947,833	4.95
化 学 工 業	357,103	1.87	352,575	1.81	344,283	1.80
石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	x	x	x	x	x	x
プ ラ ス チ ッ ク 製 品	311,906	1.63	350,767	1.80	351,920	x
ゴ ム 製 品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-
窯 業 ・ 土 石 製 品	582,397	3.05	566,839	2.91	488,543	2.55
鉄 鋼 業	116,318	0.61	155,639	0.80	159,644	x
非 鉄 金 属	x	x	x	x	-	-
金 属 製 品	1,650,964	8.64	1,636,458	8.40	1,673,709	8.74
一 般 機 械 器 具	1,021,041	5.34	1,001,358	5.14	982,549	5.13
はん用機械器具製造業						
生産用機械器具製造業						
業務用機械器具製造業						
電 気 機 械 器 具	111,083	0.58	146,736	0.75	124,732	0.65
情 報 通 信 機 械 器 具	x	x	x	x	x	x
電 子 部 品 ・ デ バ イ ス	x	x	x	x	x	x
輸 送 用 機 械 器 具	112,757	0.59	101,276	0.52	89,371	x
精 密 機 械 器 具	x	x	x	x	8,513	0.04
そ の 他	269,199	1.41	253,467	1.30	231,990	1.21

資料；工業統計調査（経済産業省），P141の注参照のこと。

注1）構成比は四捨五入処理しているため，合計が100%にならない場合があります。

(単位；万円・%)

平成18年		平成19年		平成20年				
2006	構成比	2007	構成比	2008	構成比	シェア	全道	構成比
18,086,442	100.00	19,064,145	100.00	18,934,603	100.00	3.20	591,742,414	100.00
5,538,507	30.62	5,866,809	30.77	5,429,860	28.68	2.83	192,185,487	32.48
1,039,027	5.74	976,032	5.12	968,095	5.11	3.97	24,366,793	4.12
x	x	x	x	720,184	3.80	26.58	2,709,349	0.46
741,669	4.10	719,858	3.78					
597,775	3.31	559,533	2.94	677,060	3.58	4.09	16,573,436	2.80
938,270	x	1,069,987	5.61	909,976	4.81	18.60	4,892,989	0.83
2,741,958	15.16	2,808,945	14.73	2,943,590	15.55	6.44	45,674,055	7.72
898,691	4.97	827,192	4.34	828,448	4.38	5.66	14,637,374	2.47
327,720	1.81	360,048	1.89	470,676	2.49	2.75	17,117,891	2.89
x	x	x	x	x	x	x	62,697,871	10.60
283,188	1.57	465,534	2.44	503,405	2.66	4.05	12,424,306	2.10
-	-	-	-	-	-	-	1,206,709	0.20
-	-	-	-	x	x	x	614,364	0.10
483,120	2.67	437,980	2.30	440,641	2.33	2.19	20,098,555	3.40
198,449	1.10	234,013	1.23	312,736	1.65	0.48	65,409,611	11.05
-	-	-	-	-	-	-	1,749,723	0.30
1,455,401	8.05	1,439,560	7.55	1,480,674	7.82	5.48	27,041,533	4.57
1,038,878	5.74	1,159,824	6.08					
				378,362	2.00	8.40	4,505,967	0.76
				725,345	3.83	8.32	8,721,636	1.47
				x	x	x	670,403	0.11
135,804	0.75	132,051	0.69	195,419	1.03	2.78	7,025,248	1.19
x	x	x	x	-	-	-	8,383,123	1.42
x	x	x	x	x	x	x	16,790,984	2.84
94,159	0.52	97,726	0.51	75,387	0.40	0.23	33,114,807	5.60
8,994	0.05	x	x					
194,841	1.08	211,428	1.11	229,024	1.21	7.32	3,130,200	0.53

(2) 産業分類別の推移

【 粗付加価値額 】

	平成15年		平成16年		平成17年	
	2003	構成比	2004	構成比	2005	構成比
総数	8,805,302	100.00	8,921,499	100.00	8,534,555	100.00
食料品	1,870,979	21.25	2,214,701	24.82	2,371,848	27.79
飲料・飼料・たばこ	317,915	3.61	288,714	3.24	178,076	2.09
繊維工業	x	x	x	x	10,622	0.12
衣服・その他の繊維製品	291,938	3.32	304,608	3.41	353,846	4.15
木材・木製品	385,500	4.38	408,981	4.58	414,725	4.86
家具・装備品	716,390	8.14	664,068	7.44	625,887	7.33
パルプ・紙・紙加工品	873,616	9.92	902,048	10.11	958,397	11.23
印刷・同関連業	637,467	7.24	580,779	6.51	497,503	5.83
化学工業	190,616	2.16	178,185	2.00	186,603	x
石油製品・石炭製品	x	x	x	x	x	x
プラスチック製品	134,955	1.53	176,783	1.98	163,753	1.92
ゴム製品	-	-	-	-	-	-
なめし革・同製品・毛皮	-	-	-	-	-	-
窯業・土石製品	311,002	3.53	318,091	3.57	236,890	2.78
鉄鋼業	80,196	0.91	92,439	1.04	90,818	1.06
非鉄金属	x	x	x	x	-	-
金属製品	801,469	9.10	769,678	8.63	723,011	8.47
一般機械器具	474,590	5.39	484,784	5.43	398,890	4.67
はん用機械器具製造業						
生産用機械器具製造業						
業務用機械器具製造業						
電気機械器具	76,003	0.86	103,560	1.16	72,543	0.85
情報通信機械器具	x	x	x	x	x	x
電子部品・デバイス	x	x	x	x	x	x
輸送用機械器具	20,461	0.23	35,997	0.40	62,392	0.73
精密機械器具	x	x	x	x	4,802	0.06
その他	134,493	1.53	136,484	1.53	137,061	1.61

資料；工業統計調査（経済産業省），P141の注参照のこと。

注1) 構成比は四捨五入処理しているため、合計が100%にならない場合があります。

(単位；万円・%)

平成18年		平成19年		平成20年				
2006	構成比	2007	構成比	2008	構成比	シェア	全道	構成比
8,093,135	100.00	8,266,685	100.00	8,111,744	100.00	4.36	186,115,869	100.00
2,512,524	31.05	2,488,234	30.10	2,334,606	28.78	4.00	58,369,210	31.36
274,612	3.39	279,230	3.38	263,773	3.25	4.97	5,305,534	2.85
x	x	x	x	386,686	4.77	26.12	1,480,444	0.80
383,541	4.74	364,127	4.40					
319,555	3.95	248,459	3.01	281,474	3.47	4.90	5,744,371	3.09
589,785	7.29	643,199	7.78	560,761	6.91	22.38	2,506,130	1.35
740,680	9.15	681,130	8.24	658,266	8.11	4.27	15,409,180	8.28
466,831	5.77	401,028	4.85	414,865	5.11	5.31	7,816,442	4.20
154,324	x	150,585	1.82	246,247	3.04	4.17	5,910,160	3.18
x	x	x	x	x	x	x	6,579,886	3.54
156,677	1.94	287,643	3.48	228,942	2.82	4.50	5,084,035	2.73
-	-	-	-	-	-	-	693,828	0.37
-	-	-	-	x	x	x	246,790	0.13
263,601	3.26	186,207	2.25	177,952	2.19	1.94	9,194,451	4.94
88,114	1.09	80,799	0.98	79,226	0.98	0.45	17,719,938	9.52
-	-	-	-	-	-	-	750,643	0.40
662,476	8.19	624,082	7.55	649,673	8.01	6.87	9,455,678	5.08
423,033	5.23	471,561	5.70					
				127,606	1.57	5.88	2,169,243	1.17
				268,885	3.31	6.45	4,169,667	2.24
				x	x	x	374,424	0.20
75,035	0.93	76,899	0.93	88,419	1.09	3.28	2,697,637	1.45
x	x	x	x	-	-	-	4,408,003	2.37
x	x	x	x	x	x	x	8,506,920	4.57
47,028	0.58	49,993	0.60	54,669	0.67	0.54	10,109,782	5.43
5,558	0.07	x	x					
111,678	1.38	108,332	1.31	118,472	1.46	8.38	1,413,473	0.76

(3) 道内主要都市比較

【事業所数】

(単位：事業所・%)

順位	平成18年 (2006)			平成19年 (2007)			平成20年 (2008)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
1	1,167	17.13	札幌	1,173	17.37	札幌	1,114	16.83	札幌
2	449	6.59	旭川	425	6.29	旭川	431	6.51	旭川
3	380	5.58	函館	365	5.41	函館	339	5.12	函館
4	306	4.49	小樽	301	4.46	小樽	293	4.43	小樽
5	240	3.52	苫小牧	232	3.44	苫小牧	225	3.40	苫小牧
6	231	3.39	釧路	226	3.35	釧路	223	3.37	釧路
7	165	2.42	北見	155	2.30	室蘭	168	2.54	室蘭
8	155	2.28	室蘭	155	2.30	北見	150	2.27	北見
9	151	2.22	帯広	154	2.28	石狩	147	2.22	帯広
10	144	2.11	石狩	148	2.19	帯広	142	2.15	石狩
	6,813	100.00	全道計	6,752	100.00	全道計	6,618	100.00	全道計

【従業者数】

(単位：人・%)

順位	平成18年 (2006)			平成19年 (2007)			平成20年 (2008)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
1	29,291	16.03	札幌	31,285	16.48	札幌	30,187	16.26	札幌
2	10,575	5.79	苫小牧	11,486	6.05	苫小牧	11,240	6.06	苫小牧
3	9,853	5.39	旭川	9,610	5.06	旭川	9,740	5.25	旭川
4	9,348	5.12	函館	9,535	5.02	函館	8,671	4.67	函館
5	8,063	4.41	小樽	8,037	4.23	小樽	8,092	4.36	室蘭
6	7,438	4.07	室蘭	7,740	4.08	室蘭	7,951	4.28	小樽
7	6,229	3.41	千歳	7,664	4.04	千歳	7,091	3.82	千歳
8	5,951	3.26	釧路	6,241	3.29	釧路	6,084	3.28	釧路
9	5,108	2.80	帯広	5,301	2.79	帯広	5,076	2.73	帯広
10	4,973	2.72	恵庭	5,212	2.74	恵庭	4,941	2.66	恵庭
	182,681	100.00	全道計	189,875	100.00	全道計	185,625	100.00	全道計

【製造品出荷額等】

(単位：万円・%)

順位	平成18年 (2006)			平成19年 (2007)			平成20年 (2008)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
1	92,457,257	16.08	室蘭	104,322,840	18.18	苫小牧	116,970,711	19.77	苫小牧
2	92,186,556	16.03	苫小牧	55,019,874	9.59	札幌	63,432,462	10.72	室蘭
3	50,975,537	8.87	札幌	54,849,061	9.56	室蘭	51,624,537	8.72	札幌
4	25,599,467	4.45	釧路	27,676,275	4.82	釧路	28,553,825	4.83	釧路
5	21,368,693	3.72	千歳	22,636,177	3.94	千歳	22,659,521	3.83	千歳
6	18,086,442	3.15	旭川	19,420,096	3.38	函館	18,934,603	3.20	旭川
7	18,058,488	3.14	函館	19,064,145	3.32	旭川	18,466,050	3.12	函館
8	15,493,668	2.69	小樽	16,233,706	2.83	北見	16,752,122	2.83	小樽
9	14,811,183	2.58	北見	16,214,140	2.82	小樽	13,632,055	2.30	北見
10	14,690,414	2.56	恵庭	15,014,139	2.62	恵庭	13,502,168	2.28	恵庭
	574,959,206	100.00	全道計	573,959,506	100.00	全道計	591,742,414	100.00	全道計

【粗付加価値額等】

(単位：万円・%)

順位	平成18年 (2006)			平成19年 (2007)			平成20年 (2008)		
	シェア	都市名		シェア	都市名		シェア	都市名	
1	22,796,415	13.52	札幌	23,345,843	12.44	札幌	21,997,441	11.82	苫小牧
2	20,568,067	12.20	苫小牧	17,785,520	9.47	室蘭	20,752,653	11.15	札幌
3	10,667,052	6.33	室蘭	17,688,666	9.42	苫小牧	19,013,000	10.22	室蘭
4	9,544,839	5.66	釧路	9,769,420	5.20	釧路	9,631,825	5.18	釧路
5	9,393,288	5.57	千歳	9,766,771	5.20	千歳	9,237,941	4.96	千歳
6	8,093,135	4.80	旭川	8,266,685	4.40	旭川	8,111,744	4.36	旭川
7	6,806,186	4.04	函館	7,068,637	3.77	函館	5,970,243	3.21	北見
8	6,472,442	3.84	小樽	6,606,516	3.52	恵庭	5,966,783	3.21	小樽
9	6,462,071	3.83	恵庭	6,410,552	3.41	北見	5,656,167	3.04	函館
10	5,457,814	3.24	北見	5,944,187	3.17	小樽	4,724,677	2.54	帯広
	168,608,355	100.00	全道計	187,731,683	100.00	全道計	186,115,869	100.00	全道計

資料：工業統計調査（経済産業省），P145の注参照のこと。

5 大規模小売店舗

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

【店舗数・延床面積・店舗面積】

店 舗 数	店 舗 面 積
73 店舗	415,457 m ²

※平成 12 年 6 月 1 日施行「大規模小売店舗立地法」に基づく店舗面積 1,000 m²を超える大規模小売店舗の店舗数・店舗面積

【参考：平成 19 年商業統計調査時点の状況】

項 目	説 明	現 況
①北海道の行政人口	平成 19 年 6 月末現在	5,606,594 人
②旭川市の行政人口	〃	357,472 人
③北海道の年間小売販売額	平成 19 年商業統計調査	6,156,539 百万円
④旭川市の年間小売販売額	〃	403,997 百万円
⑤旭川市の商業人口	④÷③×①	367,909 人
⑥旭川市の小売業店舗数	平成 19 年商業統計調査	2,727 店
大型店	(市独自集計)	73 店
⑦旭川市の小売業売場面積	平成 19 年商業統計調査	515,753 m ²
⑧ 大型店	〃 (市独自集計)	413,818 m ²
⑨大型店売場面積シェア	⑧÷⑦	80.24 %
⑩大型店売場面積 1 m ² 当り支持人口	⑤÷⑧	0.89 人

【大規模小売店舗一覽】

(平成22年4月1日現在)

大規模小売店舗の名称	所在地	設置者	建物の概要		小売業の概要		開店年月	備考
			業態	延床面積 店舗面積	業者数	主な小売業者		
旭川1.8ビル、旭川駅前共同ビル	宮下通8丁目51号、1条通8丁目 春光6区1条3丁目	(株)西武百貨店 外16	百貨店	49,442 24,177	64	(株)西武百貨店	S50. 8	
旭川春光ショッピングセンター	春光6区1条3丁目	(株)長崎屋エステート	スーパー	30,228 13,151	20	(株)長崎屋旭川店	H 4. 11	メガドンキ旭川店
旭川ショッピングセンターパワーズ	永山11条4丁目120-36	(株)富士管財	専門店	6,161 4,222	2	ホーマック(株)	H 6. 4	
旭川ターミナルビル(株)	宮下通7丁目4152番地11	北海道旅客鉄道(株)	寄合	27,203 9,972	34	(株)発信グループ	S57. 10	エスタ
旭川豊岡タウンプラザホーマック豊岡店	豊岡4条4丁目4-1 外	セントラルリーディングシステム(株)	専門店	4,372 3,795	1	ホーマック(株)	H12. 4	
旭川豊岡タウンプラザホクレンショッピング豊岡	豊岡3条4丁目6番1 外	セントラルリーディングシステム(株)	スーパー	2,945 1,734	1	(株)エコー旭川	H12. 4	
旭川日産複合店舗	春光6区1条1丁目365番地	旭川日産自動車(株)	専門店	3,499 2,078	2	ホーマック(株)	S63. 12	
旭町ショッピングセンター	旭町1条7丁目2631番地 外	中道リース(株)	スーパー・ 専門店	4,434 3,456	3	㈱ダイイチ・㈱もがみやFitsカンパニー・㈱ソルハ	H15. 7	ブックオフ
アルペン永山2条店	永山2条3丁目42 外	(株)アルペン	専門店	8,137 3,696	1	(株)アルペン	H 8. 12	
イオン旭川西ショッピングセンター	緑町23丁目 外	イオン(株)	スーパー・ 専門店	85,550 38,534	73	イオン(株)外	H16. 4	
ウエストンパワーズ	永山12条3丁目122番59	(株)ふじ	スーパー	10,425 8,874	6	㈱ふじ、日本トイザらス(株)、㈱サンドラック(株)、㈱カネカのソナリ、㈱ニューステップ、㈱ユニクロ	H14. 11	グループサイト豊永山館と統合
エコープ神居店	神居2条10丁目	旭川市神居農業協同組合	スーパー	2,260 1,168	—	—	—	
エコープ東旭川店	東旭川北1条5丁目	東旭川農業協同組合	スーパー	1,595 1,053	1	—	—	
旭友ストア旭町店	旭町2条4丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	2,071 1,279	1	旭川電気軌道(株)	S44. 11	
スーパーセンタートライアル神楽店	神楽4条12丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	2,807 2,017	1	旭川電気軌道(株)	H21. 11	
旭友ストアツインハープ店	旭神町15丁目-15 外	旭川電気軌道(株)	スーパー	4,091 2,733	1	旭川電気軌道(株)	H 9. 11	
旭友ストア西店	4条通1丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	3,302 2,351	1	旭川電気軌道(株)	S51. 11	
ベストプライス南6条通店	南5条通24丁目121番地	(有)エスエスケシステム	スーパー	2,647 1,931	1	㈱ふじ	H22. 4	
コープさっぽろ神楽店、ホーマック神楽店	神楽4条5丁目1-22、419-68	(協)市民生協コープさっぽろ	スーパー・ 専門店	12,838 6,331	2	ホーマック(株)	H 9. 11	
コープさっぽろシーナ店	永山3条15丁目	生活協同組合コープさっぽろ	スーパー	15,502 9,573	12	生活協同組合コープさっぽろ	S51. 12	
コープさっぽろ春光店	末広4条1丁目452	京阪神不動産	スーパー	7,215 4,607	—	(協)市民生協コープさっぽろ	H 6. 9	
ベストプライス末広東店	末広東1条8丁目	㈱ふじ	スーパー	4,558 2,808	2	㈱ふじ、㈱青五	H21. 10	
コープさっぽろ近文店	北門町14丁目	(協)市民生協コープさっぽろ	スーパー	3,447 1,522	—	(協)市民生協コープさっぽろ	S47. 12	ツルハ、クラブ クラブ
コープさっぽろ忠和店	忠和5条8丁目1-21	(株)島田ビル	スーパー	3,844 2,094	3	生活協同組合コープさっぽろ	H 7. 11	
コープさっぽろルミネ東光店	豊岡1条5丁目	(株)アルモ	スーパー	11,285 6,930	7	生活協同組合コープさっぽろ	H 5. 10	
三番館ビル(株)	3条15丁目右1号	三番館ビル(株)	専門店	7,988 5,525	2	(株)丸善三番館	—	
サンフンド旭川3条店	3条通18丁目	登鶴(株)、(株)サンフンド	専門店	2,288 1,548	1	(株)サンフンド	H 2. 7	サッポロドラッグ ストア
G. L. O. ホンボ旭川店	永山11条3丁目119-37 外	(株)ジー・エル・オー	専門店	5,719 3,481	1	(株)ジー・エル・オー	H 6. 12	
ショッピングセンターハルプタウン	ハルプ町1条2丁目505-1 外	(株)ラルズ	スーパー	8,725 6,341	1	(株)ラルズ	H12. 11	
ショッピングセンターパワーズα	永山11条4丁目119番地49 外	(株)富士管財	寄合	4,381 2,046	4	フジジュランド	H 8. 1	
ショッピングプラザアスハ永山いさみやビル	永山8条4丁目98番地3号 外	中道リース(株)、(株)いさみや	スーパー	10,251 7,966	9	(株)北海道ヤマキ	H 2. 3	

ショッピングプラザダイイチ	末広1条7丁目265番地	(株)ダイイチ	スーパー	4,138	1,771	4	(株)ダイイチ	S52. 5	
ショッピングプラザ東光	東光12条6丁目203番3	トステムビバ(株)	スーパー	6,760	4,099	7	(株)ダイイチ、(株)けんたろう、(株)ツルハ	H 3. 11	
スーパーズポートゼビオ旭川店	永山3条3丁目78番1 外	中商(株)	専門店	8,617	4,062	1	ゼビオ(株)	H12. 10	
ベストプライス神居店	神居2条5丁目130番 外	(株)ふじ	スーパー	2,378	1,650	1	(株)ふじ	H 8. 9	
ベストプライス神居東店	神居2条13丁目265番 外	(株)ふじ	スーパー	2,259	1,629	1	(株)ふじ	H11. 8	
ベストプライス10条通店	10条通23丁目2番1 外	(株)ふじ	スーパー	2,479	2,029	1	(株)ふじ	H11. 2	
スーパーチェーンふじ南6条店	南6条25丁目	(株)ふじ	スーパー	1,526	1,161	2	(株)ふじ	S53. 10	休業
ゼビオ旭川四条店	4条西2丁目246番2 外	(株)土屋ホーム	専門店	4,091	1,380	1	ゼビオ(株)	H 4. 1	
ダイイチ東旭川店	東旭川北1条1丁目25番地1 外	(株)ダイイチ	スーパー	3,735	2,484	5	(株)ダイイチ	H12. 2	
第一ビル	1条通7丁目47番地	(有)中保薬局 外7	寄合	16,089	8,580	40	—	—	EXC!
大成ファミリープラザ	6条通14丁目	交洋不動産(株)	スーパー	42,527	15,335	31	(株)イトーヨーカ堂	S55. 7	
(株)大善	流通団地2条3丁目16番地	(株)大善	スーパー	2,386	1,545	4	(株)旭川大善	H 5. 12	
マルカッツバート	2条通7丁目右10号	住友信託銀行(株)、(株)酒井商店	百貨店	17,897	11,956	34	旭川リーテルマネジメント(有)、道北ラルス	—	
豊岡ショッピングセンター	豊岡3条2丁目	旭川電気軌道(株)	スーパー	34,680	11,650	18	ワールドホーム(株)、旭川電気軌道(株)	S58. 5	
ドン・キホーテ旭川店	永山3条4丁目1番3号	ゼビオ(株)	専門店	5,121	2,645	1	(株)ドン・キホーテ	H 4. 10	休業
永山ショッピングセンター	永山6条13丁目85-1 外	マックスバリュ北海道(株)、(株)しまむら、(株)さくら	スーパー・専門店	4,496	3,439	3	マックスバリュ北海道(株)、(株)しまむら、(株)ツルハ	H14. 11	
二条通ショッピングセンター	2条通23丁目110番1 外	(株)ダイイチ、昭和木材(株)	スーパー・専門店	5,414	3,771	3	(株)ダイイチ、(株)ツルハ	H17. 3	
ニトリ春光店	花咲町5丁目2272番14	(株)ニトリ	専門店	15,515	13,079	6	(株)ニトリ	H 8. 3	
人形・オモチャショップヨシダ	本町2丁目437番229	(有)ヨシダ	専門店	2,050	1,186	1	(有)ヨシダ	H 5. 11	
浜田商事(株)	東6条3丁目	浜田商事(株)	専門店	1,895	1,476	1	浜田商事(株)	S46. 9	家具のはまだ
ビッグハウス西神楽店	緑が丘5条1丁目56-1、2、15	荒川省吾	スーパー	3,460	2,388	1	(株)道北ラルス	H13. 11	
100満ポルト旭川永山店	永山3条8丁目76番地1	(有)百満ポルト旭川	専門店	2,350	2,016	1	(有)百満ポルト旭川	H10. 6	
ファッションセンターしまむら神居店・ダイイチ神居店	神居7条1丁目1番2号 外	土田恰子、土田敏之	専門店・スーパー	2,208	1,811	2	(株)しまむら、(株)ダイイチ	H15. 4	
ファッションセンターしまむら西神楽店	西御料1条1丁目1番1号	丸信、信栄産業(株)	専門店	1,399	1,290	1	(株)しまむら	H14. 10	
ファッションプラザオクノ	3条通7丁目右10号	(株)オクノ 外3	寄合	10,819	5,497	25	(株)きりあき	—	
フードパワーセンターバリュエー東光店	東光10条7丁目147番地	(株)ラルス	スーパー	2,999	1,960	5	(株)ラルス	S54. 10	
ベストプライス六合店	末広3条1丁目	(株)ふじ	スーパー	2,879	1,951	1	(株)ふじ	S51. 12	
ホームマックススーパーデポ春光店	花咲町6丁目2272-13 外	第一硝子(株)	専門店	8,409	7,392	1	ホームマックス(株)	H17. 3	
ホームマックス東光店	東光8条1丁目3番5号	石川輝光	専門店	2,082	1,498	1	ホームマックス(株)	S61. 4	ジュアマルシェ東光
ホクレンジョップ豊岡店	豊岡4条1丁目274番2号	旭正農業協同組合	スーパー	3,672	1,700	3	(株)エコーブ旭川	H10. 9	
ホクレンジョップ北部店	花咲町7丁目3842番地1	旭川市農業協同組合	スーパー	2,995	1,766	5	(株)エコーブ旭川	H10. 9	
ホクレンジョップ緑が丘店	緑が丘3条3丁目1番地2	旭川市農業協同組合	スーパー	2,876	1,293	3	(株)エコーブ旭川	H10. 9	
ポストフル春光店	春光町10番地2 外	(株)ポストフル	スーパー	22,079	13,085	16	(株)ポストフル	H 8. 5	
ポストフル永山店	永山3条12丁目55番1	東栄(株)	スーパー	25,617	14,004	16	(株)ポストフル	H 2. 10	

(株)丸井今井旭川店	1条通8丁目左1号	(株)丸井今井	百貨店	40,195	22,329	1	(株)丸井今井	S53. 11	休業
宮前ショッピングセンター	宮下通18丁目 外	北海道ジェイ・アール都市開発(株)	スーパー・専門店	8,045	6,330	3	マックスバリュ北海道(株)、 ハ、(株)ベスト電器	H16. 6	
ヤマダ電機テックランド旭川店	緑町12丁目2719番1 外	(株)ダイエー	専門店	25,346	10,991	3	(株)ヤマダ電機・(株)宮脇書店 他	H 8. 5	
吉田ビル	4条通25丁目	吉田コンクリート工業(株)	専門店	3,610	2,810	1	(株)ニトリ	S61. 10	
WAO100満ポルト旭川店	西御料5条1丁目1番5号	(株)サンキュー高島屋	専門店	9,351	4,180	1	(有)百満ポルト旭川	H14. 6	
ヤマダ電機テックランド旭川大雪通店	大雪通2丁目484番3号	第一砕石(株)	専門店	13,250	4,933	1	(株)ヤマダ電機	H17. 9	
ウエスタン川端ショッピングセンター	川端町7条10丁目2213-23ほか	(株)ふじ	スーパー・専門店	11,926	8,857	5	(株)ふじ、(株)サッポロドラッグストア、 (株)セガアミュージメント、(株)米澤商店、(株)ゲオ	H17. 12	
北彩都ショッピングセンター	旭川市南6条通18丁目2182-2ほか	三井住友ファイナンス&リース(株)	スーパー・専門店	19,068	15,456	2	ホーマック(株)、(株)ふじ	H20. 8	

6 観光入込客数

【日帰・宿泊別，道外・道内別】

(単位：人・泊・%)

内 訳	総 数	日帰・宿泊別内訳		道内・道外別内訳		宿泊客延数
		日帰・通過	宿泊客	道外客	道内客	
平成 17 年(2005)	5,643,100	5,167,900	475,200	2,548,300	3,094,800	596,900
前年比	32.6	38.5	▲9.3	53.2	19.4	3.5
構成比	100.0	91.6	8.4	45.2	54.8	
平成 18 年(2006)	6,977,100	6,435,800	541,300	3,395,100	3,582,000	697,400
前年比	23.6	23.6	13.9	33.2	15.7	16.8
構成比	100.0	92.2	7.8	48.7	51.3	
平成 19 年(2007)	7,334,300	6,744,500	589,800	3,845,000	3,489,300	748,000
前年比	5.1	4.8	9.0	13.3	▲2.6	7.3
構成比	100.0	92.0	8.0	52.4	47.6	
平成 20 年(2008)	6,731,400	6,151,200	580,200	3,493,800	3,237,600	691,600
前年比	▲8.2	▲8.8	▲1.6	▲9.1	▲7.2	▲7.5
構成比	100.0	91.4	8.6	51.9	48.1	
平成 21 年(2009)	6,365,200	5,801,000	564,200	3,411,000	2,954,200	660,200
前年比	▲5.4	▲5.7	▲2.8	▲2.4	▲8.8	▲4.5
構成比	100.0	91.1	8.9	53.6	46.4	

(資料：北海道観光入込客数調査)

【季 節 別】

(単位：人・%)

内 訳	総 数	春 季	夏 季	秋 季	冬 季
		(4~5月)	(6~9月)	(10~11月)	(12~3月)
平成 17 年(2005)	5,643,100	647,700	3,043,300	777,500	1,174,600
前年比	32.6	25.9	33.1	17.2	48.3
構成比	100.0	11.5	53.9	13.8	20.8
平成 18 年(2006)	6,977,100	773,800	3,589,200	998,300	1,615,800
前年比	23.6	19.5	17.9	28.4	37.6
構成比	100.0	11.1	51.4	14.3	23.2
平成 19 年(2007)	7,334,300	852,600	3,864,000	1,063,100	1,554,600
前年比	5.1	10.2	7.7	6.5	▲3.8
構成比	100.0	11.6	52.7	14.5	21.2
平成 20 年(2008)	6,731,400	878,300	3,623,300	996,500	1,233,300
前年比	▲8.2	3.0	▲6.2	▲6.3	▲20.7
構成比	100.0	13.1	53.8	14.8	18.3
平成 21 年(2009)*	6,365,200	775,800	3,449,800	904,800	1,234,800
前年比	▲5.4	▲11.7	▲4.8	▲9.2	0.1
構成比	100.0	12.2	54.2	14.2	19.4

資料：北海道観光入込客数調査，*平成 21 年度は速報値)

IX 関係団体

商工指導機関関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川商工会議所	常盤通1丁目	会頭 新谷 龍一郎	22-8411 F22-2600
あさひかわ商工会	永山2条19丁目	会長 中村 彰利	48-1651 F47-6829
北海道商工会連合会道北支所	永山2条19丁目	支所長 石橋 孝	73-5512 F73-5513
北海道中小企業団体中央会上川支部	常盤通1丁目 道北経済センター内	支部長 福島 栄三	22-5601 F22-5921
中小企業大学校旭川校	緑が丘東3条2丁目2番1号	校長 古橋 修平	65-1200 F65-2190

商業関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
(社) 旭川物産協会	6条通11丁目 ラポール6条古田ビル1階	会長 中川 竹志	26-4200 F25-2678
旭川市商店街振興組合連合会	4条通8丁目1705番地の6	理事長 鳥居 幸廣	23-7404 F23-7405
旭川平和通買物公園企画委員会	4条通8丁目1705番地の6	委員長 鳥居 幸廣	26-0815 F26-0821
銀座仲見世通り運営委員会	3条通15丁目 銀ビル内	委員長 宮口 幸治	23-1210 F23-1210
旭川卸商連盟	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 山口 誠二	22-8411 F22-2600
(財) 道北地域 旭川地場産業振興センター	神楽4条6丁目	理事長 西川 将人	61-2283 F62-1903
まちづくりあさひかわ推進協議会	常盤通1丁目 旭川商工会議所内	会長 工藤 善美	22-8411 F22-2600

商店街振興組合関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川平和通商店街振興組合	4条通8丁目1705番地の6	理事長 鳥居 幸廣	26-0815 F26-0821
旭川平和通三和商店街振興組合	9条通7丁目 福井装飾内	理事長 福井 修二	24-2296 F24-2299
旭川銀座商店街振興組合	3条通15丁目 銀ビル内	理事長 宮口 幸治	23-1210 F23-1210
旭川みずほ通商店街振興組合	旭町2条3丁目 カネツ種苗園内	理事長 土井 邦由	51-2361 F53-9185
緑橋ビル商店街振興組合	3条通8丁目 緑橋ビル商店街(振)事務所	理事長 菅田 正幸	23-4741 F23-4742
大町住吉商店街振興組合	大町2条9丁目 (有)北海道品内	理事長 川上 邦義	52-0425 F51-5262
豊岡商店街振興組合	豊岡4条2丁目 ハセ トケイメガネ店内	理事長 長谷 敏治	31-1024 F31-1032

工業関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号
(一財)旭川生活文化産業振興協会	緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内	理事長 新 谷 龍一郎	68-2820 F68-2828
旭川リサーチパーク 企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部 ものづくり推進室産業振興課内	会長 出 口 泰 寛	25-9115 F26-7093
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北海道支部	札幌市北区北7条西2丁目8番 地北ビル 2F	支部長 宮 地 正 巳	011- 747-7714
旭川市企業誘致推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部 ものづくり推進室産業振興課内	会長 新 谷 龍一郎	25-9115 F26-7093
旭川家具工業協同組合	永山2条10丁目1番35号	理事長 桑 原 義 彦	48-4135 F48-4749
旭川建具事業協同組合	永山7条1丁目4番17号	理事長 三 浦 邦 昭	22-2566 F22-2568
旭川クラフト普及協会	旭岡1丁目21-8 (株)ドリミーパース内	会長 小 関 浩 彦	50-3344 F50-3345
旭川工芸デザイン協会	旭岡2丁目12-8 あとリエ草創内	会長 中 井 啓二郎	52-9945 F52-9945
旭川木彫・工芸品協会	東光4条4丁目1-16 北都工芸社内	会長 菅 野 秀 雄	32-5775 F32-5775
ミクル	永山13条3丁目1-10 (有)北嶺工匠 to・mo・ni 事業部内	会長 井 上 寛 之	050-5523- 8814 F25-6664
旭川広告デザイン協議会	2条通9丁目 デザインピークス内	会長 矢 筈 野 義 之	26-6850 F26-6864
旭川デザイン協議会	宮下通11丁目	会長 小 林 謙	23-3000 F23-3005
旭川陶芸協会	神楽岡8条5丁目2-13	会長 小 木 美 則	65-3756 F65-3756
旭川やきもの協会	末広4条1丁目1-43 奏工房内	会長 速 水 登 稔	54-7207 F54-7207
旭川機械金属工業振興会	工業団地3条2丁目1番18号 旭川市工業技術センター内	会長 佐々木 通 彦	36-3111 F36-4461
旭川鐵工組合	工業団地3条2丁目1番18号 旭川市工業技術センター内	組合長 檜 山 正 人	36-4936 F36-5382
旭川溶接協会	工業団地3条2丁目1番18号 旭川市工業技術センター内	会長 松 田 誠 一	36-4153 F36-5382
(社)北海道機械工業会旭川支部	永山町6丁目鉄工団地 (株)長谷川工作所内	支部長 長谷川 敦 彦	48-4221 F48-4224
旭川総合鉄工団地協同組合	永山町6丁目	代表理事 表 豊	48-2922 F48-1480
旭川工業団地協同組合	工業団地3条1丁目2番15号	理事長 宮 崎 孝 次	36-4955 F36-5232
旭川食品加工協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部 ものづくり推進室産業振興課内	会長 須 藤 雄 一	25-9114 F26-7093

観光関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
大雪山国立公園観光連盟	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部観光課内	会長 西川 将人	25-7168 F26-8585
上川地方観光連盟	永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内	会長 山崎 博幸	46-5277 F46-5299
(社) 旭川観光協会	常盤通1丁目 道北経済センター内	会長 山崎 博幸	23-0090 F23-1166
旭川コンベンションビューロー	6条通10丁目 旭川市第三庁舎1F	会長 西川 将人	25-5133 F25-3755
あさひかわ観光誘致宣伝協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部観光課内	会長 西野目 信雄	25-7168 F26-8585
旭川ホテル旅館協同組合	3条通8丁目 緑橋ビル2号館2F	理事長 太田 英司	26-4189 F22-5132
きた北海道・ 大雪広域観光情報推進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部観光課内	会長 西川 将人	25-7168 F26-8585
北・北海道 中国観光客誘致実行委員会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部観光課内	会長 西野目 信雄	25-7168 F26-8585

技能・労働関係

団体等名称	所在地	代表者氏名	電話番号
旭川市技能振興協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部経済総務課内	会長 飛騨野 正幸	25-7152 F26-7093
(財) 旭川市勤労者共済センター	5条通10丁目 旭川市五条庁舎2F	理事長 石田 一彦	23-9997 F29-3577
(社) 旭川市シルバー人材センター	春光町3639番4	理事長 内藤 秀夫	51-1600 F55-2537
旭川公共職業安定所	春光町10番58号	所長 山口 雅弘	51-0176 F51-4594
旭川労働基準監督署	宮前通東4155番地31 旭川合同庁舎西館6階	署長 吉村 直起	35-5901 F35-6599
旭川職業能力開発促進センター	永山8条20丁目	所長 酒井 浩之	48-2412 F48-2476
道立旭川高等技術専門学院	緑が丘東3条2丁目	学院長 福井 浩	65-6667 F65-5565
(職) 旭川建築職業訓練協会	永山9条1丁目 旭川建築総合センター内	会長 高橋 有司	26-1403 F26-8823
(職) 旭川左官職業訓練協会	花咲町1丁目	会長 美浪 利光	53-2300 F53-2306
北海道旭川地方技能士会	永山6条19丁目 上川総合振興局商工労働観光課内	会長 橋本 一隆	46-5278 F46-5279
連合北海道旭川地区連合会	4条西6丁目 道北労福センター内	会長 小黒 修司	29-3705 F25-0797
旭川市雇用機会拡大協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部経済総務課内	代表 立花 謙二	26-3664 F26-7093
上川中部季節労働者通年雇用促進協議会	6条通10丁目 旭川市第三庁舎3F 旭川市経済観光部経済総務課内	代表 西川 将人	26-3601 F26-7093

金融関係

団 体 等 名 称	所 在 地	代表者氏名	電話番号
(株) 日本政策金融公庫 旭川支店	4条通9丁目 朝日生命 旭川ビル内	支店長 深 田 穂 積	・国民生活 事 業 T23-5241 F25-8087 ・中小企業 事 業 T24-4161 F23-3933
(株) 商工組合中央金庫旭川支店	5条通9丁目	支店長 小 川 健 夫	26-2181 F24-3869
日本銀行旭川事務所	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	所長 尾 冢 啓 之	23-3181 F29-2012
北海道信用保証協会旭川支店	7条通13丁目	支店長 三 原 雄 一	24-1441 F25-5649
(社) 旭川銀行協会	4条通9丁目 旭川北洋ビル内	会長 水 口 千 秋	26-4628 F26-4629

平成22年度 経済観光部施策の概要

平成22年9月発行

発 行 旭川市

編 集 旭川市経済観光部

〒070-8525

旭川市6条通10丁目

旭川市第三庁舎3階

TEL 0166-25-7152